

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5001A	5001001			z07001	金融庁、	公認会計士法第16条の2	公認会計士法第16条の2により、外国の公認会計士の資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による承認を受け、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、公認会計士としての業務を行うことができることとされているが、1976年以降、外国公認会計士の承認のための試験又は選考は行われていない。	c		当該規定は我が国における公認会計士制度創設時に、緊急に公認会計士の数の増加を図る等の必要から、外国の公認会計士を招聘する趣旨で導入されたものである。現行の公認会計士試験制度には受験資格の制限はなく、現状において、外国公認会計士を承認するための特別の試験又は選考を行う必要性は低いものと考え、						個人	1	A	外国公認会計士登録の実施	公認会計士法第16条の2に基づき、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録の実施	金融庁企業開示課公認会計士係に問い合わせたところ、この条文は戦後、公認会計士が不足していた時期に外国の公認会計士にも資格を承認していたが、現在では運用されていないとの回答でした。また、日本公認会計士協会に外国公認会計士名簿への登録方法を尋ねてみました。答えは、「昭和50年12月以降、資格の承認のための試験・選考等は実施されておらず、手続・試験等の詳細については資格の承認を実施する公認会計士・監査審査会まで、お問い合わせ願います。」というものでした。つまり、外国公認会計士名簿というものは、現在では存在しないというふうです。次に、公認会計士・監査審査会に問い合わせたところ、外国公認会計士への試験・選考は実施されておらず、日本人であれば、日本の公認会計士の試験を受けてくださいと言われました。	私は、アメリカ、ワシントン州のライセンスを保有する米国公認会計士ですが、税理士法、公認会計士法の条文に基づき、日本の税理士資格を取得することを考えております。しかしながら、公認会計士法に規定されている外国公認会計士名簿への登録が実施されておらず、困っております。根拠条文は、公認会計士法第16条の2、税理士法第3条2項になります。これらの条文を読み米国公認会計士も日本の税理士登録が可能ではないかと思いい関係部署に問い合わせました。ところが答えはNoでした。しかしよく考えてみると法と国家である以上、法律に基づき正しく業務を遂行するのが、役所及び関係団体の義務ではないでしょうか。業界独自の解釈で判断するのは業界のエゴであり、誤りではないかと思えます。小泉政権以来、官邸主導の政治を行っていることもあり、内閣府規制改革・民間開放推進室に陳情させていただくことにいたしました。	根拠条文は、公認会計士法第16条の2、税理士法第3条2項になります。	
5015A	5015001			z07002	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第3項、第212条の2第1項第1号、第212条の4第3項第1号、第212条の5第3項1号	銀行等が一定規模以下の小規模事業者に対し、事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人の役員(代表者を除く。)に対して手数料その他の報酬を得て保険募集を行うことが禁止されている。	c		本件規制は、小規模企業者の場合、従業員が事業主等といわば運命共同体のような密接な関係にあり、企業資金繰りを巡り銀行等の影響が当該従業員に及ぶおそれが高いことから設けられているものである。モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。						(社)全国地方銀行協会	1	A	銀行の保険窓販制度に関する規制改革	銀行の保険窓販に係る融資先販売規制を廃止または緩和する。	( *右欄より) また、その際、勤務先が銀行から融資を受けているという事実を伝えることは守秘義務の観点から困難であり、謝絶理由について顧客の理解を得ることができない事態が生じている。 本規制は、保険契約者だけでなく(被保険者が融資先であるケースも対象としているが、契約当事者ではない被保険者が融資先であるという理由だけで圧力販売が生じるとは考えにくく、過重な規制である。 本規制により、銀行の保険窓販については、ワンストップ化による顧客利便向上といった商品拡大の目的が達成できていない。また、顧客が申告する勤務先と銀行データベースの照合が必要となり、手続きに時間がかかるため、この点からも顧客利便の低下を招いており、かつ銀行の事務負担も大きくなっている。 以上のことから、融資先販売規制を廃止するか、または、少なくとも、顧客とのトラブル防止の観点から、従業員、被保険者については規制対象外とすべきである。	銀行における保険窓販については、平成17年12月より販売商品が拡大された際、銀行による圧力販売を防止するとの観点から、新たな弊害防止措置として、事業資金の融資先である法人、その代表者、小規模事業者の場合は従業員も対象)および個人事業主への保険販売を禁止する「融資先販売規制」が設けられた。しかし、銀行の保険窓販にかかる圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、保険業法に特別な規制を設けることは不要である。 また、本規制は、次のとおり圧力販売が起り得ないケースまで規制する過剰なものであり、顧客の利便性を著しく損ない、現実の販売窓口において顧客の理解も得にくいものとなっている。 顧客が自ら来店して保険加入意思を示した場合など圧力販売が起り得ないケースについても、本規制の要件に該当すれば申込みを謝絶せざるを得なくなっている。 特に、融資先の従業員については、自分の勤務先の融資取引銀行を知らないことが通常であり、その場合には当然に圧力販売も起り得ないが、融資先の従業員であるという理由だけで申込みを謝絶せざるを得なくなっている。( *左欄に続く)	保険業法施行規則 第211条第3項第1号、第211条の2第3項第1号	
5015A	5015002			z07003	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第3項第3号、第212条の4第3項第3号、第212条の5第3項第3号	銀行等は、事業性資金の貸付けを担当する者が、保険募集を行わないことを確保するための措置を講じなければならない。当該銀行等が特例地域金融機関である場合においては、当該措置に代わるものとして、金融庁長官が定める次のいずれかの措置を講じなければならない。当該職員が直接の担当先の関係者を対象とする保険契約の締結の代理又は媒介を行わないことを確保する措置。当該職員が直接の担当先の関係者を対象とする保険契約の締結の代理又は媒介を行った場合に、それが法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者を本店等に配置する措置	c		保険の圧力募集が生じないために定められた規制であり、対応は困難である。なお、モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。					(社)全国地方銀行協会	2	A	銀行の保険窓販制度に関する規制改革	銀行の保険窓販に係る担当者分離規制を廃止する。	( *右欄より) 地方銀行については、本規制の適用を受けない特例地域金融機関となる選択が認められているものの、保険金額の制限(1千万円)が課せられるため、顧客ニーズに十分に応えられないうえ、銀行としても金額を管理する負担が大きいの。 本規制により、銀行の保険窓販については、ワンストップ化による顧客利便向上という商品拡大の目的が達成できていない。以上ことから、独占禁止法の遵守を前提として、担当者分離規制を廃止すべきである。	銀行における保険窓販については、平成17年12月より販売商品が拡大された際、銀行による圧力販売を防止するとの観点から、新たな弊害防止措置として、事業資金の融資担当者と保険募集担当者の分離を義務づける「担当者分離規制」が設けられた。しかし、銀行の保険窓販にかかる圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、保険業法に特別な規制を設けることは不要である。 地方銀行の場合、多くの行員が事業性融資の担当を兼務しているため、保険販売要員の確保が難しく、保険窓販を推進するうえでの障壁となっている。顧客にとっても、保険ニーズがあっても来店した際に迅速な対応が受けられず、利便性の低下を招いている。また、例えば、富裕層顧客等について銀行員がファイナンシャルプランナーとして資産調達・運用両面からの総合的なアドバイスを行っている場合、保険の活用まで含めた総合的な提案をすることができないし、( *左欄に続く)	保険業法施行規則 第211条第3項第3号、第211条の2第3項第3号		
5015A	5015003			z07004	金融庁、	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。					(社)全国地方銀行協会	3	A	銀行の保険窓販制度に関する規制改革	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。	(右欄より) このような過度の規制を廃止することにより、顧客利便の向上、銀行等の収益機会の拡大、勤務先確認に係る事務負担の軽減等を図ることができると考えられる。	生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員員に対しては、当該役員員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明するできないことになっている。本規制は顧客利便を著しく損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 加えて、本規制により、銀行等が顧客に対して生命保険の募集を行う際には、商品内容やリスク等の説明を行う前に、まず顧客の勤務先を確認しなければならぬが、個人情報の取扱いに関する関心が高まる中、このような不自然な確認業務を行うことにより、顧客に無用な不信任感を惹起する結果となっている。 本規制の目的は生命保険商品の圧力販売の防止にあるとされているが、圧力販売は独占禁止法で禁じられており、本規制は不要である。また、銀行による保険販売については、圧力販売の防止との名目で融資先販売規制、担当者分離規制などの弊害防止措置が別途設けられており、二重三重の過剰な規制が行われている。(左欄に続く)	保険業法 第300条第1項第9号 同施行規則 第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 2(7)	平成10年大蔵省告示第238号	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5015A	5015004			z07005	金融庁、	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を要する。		c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を行う必要があると考えている。	(社)全国地方銀行協会	4	A	普通銀行本体及び信託代理店における不動産関連業務の取扱い解禁	普通銀行本体および信託代理店における不動産関連業務(信託併営業)の取扱いを解禁する。	不動産関連業務の取扱いが認められれば、例えば遺産整理業務と併せて不動産の処分等を銀行で実施することが可能となり、地域の個人顧客に対してより利便性の高いサービスを提供できるほか、法人取引においても不動産を含めた財産の総合的なコンサルティングサービス等を提供することが可能となる。	大都市圏を除く地方では、専門信託銀行の店舗数が非常に少なく、専門信託銀行が主力業務としている不動産関連サービスの提供に関して地域間格差が生じている。このため、地方における顧客ニーズに的確に応える観点から標記業務の解禁が必要である。 不動産仲介や不動産管理は手数料ビジネスでありリスクはほとんどないと考えられ、また、メガバンクではグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開している現状を考えると、銀行本体に不動産関連業務を禁じている意味合いは薄いと考えられる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第1条第1項 同施行令第3条 同施行規則 第3条第1項	
5015A	5015005		G05	z07006	金融庁、法務省、	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めていく必要があると思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後引き続き検討を行う。		b		コミットメントライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについては十分に見極めていく必要があると思われるので、借り手側から寄せられるコミットメントライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、把握に努めていきたい。検討については、金融機関はコミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に行う必要がある。現時点でスケジュールを具体的に示すことは困難である。	(社)全国地方銀行協会	5	A	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a. 中小企業(資本金3億円以下等)、b. 地方公共団体、地方公社、独立行政法人等をその範囲に含める。	平成13年6月の法改正により、これまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲渡業者、特定目的会社および登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図り、中小企業経営の安定と銀行の収益機会の拡大に資する観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。 また、地方公共団体等の資金需要に対してより安定的・機動的に対応していく観点から、これらも適用対象に含めるべきである。	特定融資枠契約に関する法律 第2条		
5022A	5022003		G05	z07006	金融庁、法務省、	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めていく必要があると思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後引き続き検討を行う。		b		コミットメントライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについては十分に見極めていく必要があると思われるので、借り手側から寄せられるコミットメントライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、把握に努めていきたい。検討については、金融機関はコミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に行う必要がある。現時点でスケジュールを具体的に示すことは困難である。	社団法人 第二地方銀行協会	3	A	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法および出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体等を加える。	コミットメントライン契約は、中小企業等にとっても安定的な資金調達のための有益な手段であり、中小企業の資金調達手段の多様化を図ることが可能となる。 なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年6月14日)では、「優越的な地位を濫用し、…借り手にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがある」とされているが、銀行は、監督当局からの要請等を踏まえ、優越的地位濫用防止のための適切な態勢の構築に努めていることから、そうした事態は生じないと考える。	特定融資枠契約に関する法律 第2条		
5032A	5032020		G05	z07006	金融庁、法務省、	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めていく必要があると思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後引き続き検討を行う。	要望者から以下の再意見が寄せられており、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)において「平成18年度検討」となっていることも踏まえ、改めて借り手側のニーズを把握して頂くとともに、再度検討の状況を含め回答をお願いします。 「検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。」	都銀懇話会	20	A	特定融資枠契約の借主の対象範囲拡大	特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)等に加え、以下のような借主を追加、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人) 資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができ者に、「合同会社」および「有限責任中間法人」を追加。	コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済弱者保護という本法の当初の趣旨は背負えるものの、現環境下においては、借主の範囲について中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。同様に、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。 資産流動化業務において、有限会社と同様に、SPCとして利用されている合同会社および有限責任中間法人との間で、流動性補充のためにコミットメントライン契約を締結する必要がある場合がある。本要望が措置されれば、資産流動化業務の更なる進展が図られる。	特定融資枠契約に関する法律 第2条	特定融資枠契約の適用対象は、下記のように限定されている。会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債額200億円以上) 資本金3億円超の株式会社 証券法規定で監査証明を受ける株式会社等 資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができるのは、株式会社に限定されている。				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5065A	5065004		G05	z07006	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていく必要があると思われる。	地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借り手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。	再検討要請	b		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借り手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等とその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社一などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借り手側のニーズも希薄とならざるを得ない。一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的要素は広がりつつある。したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られることによるため、規制緩和していただきたい。	特定融資枠契約に関する法律第2条	継続
5070A	5070006		G05	z07006	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていく必要があると思われる。	地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借り手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。	再検討要請	b		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借り手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。	社団法人全国信用組合中央協会	6	A	コミットメントライン契約の適用対象企業を拡大すること	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	特定融資枠契約に関する法律第2条		
5015A	5015013		G03	z07007	金融庁	銀行法第20条、会社法第440条第1項及び第4項	銀行は、営業年度及び中間営業年度にかかる貸借対照表及び損益計算書を作成し、公告しなければならないとなっている。会社法第440条第1項では、株式会社は定時株主総会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならないと規定されているが、第4項で証券法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社に於いては、この適用をしないとなっている。	c		銀行の決算公告については、預金者に幅広く周知するための簡便でわかりやすい開示方法であることから措置困難である。	銀行等がディスクロージャー誌の公衆閲覧等により積極的な情報開示を行っているが、本規制については、預金者に対する周知方法としての効果(特に日刊紙による決算公告等)や、銀行等における負担軽減の観点から、他の有価証券報告書の提出会社と同様となるよう見直されるべきとの指摘があり、再度検討・回答をお願いします。	再検討要請	c		銀行の決算公告については、一般事業会社とは異なり幅広い預金者への情報開示として行われるものであり免除は措置困難である。	(社)全国地方銀行協会	13	A	有価証券報告書を提出している銀行の決算公告の免除	有価証券報告書を提出している銀行について、決算公告を免除する。	有価証券報告書の提出会社は、会社法第440条第4項により決算公告が免除されているが、銀行については、銀行法の規定により免除されていない。 有価証券報告書はEINETで公開されており、制度の目的はどうか、一般預金者を含め誰でも常時閲覧できるため、有価証券報告書を提出している銀行について決算公告を免除したとしても、一般預金者に対する情報開示が後退するとは考えられない。 また、有価証券報告書以外にも、銀行はより詳細な情報を盛り込んだディスクロージャー誌の公衆閲覧が義務付けられ、その内容を自主的にホームページに掲載するなど積極的な情報開示に取り組んでおり、決算公告がなくても、一般預金者に対する情報開示の充実は図られている。	会社法第440条第4項 銀行法第20条第4～6項		
5022A	5022011		G03	z07007	金融庁	銀行法第20条、第52条、第57条、会社法第440条第1項及び第4項	銀行又は銀行持株会社は、営業年度及び中間営業年度にかかる貸借対照表及び損益計算書を作成し、公告しなければならないとなっている。会社法第440条第1項では、株式会社は定時株主総会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならないと規定されているが、第4項で証券法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社に於いては、この適用をしないとなっている。	c		銀行の決算公告については、預金者に幅広く周知するための簡便でわかりやすい開示方法であることから措置困難である。	銀行等がディスクロージャー誌の公衆閲覧等により積極的な情報開示を行っているが、本規制については、預金者に対する周知方法としての効果(特に日刊紙による決算公告等)や、銀行等における負担軽減の観点から、他の有価証券報告書の提出会社と同様となるよう見直されるべきとの指摘があり、再度検討・回答をお願いします。	再検討要請	c		銀行の決算公告については、一般事業会社とは異なり幅広い預金者への情報開示として行われるものであり免除は措置困難である。	社団法人第二地方銀行協会	11	A	会社法の決算公告不要規定の銀行および銀行持株会社への適用	銀行および銀行持株会社についても、会社法における、証券取引法により有価証券報告書を提出した株式会社における決算公告不要の規定を適用する。	「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「銀行の決算公告は、一般大衆である預金者への情報開示であり、有価証券報告書は、投資家の保護であることから制度の目的が違ふ」とされているが、銀行および銀行持株会社は、決算公告以外にも預金者に対して積極的な情報開示に取り組むなど、一般企業以上に情報開示に努めていることから、決算公告を不要とした場合でも、一般預金者への情報開示は確保される。	銀行法第20条、第52条の28、 会社法第440条第1項、同第4項		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5022A	5022001			z07008	内閣官房、人事院、公正取引委員会、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		平成17年度より、譲渡禁止特約の解除対象とする譲渡先に特定目的会社を加えるとともに、対象とする債権の範囲を全ての金銭債権に広げるかたちで部分解除を実施済。	d		対応済み						社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達が阻害している。		
5022A	5022005			z07009	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第3項第1号、第212条第3項第2号、第212条第3項第1号、第212条第5項第1号	銀行等が一定規模以下の小規模事業者に対し、事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人の役員(代表者を除く。)に対して手数料その他の報酬を得て保険募集を行うことが禁止されている。	c		本件規制は、小規模企業者の場合、従業員が事業主等といわば運命共同体のような密接な関係にあり、企業の資金繰りを巡り銀行等の影響が当該従業員に及ぶおそれが高いことから設けられているものである。モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することになる。	顧客利便、および、銀行等の事務負担等の観点から、本規制の廃止または緩和の可否について検討できないが、再度回答をお願いします。				社団法人 第二地方銀行協会	5	A	新規解禁保険契約の保険募集における、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制の撤廃	新規解禁契約(平17.12.22からの新規解禁商品)の募集における融資先販売規制のうち、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制を撤廃する。		「各省庁からの再回答について」(平成18年8月14日)では、「モニタリングの結果必要な場合には見直しも検討する」とされているが、銀行は、監督当局からの要請等を踏まえ、優越的地位濫用防止のための適切な態勢の構築に努めており、圧力販売の可能性はないと考えられることから、本規制は速やかに撤廃すべきである。なお、実務的にも、保険募集時に、顧客の勤務先、当該勤務先が融資先であるか、当該勤務先の従業員の人数を確認することは、極めて煩雑である。	・保険業法第275条 ・保険業法施行規則第212条第3項、212条の2第3項、212条の4第3項、212条の5第3項		
5022A	5022006			z07010	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第2項第1号、第212条第2項第2号、第212条第4項第1号、第212条第5項第1号	銀行等が保険募集以外の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険募集業務に利用し、または保険募集の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報に利用するに、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意が求められている。	c		本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、講じられているものである。利用目的の事前の通知・公表の如何にかかわらず、書面その他の適切な方法による事前の同意を得なければ保険募集業務以外の業務と保険募集業務との間でそれぞれの業務に係る非公開情報を流用してはならないとするなど、特に銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。	本件規制は、個人情報保護法との二重規制となっている等の指摘も踏まえ、再検討をお願いします。				社団法人 第二地方銀行協会	6	A	保険業法上の非公開情報保護措置の撤廃	保険業法上の非公開(金融・保険)情報保護措置を撤廃する。		銀行が保険募集を行う際非公開金融情報を利用する場合には、事前に同意を得る必要があるが、銀行が保険以外の金融商品を販売する場合にはこうした規制はないことから、顧客にとって分かりづらく顧客の理解を得ることが難しい。また、本規制は、銀行以外の代理店(証券会社等)は対象外であり、公平性を欠くことから、保険商品の全面解禁(平成19年12月予定)を契機に、本規制の見直しが必要である。なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「銀行等が、…預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、とくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている」とされているが、銀行は、「個人情報保護法」(平成17年4月施行)に基づき、情報の管理を厳格に行っており、安易な流用による契約者保護上の問題は生じないと考える。	・保険業法第275条 ・保険業法施行規則第212条第2項、212条の2第2項、212条の4第2項、212条の5第2項		
5022A	5022007			z07011	金融庁、	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的監督指針-3-3-2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)において「平成18年度検討」となっていることも踏まえ、検討状況・検討のスケジュール(結論時期)を含め、再度回答をお願いします。				社団法人 第二地方銀行協会	7	A	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。または、圧力募集等の懸念がない法人募集代理店(銀行等)は適用除外とする。		構成員契約規制は、生命保険会社と募集代理店契約を締結した企業が優越的な地位の濫用や圧力募集を行うことを防止することを目的として設けられているものであるが、一律に募集を禁止しているため、従業員からの自発的な申し出等にも対応できず、利便性の観点から速やかに見直すことが必要である。	・保険業法第300条第1項第9号 ・保険業法施行規則第234条第1項第2号 ・平成10年大蔵省告示第238号 ・保険会社向けの総合的監督指針-3-3-2(7)		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5022A	5022008			z07012	金融庁、	保険業法第275条第1項第2号同法施行規則第212条第1項第1号	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	c	-	銀行等による保険募集の実施状況、保険募集の公正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた諸般の措置の状況を検証し保険契約者等の保護の観点から問題がないことを前提として、平成19年12月より銀行等は原則として全ての保険商品を取り扱うことが認められることとなる。		一定の前提のもと、平成19年12月より銀行等は原則として全ての保険商品を取り扱うことが認められることとなる。	c	-	銀行等による保険募集の実施状況、保険募集の公正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた諸般の措置の状況を検証し保険契約者等の保護の観点から問題がないことを前提として、平成19年12月より銀行等は原則として全ての保険商品を取り扱うことが認められることとなる。	社団法人 第二地方銀行協会	8	A	銀行が販売できる長期火災保険に全てを事業の用に供する建物の追加	銀行が販売することができる長期火災保険の対象に、全てを事業の用に供する建物を追加する。		全てを事業の用に供する建物の取得にあたって銀行の融資を利用するケースが多いことを踏まえると、銀行において、そうした建物を対象とした長期火災保険の販売が可能となれば、融資と同時に融資実行銀行での保険付保が可能となり、顧客利便性が向上する。 なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「全てを事業の用に供する建物の所有者(融資を受けた者に限る。))は、「圧力販売につながるような融資先」に該当する」とされているが、銀行は、監督当局からの要請等を踏まえ、優越的地位濫用防止のための適切な態勢の構築に努めていることから、そうした事態は生じないと考える。	・保険業法第275条 ・保険業法施行規則第212条第1項 ・保険業法施行規則第212の2条第1項	
5022A	5022009			z07013	金融庁、	金融機関の信託業務の兼営に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限り解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を要する。		顧客利便性の観点も踏まえ、再検討をお願いします。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限り解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を行う必要があると考えている。	社団法人 第二地方銀行協会	9	A	信託代理店における不動産関連業務の解禁	信託銀行への取り次ぎ等を行う信託代理店の取扱業務として、不動産の売買・賃貸の媒介等の不動産関連業務を認める。		不動産の売買・賃借の媒介等の不動産関連業務が信託代理店に解禁されれば、不動産を含めた資産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能となり、顧客利便性が向上する。 なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年8月14日)では、「不動産の売買等不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不公正な取引が生じる恐れがある」とされているが、あくまで信託銀行への取り次ぎ等を行う信託代理店の取扱業務であり、不動産関連業務に係るリスクや不公正な取引が生じる恐れは少ないと考える。	・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条	
5022A	5022010			z07014	金融庁、	銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第4条、第5条	リスク管理債権(貸出金のみ)と金融再生法に基づく資産査定の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。	c	-	リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となるものである。 他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づくものであり、また、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減(14年3月末の8.4%からの半減)目標の基準となっていたものである(当該比率は17年3月末に2.9%と低下し、半減目標は達成)。 両者の差異は縮小しており、不良債権について2種類の開示を求めることは事務上煩雑であるとの指摘があることは承知しているが、その一方で、リスク管理債権については米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点があり、また、金融再生法開示債権については、今後も不良債権に関する最も重要な指標であると考えられることから、開示を一本化することについては、現時点での措置は困難。		要望者における負担軽減の観点から、不良債権の開示基準の一元化について、検討の可否を含め、再度回答をお願いします。	c		金融再生法開示債権は、リスク管理債権のみでは開示が不十分であるという点で導入された経緯があるが、一方で、リスク管理債権は、米国のSEC基準を踏まえて規定されており国際比較上意義があることを踏まえると、現段階では両者を一本化することは適当でないと考えられる。	社団法人 第二地方銀行協会	10	A	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	銀行に開示が義務付けられている「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」について、一元化を図る。		地域金融機関は、利用者の目線に立ち、充実した分かりやすい情報開示の積極的な推進に努めているが、リスク管理債権と金融再生法開示債権については、その開示の根拠や対象が異なるものの、一般預金者にとっては両者の違いを理解することは難しい面がある。公表不良債権の一元化は、一般預金者の理解促進および銀行の事務負担軽減につながる。 なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「金融再生法開示債権は、リスク管理債権のみでは開示が不十分であるという点で導入された経緯があるが、一方で、リスク管理債権は国際比較上意義がある」とされているが、不良債権の処理が進み、両者の残高に大きな差がなくなっていることや、国際的に活動していない地域銀行が多くあることも勘案すべきである。	・銀行法施行規則第19条の2 ・金融再生法第6条、第7条 ・金融再生法施行規則第4条、第5条	
5022A	5022012			z07015	金融庁、	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」-3-1-4	第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対して直接割当を行うことに鑑み、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築し、構内に徹底を図ることを求めている。	b		公募増資と同様に、「資本充実の原則の遵守」や「優越的地位の濫用の防止」等に関して、法令等遵守の観点から相応のチェック機能が働く増資形態については、増資の都度、法令等遵守に係る内部管理態勢を構築する義務が免除されるように監督指針を改正する。		具体的な検討時期/措置時期等の明示をお願いします。	a		公募増資と同様に法令等遵守の観点から相応のチェック機能が働く増資形態については、増資の都度、法令等遵守に係る内部管理態勢を構築する義務が免除されるように平成19年度中に監督指針を改正する。	社団法人 第二地方銀行協会	12	A	銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合等の第三者割当増資手続きの緩和	銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合や、銀行間の資本提携等により株式等を引受ける場合については、法令等遵守の問題が生じる恐れがないことから、公募増資と同様の取り扱いとする。		銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合等は、監督指針が第三者割当増資として想定している「預金及び貸金等の業務を営む銀行が取引先に対し直接割当を行う」場合とは異なり、「資本充実の原則」の遵守や「優越的地位の濫用の防止等の観点から不適切な対応が行われることはない。	・銀行法第53条第1項第4号 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 3 - 1 - 4	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5022A	5022014			z07016	金融庁、	銀行法第10条第2項、 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」-4-2	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」-4-2において、「その他の付随業務」を取扱う場合の要件の明確化を図っている。	b		金融機関が営める「その他付随業務」の取扱いについては、これまでも監督指針において明確化を図ってきたところであるが、ノーアクションレター制度(法令適用事前確認手続)を活用した具体的な事例を参照できるように監督指針を改正する。		具体的な検討時期/措置時期等の明示をお願いします。	a		ノーアクションレター制度を活用した具体的な事例を参照できるように平成19年度中に監督指針を改正する。	社団法人 第二地方銀行協会	14	A	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針「その他の付随業務」への例示の追加	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に記載されている「その他の付随業務」の例示として、ノーアクションレター等により既に認められた業務を追加する。		「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「金融機関が営める「その他の付随業務」の取扱いについては、ノーアクションレター制度を活用した個別具体的な事例を参照する旨を監督指針に記載すること等により、「その他付随業務」の取扱いの一層の明確化に努めることを検討し、平成18年度中に結論を得る」とされており、速やかに実施すべきである。例示が追加されることにより、その他の付随業務がより明確化されるとともに、今後のノーアクションレターの活用促進も期待できる。	銀行法第10条第2項 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2	
5022A	5022015			z07017	金融庁、	金融庁告示第34号	共同設立による従属会社にかかる収入依存度は百分の九十を下回らないこととされており、単独による従属会社にかかる収入依存度は百分の五十を下回らないこととされている。	c		共同で設立された従属業務子会社にかかる収入依存度規制の緩和については、銀行の他業禁止の旨を踏まえたと措置することは困難である。		例えば従属業務の範囲見直し等により本件要望の検討が可能であるかを含め、再度見解等について回答をお願いします。	c		従属業務子会社は、分社化を通じた経営の効率化の観点から、親銀行との一体性を確保することを前提として、特例で認められているものであり、共同で設立された従属業務子会社にかかる収入依存度規制の緩和については、銀行の他業禁止の趣旨を踏まえたと措置することは困難である。	社団法人 第二地方銀行協会	15	A	銀行グループと他の金融機関グループとの共同設立における収入依存度(90%以上)を緩和する(例えば単独の銀行グループの場合(50%以上)と同様とする)。	銀行グループと他の金融機関グループとの共同設立における収入依存度(90%以上)を緩和する(例えば単独の銀行グループの場合(50%以上)と同様とする)。		単独の銀行グループの従属業務を営む会社の収入依存度が50%以上とされているという実情や、銀行等の経営の一層の効率化(例えば複数の銀行による従属業務を営む子会社の合併等)を図る観点から、銀行グループと他の金融機関グループとの従属業務を営む子会社の共同設立における収入依存度規制を緩和することが必要である。	銀行法第16条の2第1項第11号 銀行法施行規則第17条の2、17条の3 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 7 - 1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示(案))	
5022A	5022016			z07018	金融庁、	金融庁告示第34号	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	c		従属業務子会社は、分社化を通じた経営の効率化の観点から、親銀行との一体性を確保することを前提として、特例で認められているものであり、銀行からの収入を全く受けないことについては、銀行の他業禁止を踏まえた子会社の業務範囲の趣旨を逸脱するものであることから、措置することは困難である。		例えば従属業務の範囲見直し等により本件要望の検討が可能であるかを含め、再度見解等について回答をお願いします。	c		従属業務子会社は、分社化を通じた経営の効率化の観点から、親銀行との一体性を確保することを前提として、特例で認められているものであり、銀行からの収入を全く受けないことについては、銀行の他業禁止を踏まえた子会社の業務範囲の趣旨を逸脱するものであることから、従属業務の範囲の見直しを含め措置することは困難である。	社団法人 第二地方銀行協会	16	A	銀行の子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～21号に定める業務(現金・小切手等の輸送業務、現金小切手等の集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、収入依存度規制を撤廃する。		収入依存度規制は、他業禁止の趣旨を踏まえ、子会社が営む一般事業に起因するリスクが親銀行に波及すること等を防止する観点から設けられているが、親銀行の子会社に対する適正な管理・監督態勢が構築されていること、子会社自身も適正な内部管理態勢の構築に努めていることから、特に顧客ニーズが強い集配金業務等については、撤廃すべきである。	銀行法第16条の2第1項第11号 銀行法施行規則第17条の2、17条の3 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 7 - 1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	
5022A	5022017	G04		z07019	金融庁、	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 主要行等向けの総合的な監督指針-3-3-1(3)	銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。		検討の状況等を含め、再度回答をお願いします。	a		グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務の解禁については、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ検討している状況であり、18年度中に結論のうえ、必要な措置を講じる。	社団法人 第二地方銀行協会	17	A	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)の撤廃等について、速やかに実施する。		事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、地域の中小零細企業に柔軟性のある保証サービスの提供が可能となる。	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号 金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 7 - 1	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5032A	5032014		G04	z07019	金融庁、	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。		検討の状況等を含め、再度回答をお願いします。	a		グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務の解禁については、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ検討している状況であり、18年度中に結論のうえ、必要な措置を講じる。	都銀懇話会	14	A	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	銀行等の子会社が営むことのできる業務として「債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を認める。		現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に繋がる。	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 ・主要行等向けの総合的な監督指針 -3-3-1(3)	銀行等の子会社等が営む信用保証業務については、「事業者に対する事業の用に供する資金」が対象外とされている。
5071A	5071004		G04	z07019	金融庁、	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。		検討の状況等を含め、再度回答をお願いします。	a		グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務の解禁については、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ検討している状況であり、18年度中に結論のうえ、必要な措置を講じる。	社団法人リース事業協会	4	A	銀行等の子会社が営む保証業務の規制撤廃	銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。金融庁回答では、平成18年度中に撤廃することとなっているが、「銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する」となっている。グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証についてもリスク管理の適切性が確保できるものについては認めることを求める。		銀行等の子会社には、リース会社、消費者金融会社、割賦販売会社等、銀行とは異なるノウハウを持っている会社がある。それらが「保証」という形態にそれぞれのノウハウを組み合わせることで、リスクシェアを行うことが出来、新たな金融サービスの提供が可能となる。中小零細企業及び個人事業者のニーズにも対応できることからリスク管理態勢の整った会社についてはグループ会社向けについても「保証」業務を認めることを強く要望する。	金融監督庁、大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1(3)	
5022A	5022019			z07020	金融庁、	証券取引法第65条の2第5項で準用する第64条第3項および第4項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令第41条 外務員の登録を受けようとする登録金融機関は、登録申請書の商号等を記載した登録申請書に当該外務員又はこれに代わる書面、住民票の写本又はこれに代わる書面、欠格事項に該当しないことを誓約する書面を添付することとされている。	添付書類の省略については、誓約書及び履歴書は外務員登録の際に、欠格事由に該当しないことを含め、外務員として適格であることを自らの責任において証明するために必要なものである。また、住民票の写本又はこれに代わる書面は氏名及び生年月日を公的な証明書により当局が直接確認するために必要であることから、これらについては省略できず、措置困難。	c		添付書類の省略については、誓約書及び履歴書は外務員登録の際に、欠格事由に該当しないことを含め、外務員として適格であることを自らの責任において証明するために必要なものである。また、住民票の写本又はこれに代わる書面は氏名及び生年月日を公的な証明書により当局が直接確認するために必要であることから、これらについては省略できず、措置困難。	要望者における負担軽減の観点から、本件規制見直しの可否について、再度検討をお願いします。	c		添付書類の省略については、誓約書及び履歴書は外務員登録の際に、欠格事由に該当しないことを含め、外務員として適格であることを自らの責任において証明するために必要なものである。また、住民票の写本又はこれに代わる書面は氏名及び生年月日を公的な証明書により当局が直接確認するために必要であることから、これらについては省略できず、措置困難。	社団法人第二地方銀行協会	19	A	証券外務員登録時における登録申請書の添付書類の廃止	登録申請書への「履歴書」「住民票の写本又はこれに代わる書面」および「誓約書」の添付を不要とする。		「履歴書、および」住民票の写本又はこれに代わる書面」は、登録申請者である金融機関側が確認することにより、あえて申請書に添付することは不要と考える。また、「誓約書」についても、登録申請者(金融機関)側が欠格事項に該当しないことを確認することで添付不要と考えられる。	証券取引法第65条の2第5項で準用する第64条第3項および第4項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令第41条		
5032A	5032001			z07021	金融庁、	銀行法第14条の2、第52条の21 銀行等は経営の健全性の確保を求められ、また、銀行持株会社においては、銀行等の子会社の経営管理を行うこととされている。しかしながら健全性を維持するために必要なリスク管理を目的とした顧客情報の取扱いについて守秘義務の例外規定を設けていない。	銀行等は経営の健全性の確保を求められ、また、銀行持株会社においては、銀行等の子会社の経営管理を行うこととされている。しかしながら健全性を維持するために必要なリスク管理を目的とした顧客情報の取扱いについて守秘義務の例外規定を設けていない。	c		グループ内のリスク管理目的であっても、顧客の利益保護の観点から、守秘義務の例外規定を設けることについては慎重な検討が必要である。	銀行持株会社が子会社の経営管理を行う中、経営の健全性確保の観点からグループ一体での信用リスク管理と高度化の必要性が高まっている状況。顧客保護の観点についても、リスク管理目的に限定した例外扱いとすれば対処可能と考えられることから、速やかな措置をご検討いただきたい。	要望者から以下の再意見が寄せられており、検討の可否を含め、再度回答をお願いします。 「銀行持株会社が子会社の経営管理を行う中、経営の健全性確保の観点からグループ一体での信用リスク管理と高度化の必要性が高まっている状況。顧客保護の観点についても、リスク管理目的に限定した例外扱いとすれば対処可能と考えられることから、速やかな措置をご検討いただきたい。」	c		グループ内のリスク管理目的に限定した例外扱いであっても、顧客の利益保護の観点から慎重な検討が必要である。	都銀懇話会	1	A	銀行持株会社内における子会社等の顧客情報の取扱いの明確化	銀行持株会社および銀行の経営の健全性を維持するために必要な、リスク管理を目的とした顧客情報の取扱いについて、守秘義務上の問題が生じないような法整備の実現。 (銀行持株会社とその子会社等(銀行等)および孫会社等(銀行等の子会社等)の相互の顧客情報授受について整理) (例)銀行法改正等により、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いを講ずる等		グループ一体の信用リスク管理の必要性が高まっているなか、現行法では、守秘義務対応の観点から、銀行持株会社や銀行においてリスク管理を目的とした子会社等の顧客情報の取扱いが困難な状況。なお、顧客情報については、営業目的の使用はせず、リスク管理の目的で、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いを講ずることを希望する。	銀行法第52条の21により、銀行持株会社が子会社である銀行の経営管理を行うこととしている。 また、銀行法第14条の2により、銀行とその子会社等について経営の健全な運営に資するための基準を定めることとしており、銀行は経営の健全性の確保を求められている。 なお、金融検査マニュアルでは、銀行が法令等に抵触しない範囲で、子会社等を含むグループ一体の信用リスク管理を行うことを求められている。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5032A	5032002			z07022	内閣府、金融庁	個人情報保護法第23条、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	同一グループ等における個人データの共同利用にあたり、本人が自己の個人データをどのように使われるかあらかじめ本人に通知、又は容易に知りうる状態にした上で、第三者提供の本人同意を不要とするもの、	c		同一グループ等における個人データの共同利用では、本人が自己の個人データをどのように使われるかあらかじめ本人に通知、又は容易に知りうる状態にした上で、第三者提供の本人同意を不要とするもの、		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。	c	前回答したとおり、個人情報保護に関する法律における共同利用の規定を直ちに緩和することは困難であると考えられる。また、そもそも本規定は、グループ企業を通じて総合的なサービスが提供されている実態を踏まえた例外規定であり、ご指摘のような個人情報取扱いについては、本規定の適用が可能な状況であると考えている。	都銀懇話会	2	A	金融グループ内における個人情報共有に関する規制(個人情報保護法等)の見直し	同一金融グループ内での個人情報共有に関する要件を緩和。		・わが国金融機関が多様化する顧客ニーズに対応し顧客利便性の高いサービスを提供していくためには、グループ内の協働を一層進めていくことが重要。個人情報共有に関する現行制度は、こうした取組みを進める上で阻害要因となる。 ・そもそも個人情報保護法の目的は「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」とされており、個人情報の保護と利用のバランスについて十分な配慮が重要。 ・同一の銀行グループ内での個人情報共有については、主として顧客に対する利便性の高いサービスの提供等を目的とするものであり、顧客のベネフィットに資すると考えられるほか、金融グループの業務範囲規制等を通じて、情報の利用範囲が顧客の予見可能な範囲内である金融関連分野等に限定されることが、これをグループ外との共有と同じく規制することは望ましくない。同一金融グループ内における個人情報共有については、共同利用における共同利用者の範囲の顧客宛通知等を不要とするなど、現行規制の見直しを行うべき。 ・この点、米国では、金融機関による個人情報の情報共有について、共有する第三者がグループの内か外かで取扱いを区別し、グループ外では	・個人情報保護法第23条 ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条  ・現在、同一金融グループ内における個人情報共有は、顧客からの個別の同意取得、オプトアウトの付与、利用目的や共同利用者の範囲等を予め顧客に通知して行う共同利用に限定されている。		
5032A	5032003			z07023	金融庁	証券取引法第65条は金融機関の証券業務を原則禁止としているが、これは証券業務を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためである。この点に関してはこれまでも証券会社との共同店舗、共同訪問を認め、また、16年12月にも証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和を行っているところ。なお、銀行が法65条の規定に反して行うことができるもの、引受の条件を事実的に金融機関が判断することになりかねず、証券取引法第65条の基本的な考え方である利益相反の防止や優越的地位による過度の影響力の排除ができなくなる恐れがある。したがって本要望の受入れは、証券取引法第65条の趣旨から適当ではないと考える。	c		証券取引法第65条の趣旨は、金融機関が証券業務を兼業することから生じる利益相反の防止や優越的地位による過度の影響力の排除。また、金融機関が証券業務、特に引受業務によりリスクから遮断することによって預金者等の保護を図る等の観点から規定されている。 要望事項では、銀行が発行体向けに証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は証券仲介(登録証券業務)の対象拡大によって許容することとされているが、更には本邦金融機関の国際競争力の向上にも資することになりかねず、また、についても、金融機関の証券業務への参入範囲は、弊害が小さいと考えられる業務から順次拡大してきているもの、引受の条件を事実的に金融機関が判断することになりかねず、証券取引法第65条の基本的な考え方である利益相反の防止や優越的地位による過度の影響力の排除ができなくなる恐れがある。 したがって本要望の受入れは、証券取引法第65条の趣旨から適当ではないと考える。	c		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 「銀行等が、証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明を行うこと等は顧客利便性の向上に繋がること、更には本邦金融機関の国際競争力の向上にも資すると考えられることから、発行体向けクロスマーケティングを証券業務として捉えて登録金融機関業務として銀行に許容することも含めて再検討願いたい。」	c		要望事項では、銀行が発行体向けに証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は証券仲介(登録証券業務)の対象拡大によって許容することを求めているが、については、事実的に金融機関が直接証券業務を行うことになりかねず、また、についても、金融機関の証券業務への参入範囲は、弊害が小さいと考えられる業務から順次拡大してきているもの、引受の条件を事実的に金融機関が判断することになりかねず、証券取引法第65条の基本的な考え方である利益相反の防止や優越的地位による過度の影響力の排除ができなくなる恐れがある。 したがって本要望の受入れは、証券取引法第65条の趣旨から適当ではないと考える。	都銀懇話会	3	A	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は証券仲介(登録証券業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容。		・企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等ができず、顧客利便性が損われる状況となっており。 ・証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明 ・上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己の評価の表明を行うこと ・上記商品・サービス等の具体的な提示の提示 ・また、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられる。	・証券取引法第65条第1項(解釈) ・証券会社向け総合的な監督指針 -2-3(1)、-2-2-3(4)等  ・旧事務ガイドラインや現監督指針の趣旨等から、銀行は、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することはできないと考えられている。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止)	
5032A	5032004			z07024	金融庁	証券会社の親法人等子法人等が発行する有価証券について、その証券会社が主幹事会社として引受けを行うことが制限されている。証券会社の役員による親銀行等の役員員の兼職又は証券会社の役員員による子銀行等の役員等の兼職は不可。 証券会社の役員による親銀行等の役員員の兼職又は証券会社の役員員による子銀行等の役員等の兼職は不可。なお、証券会社向けの総合的な監督指針 -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- 内閣府令第12条第1項第7号	b)c)e)		証券会社の親法人等子法人等に発行する有価証券について、その証券会社が主幹事会社として引受けを行うことが制限されている。証券会社の役員による親銀行等の役員員の兼職又は証券会社の役員員による子銀行等の役員等の兼職は不可。 証券会社の役員による親銀行等の役員員の兼職又は証券会社の役員員による子銀行等の役員等の兼職は不可。なお、証券会社向けの総合的な監督指針 -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- 内閣府令第12条第1項第7号	b)c)e)		要望者から以下の再意見が寄せられており、再度回答をお願いします。 「スケジュールに沿ってご検討頂きたい。」 現状役員業務の禁止が、グループ横断的なサービスを提供するための体制整備や、人的資源の戦略的配分を通じた効率的なグループ経営を推進する障害となっており、その結果、金融機関としての競争力向上の阻害要因となっている。また、証券会社の役員員による親銀行等又は子銀行等の役員員の兼職自体が、銀行が原則禁止されている証券業務を行うことにはあたらないと考えるので、再検討願いたい。 親法人等との利益相反の防止及び顧客の非公開情報の重要性については、別途、銀行法・証券法・独禁法等において、既に規制が設けられていることから、再検討願いたい。」	b)c)e)		18年度中に検討を行う。 証券取引法32条は、同法第65条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられた規定であり、措置困難。 証券会社向けの総合的な監督指針 -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- 内閣府令第12条第1項第7号	都銀懇話会	4	A	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える。 証券会社の役員が親銀行等の役員を兼ねること及び証券会社の役員員が子銀行等の役員を兼ねることを、証券法32条の改正により解禁。 証券会社向けの総合的な監督指針 -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- 内閣府令第12条第1項第7号		証券会社の子法人等の引受幹事会社になることができるのは、指定格付機関による格付が付与されている有価証券の場合に限られている。証券取引法第65条第1項、同条第2項、証券取引法第65条第1項、銀行担保されていると考えられることから、本規制の適用除外とすべき。 (証券会社の役員(取締役、執行役、監査役等)は、親銀行等の役員業務を兼業すること等ができない。)平成17年度規制緩和要望に関する証券会社の役員が親銀行等の役員を兼任することや、証券会社の役員員が子銀行等の役員を兼任すること等を禁止していないと回答があった一方で、証券会社向けの監督指針 -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- -2-2-3-(3)- 内閣府令第12条第1項第7号(非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意が必要」)		
5032A	5032005			z07025	金融庁	銀行法第10条	現行制度上、普通銀行による投資助言・投資一任業務を行うことは出来ない。 なお、投資助言業務の解禁については、他業禁止の趣旨を踏まえ検討する必要がある。	c		投資一任業務は証券取引行為を伴うものであり、いわゆる銀証分離の観点から、これを普通銀行に認めることは適切でない。 なお、投資助言業務の解禁については、他業禁止の趣旨を踏まえ検討する必要がある。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。なお、投資一任業務の解禁と投資助言業務の解禁とで取り扱いが異なる場合は、それぞれにつき回答をお願いします。 「本要望は、利用者利便の向上、金融サービスの質の向上に資するものであり、再検討をお願いします。」	c		投資一任契約に係る業務は、いわゆる銀証分離の観点から、これを普通銀行に認めることは措置困難。 投資助言に係る業務については、銀行の他業禁止の趣旨を十分に踏まえて検討する必要がある。	都銀懇話会	5	A	普通銀行に対する投資助言業務・投資一任業務の解禁	普通銀行についても、信託兼営金融機関同様、投資助言・投資一任業務を解禁。		様々な金融市場に関する情報、投資ノウハウを有する普通銀行に、投資助言業務や投資一任取引を解禁することにより、COI(Currency Overlay、カレンシーオーバーレイ、為替変動リスクを総合的にヘッジする為の投資助言・投資一任業務)をはじめとする法人顧客の投資・運用に関する多様なニーズに対応することが可能になる。 また、業態を超えた競争が促進されることによって、金融サービスの質の向上につながる。	・銀行法第10条、第12条 ・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第23条  ・普通銀行には投資助言業務・投資一任業務が認められていない。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5032A	5032006			z07026	金融庁	銀行法第10条第2項第3号、銀行法施行規則第13条	現行制度上、銀行がラップ口座の代理を行うことは出来ない。	c		銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の勧誘が認められた経緯や実態等を十分に踏まえながら、銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の代理を認めることについて検討すべきである。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 「証券会社に認められている「ラップ口座」の契約締結について、顧客利便性の向上により、幅広い顧客層による証券市場へのアクセス機会増加も期待されることから、銀行による「ラップ口座」の契約締結の代理又は媒介の速やかな解禁を再検討願いたい。」	b		銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の代理を認めることについては、規制改革・民間開放推進会議における第三次答申を踏まえ、銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の勧誘が認められた経緯や実態等を十分に踏まえつつ検討していく。	都銀懇話会	6	A	銀行による「ラップ口座」契約締結の代理又は媒介の解禁	銀行法第10条2項8号の「銀行その他金融業を行う者の代理または媒介」の範囲に、「投資顧問契約又は投資一任契約を業として行う者の同契約に関する締結の代理又は媒介」を追加すること等によって、銀行が「ラップ口座」の契約締結の代理又は媒介を行うことを解禁。		・金融商品取引法では、銀行等の登録金融機関が可能な金融商品仲介業務は、有価証券関連業務のみに限定されており、他業態における金融商品仲介業者に認められる投資一任契約締結の代理又は媒介は許容されていない。 ・従って、顧客の「ラップ口座」を通じた証券投資ニーズに対しては、銀行は「ラップ口座」の概要説明を行い、顧客ニーズに応じて、証券会社に任次ぎ顧客は証券会社との間で投資一任契約を締結 証券会社は顧客の運用方針に沿って、運用を実施するという流れにて、一部の銀行が証券仲介業務により対応している状況。 ・「ラップ口座」については、富裕層等を中心とした資金運用ニーズに応え得る商品として、証券会社においても順次残高を積上げていく状況。 銀行での「ラップ口座」の契約締結の代理又は媒介を解禁することによって、ワンストップショッピングでの顧客利便性向上や、より幅広い顧客層の証券市場へのアクセス機会の増大等が見込まれ、「貯蓄から投資へ」という流れを加速する効果も期待出来る。	・金融商品取引法第2条8項13号、同第33条2項3号(ハ) 銀行法第10条2項8号、第11条 ・金融商品取引法第2条8項13号において、金融商品仲介業の業務範囲に「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」が規定されており、金融商品仲介業者は同業務の取扱が可能。 一方で、登録金融機関である銀行については、金融商品取引法第33条2項3号(ハ)において金融商品仲介業務の範囲が規定されているが、「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」は含まれていない(銀行法第11条において同様に除外)。
5032A	5032007			z07027	金融庁	金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第4項、第27条第2項第4号、金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第15項、金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第4項第3号	証券仲介部署と融資部署間の非公開融資等情報の授受は禁止。 委託証券会社と登録金融機関の情報遮断措置が必要。 登録金融機関とその親法人・子法人等との情報遮断措置が必要。	c		金融機関府令第27条第4号・第27条第2項第4号、第27条第15項は、銀行等による証券仲介業務が解禁されたことを受け、取引の公正性の阻害や不均等な競争条件が生じることを防止する観点から導入された規定であり、措置困難。 親法人・子法人等との利益相反の防止及び顧客の非公開情報の重要性を踏まえて設けられた規定であり、措置困難。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 「本規制については、平成16年12月の府令改正で導入された際に、5年後(平成21年)に見直すこととなっており、その後の環境変化等も踏まえた見直しの検討を速やかに開始願いたい。」	c		金融機関府令第27条第4号・第27条第2項第4号、第27条第15項は、銀行等による証券仲介業務が解禁されたことを受け、取引の公正性の阻害や不均等な競争条件が生じることを防止する観点から導入された規定であり、措置困難。 親法人・子法人等との利益相反の防止及び顧客の非公開情報の重要性を踏まえて設けられた規定であり、措置困難。	都銀懇話会	7	A	証券仲介業務における弊害防止措置の緩和	・ に関する弊害防止措置の廃止 証券仲介部署と融資部署間の非公開融資等情報の授受禁止委託証券会社と登録金融機関の情報遮断 登録金融機関とその親法人・子法人等との情報遮断		・証券会社において、引受部署と販売部署、証券会社が貸金業・銀行代理店業務を行う場合の当該部署とその他の部署間等に、斯種弊害防止措置がないことからもわかることあり、金融機関の証券業務に関する内閣府令第21条において禁止行為を規制済であり、投資家保護の観点からは支障ない。 ・社内に不必要なウォールを構築することによるコストの削減、同弊害防止措置があるために各行が予防的に行っている業務の制限を廃止することによる証券会社と同等の商品供給ラインの構築等を通じ、投資家に対するサービスの質の向上、ひいては証券市場の発展に資することが可能。	・金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条4項、27条の二4項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条15項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条の四3項
5032A	5032008			z07028	金融庁	保険業法第275条第1項、同法施行令第39条、同法施行規則第212条第2号、第212条の4、第212条の5、銀行法第16条の第1項第9号、第11号、第2項第2号、第2項第3号、第18条第2号、第10号、同法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第2項第3号の4号	銀行等による保険商品の販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。 平成17年12月には、一時払終身保険、保険期間10年以下の平準払費老保険(法人契約を除く。)及び一時払農老保険並びに自動車保険以外の個人向け損害保険(事業関連の保険を除く。)のうち団体契約等で11月の又は積立保険及び積立傷害保険の販売が認められた。 なお、これらに伴い所要の弊害防止措置が設けられている。	c		銀行等による保険募集の状況等をモニタリングし、保険契約者等の保護の観点から問題がなければ、平成19年12月より銀行等は原則として全ての保険商品を取り扱うことが認められることとなる。また、モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。		一定の前提のもと、平成19年12月より銀行等は原則として全ての保険商品を取り扱うことが認められることとなる。また、要望者から以下の再意見が寄せられていることも踏まえ、再度回答をお願いします。 「ご指摘の通り、保険商品の取扱範囲については平成19年12月の全面解禁が予定されているところであるが、特に弊害防止措置について、「顧客の利便性向上」並びに「銀行実務」の観点から過剰規制とならぬよう、必要なものに限定する方向で速やかに検討を開始願いたい。」	c		銀行等による保険募集の状況等をモニタリングし、保険契約者等の保護の観点から問題がなければ、平成19年12月より銀行等は原則として全ての保険商品を取り扱うことが認められることとなる。また、モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。	都銀懇話会	8	A	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和	・銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に全面解禁。 ・銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行実務の観点から過度の規制とならないよう販売状況等に応じて見直しを実施。		・銀行による保険窓販は、保険商品の販売チャネルの多様化・効率化に資するとともに、利用者へのワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるものであり、窓販可能な保険商品を幅広く解禁することで、顧客の利便性の飛躍的な向上が期待できる。 ・銀行、銀行子会社等や銀行持株会社の子会社等が保険代理店業務を営んでも、銀行経営の健全性が損なわれることはなく、むしろ銀行グループとしての効率的な経営資源の活用にも資するものであり、幅広い経営の自由度を確保する観点からも認めるべきである。 ・弊害防止措置については、それが過度の規制となれば、銀行の管理面で負担が大きくなり、顧客の利便性を損なうとともに、販売にあたって顧客理解を得られないなど実務的にワークしない虞がある。銀行による保険販売の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて見直しを行うべきである。 平成17年12月の取り扱うことのできる保険商品の範囲拡大にあたり、保険募集制限先に対する契約締結を手数料を伴うことでの禁止、保険募集制限先確認業務の説明義務、事業資金融資担当者による保険募集の禁止、融資申込中の顧客に対する保険募集の禁止等、弊害防止措置の強化等が講じられた。	・保険業法第275条、保険業法施行令第39条、保険業法施行規則第212条、第212条の2、第212条の3 銀行法第16条の2第1項第9号、同条第2項第4号、第52条の23第1項第8号 銀行法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第2項第3号の4号 銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等が生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人として取り扱うことのできる保険商品の範囲は、平成17年12月に拡大され、2年間のモニタリングを経て平成19年12月に全面解禁が予定されている。 平成17年12月の取り扱うことのできる保険商品の範囲拡大にあたり、保険募集制限先に対する契約締結を手数料を伴うことでの禁止、保険募集制限先確認業務の説明義務、事業資金融資担当者による保険募集の禁止、融資申込中の顧客に対する保険募集の禁止等、弊害防止措置の強化等が講じられた。
5032A	5032009			z07029	金融庁	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号、保険会社向けの総合的監督指針-3-3-2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		要望者から以下の再意見が寄せられており、規制改革・民間開放推進3年計画(再改定)において「平成18年度検討」となっていることも踏まえ、検討状況・検討のスケジュール(結論時期)を含め、再度回答をお願いします。 「規制改革・民間開放推進3年計画(再改定)において「平成18年度検討」となっていることも踏まえ、スケジュールに沿ってご検討いただくと共に、検討スケジュール(結論時期)についても明示願いたい。」	b		本規制については、生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み設けられている趣旨を踏まえ、幅広い観点から検討を行う必要があることから、結論時期を示すことは困難である。	都銀懇話会	9	A	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	・構成員契約規制を撤廃。		・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 ・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来る、顧客利便性の観点で問題。 ・顧客勤務先の特長が困難なケースも多いなど(同名企業の存在等)、実務上の負担大。 ・損害保険や第二分野商品では規制があり、生命保険だけに適用される規制であり、不当性が高い。 ・銀行による保険商品の募集にあたっては、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制。	・保険業法 第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 ・保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-2(7) ・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5032A	5032010			z07030	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第2項第1号、第212条第2項第1号、第212条第4項第1号、第212条第5項第1号	銀行等が保険募集以外の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険募集業務に利用し、または保険募集の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を利用するには、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意が求められている。	c		本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、請じられているものである。利用目的の事前の通知・公表の如何にかかわらず、書面その他の適切な方法による事前の同意を得なければ保険募集業務以外の業務と保険募集業務との間でそれぞれの業務に係る非公開情報を流用してはならないとするなど、特に銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。				「個人情報保護法においては、銀行は顧客の個人情報の利用目的を特定し、その目的の範囲内で情報を利用することにつき顧客の事前承諾を取ることになる。従って、個人情報保護法と保険募集における非公開情報保護措置は二重規制となっていると考えられることから、個人情報保護法に一体化する方向で見直しすることを検討したい。」	都銀懇話会	10	A	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。		・銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外、銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 ・すでに個人情報保護法に基づき利用同意を取っているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい。	・保険業法第275条第1項第1号、保険業法施行規則第212条第2項第1号 ・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 ・また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。	
5032A	5032011			z07031	金融庁、	銀行法第16条の2第3、第5、第24	現行制度上の銀行持株会社及び銀行は子会社の業務範囲について限定列举されている。	c		銀行は決済機能を有しており、経営の健全性の確保の観点から子会社からの他業リスクについては、保険持株会社に比べ厳格に行わなければならない点で同じであることから、個々の銀行持株会社の子会社業務範囲に対し、違いを設けることはできない。このため、子会社の業務範囲を個別承認とすることは措置困難である。				「決済機能の観点について、銀行持株会社の子会社の場合、銀行持株会社傘下の銀行と兄弟会社の間では財務上のリスク等は波及しにくい構造になっていることから、事前承認を要件として柔軟な対応が認められるべきと考え、また、銀行の子会社の場合も、事前の承認に加えて、収入制限や財務制限を設けることによりリスクの波及を制御可能と考えられる。」	都銀懇話会	11	A	銀行・銀行持株会社の子会社等の範囲の見直し	・銀行持株会社について、銀行法上に限定列举されている業務以外を営む会社であっても、個別の認可を通じて子会社とすることが可能となるよう、子会社の範囲の規定を見直し、 ・また、銀行の子会社の範囲の規定についても、同様に見直し、 ・銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて他の会社と合併する場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるよう規定を見直し、		・金融グループの事業内容の見直し、業態を超えた提携・再編を進める上で支障となる規制の見直しによって、多様化する顧客ニーズへの的確な対応、質の高い金融サービスの提供等の実現に資することが期待される。他業禁止の趣旨について十分配慮することが前提となるが、銀行持株会社の子会社等の範囲については、こうした効果や個別の事情を踏まえた柔軟な対応が認められるべき。 ・銀行法第52条の23、第52条の24 ・銀行持株会社の子会社の範囲は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、外国銀行、外国証券会社、外国保険会社、外国信託会社、従属業務会社、金融関連業務会社、ベンチャービジネス会社、およびこれらのみを子会社とする持株会社のうちで内閣府令で定めるものに限定されている。また、銀行の子会社の範囲についても、同様に限定されている。 ・また、銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて合併した場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることはできない。 ・また、銀行の子会社についても、その範囲の見直しによって、多様化する顧客ニーズへの的確な対応、質の高い金融サービスの提供等の実現に資することが期待される。従って、金融庁の個別の事前承認(上記)に加えて、一定の収入制限や財務制限を設けることにより子会社から銀行に波及する他業リスクを一定程度にコントロールすることで、他業禁止の趣旨についてより一層配慮した対応を行うことを前提として、銀行の子会社等の範囲についても柔軟な対応が認められるべき。		
5032A	5032012			z07032	金融庁、	金融機関の信託業務の兼営に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されている。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を要する。				「顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた更なる顧客利便性に資する規制緩和であり、再検討したい。」	都銀懇話会	12	A	都銀等による信託業務に係る規制緩和	・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。		・都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。 ・顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。	・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項 ・現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業務の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。	
5032A	5032013			z07033	金融庁、	銀行法第16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3、主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3)口)	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」といふ)第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」の銀行の子会社が行うことができない。	b		銀行子会社が行う投信法施行令第38条に規定する不動産等特定資産に係る投資に関し助言を行う業務を銀行子会社の業務範囲に追加することについては、業務の特殊性、銀行業務との関連性、その必要性等について慎重に検討を行う必要がある。				「検討状況とスケジュール(結論時期)につき明示して頂きたい。」	都銀懇話会	13	A	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	・投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」といふ)第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加、		・銀行は、不動産を運用対象とする投資法人(いわゆるJ-REIT)に係る投資法人資産運用業務を営む投資信託委託業者を子会社とすることができるが、当該投資信託委託業者が投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といふ)第34条の10第2項に定める内閣総理大臣あての届出を行って投信法施行令第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」(以下「特定資産助言業務」といふ)を兼業した場合は、子会社とすることができない。 ・投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の兼業のための手続が認可ではなく届出であるのは、その兼業に係るリスクが小さいと考えられることによると推測され、そうであるならば、銀行の子会社たる投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の兼業も特段の問題はないものと思料される。また、そもそも「特定資産助言業務」を営む会社を銀行の子会社としても支障のないものと思われる。 ・金融資産に対する総合的な運用アドバイス業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイスを銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべきと思われる。	・銀行法第16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3 ・主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3)口) ・銀行の子会社の業務範囲は銀行法第16条の2第1項各号及び銀行法施行規則第17条の3に列挙される業務に限られ、不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者(有価証券に係る投資顧問業務の規制等)に関する法律に定められる投資顧問業者を除く。)を子会社とできない。 ・主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3)口)により、銀行の子会社が営む投資顧問業務において、その投資助言の対象に不動産を含むことができない。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5032A	5032015			z07034	金融庁、	銀行法第34条の3第3号イ、同条6号ハ	現行制度上、銀行代理業を行う営業所ごとに実務経験者を配置していること。一般事業者が預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)に限定している。また、兼業承認基準に關して、「所屬銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められる者の中から「金融庁長官が定める者」として銀行子会社(従属業務子会社、金融関連子会社等)については、適用除外されていない。	c		一般事業者が代理業者として事業向け貸付の取扱をすることは、既に兼業業務において様々な取引関係・利害関係を有しており利益相反等の弊害が生じるおそれがあることから原則禁止されている。また、銀行代理店は決済や貸付などを業務とすることから安定的な決済システムの確保や利用者保護上、適切な業務運営が行われる必要があり営業所ごとの実務経験者の配置を不要とすることは困難。 なお、銀行子会社を兼業承認基準の対象外とすることについては利益相反の可能性の有無を慎重に検討していきたい。				一般事業者が代理業者として事業向け貸付の取扱をすることは、既に兼業業務において様々な取引関係・利害関係を有しており利益相反等の弊害が生じるおそれがあることから原則禁止されている。また、銀行代理店は決済や貸付などを業務とすることから安定的な決済システムの確保や利用者保護上、適切な業務運営が行われる必要があり営業所ごとの実務経験者の配置を不要とすることは困難。 なお、銀行子会社を兼業承認基準の対象外とすることについては利益相反の可能性の有無を慎重に検討していきたい。	都銀懇話会	15	A	銀行代理業の許可要件に關する規制緩和	・規格化された貸付商品に係る金額の上限(1,000万円)を撤廃。 ・規格化された貸付商品、以外の取扱いを解禁。特に、「債権買取」・「手形の割引」を要望。 ・銀行代理業を行う営業所ごとの実務経験者の配備を不要とする。 ・兼業承認基準に關して、銀行子会社(従属業務子会社、金融関連子会社等)については、「所屬銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められる者の中から「金融庁長官が定める者」として適用除外とする。		・上限額の設定や取扱商品の制限により、借り手の資金調達ニーズに十分に対応することが困難になり、利用者利便の向上という制度改正の趣旨に反して、利用者の利便性が損なわれることとなる。 ・銀行代理店が契約の締結に係る審査に關与しない場合の融資の媒介であれば、代理業者の恣意が働きにくいことから、「規格化された商品」への制限や金額上限を撤廃することによる弊害は小さいと考えられる。 ・仮に、代理業務の内容が規格化された貸付商品の単なる媒介に止まるのであれば、法令等の遵守や顧客保護の徹底を図る上で、営業所ごとに実務者を配備することは過剰。他法令(証券取引法、信託兼営法、保険業法等)と比較しても過剰規制となっている。 ・銀行の子会社については、仮に親銀行の銀行代理業者を兼業する場合も、グループとしては事実上一体であり、両者間で利益相反行為等の弊害が生じるとは考えにくいことから、銀行の100%出資である金融関連子会社や、同様に100%出資かつ100%収入を親銀行に依存している従属業務子会社等については、兼業承認基準の対象外とすべき。	・銀行法施行規則第34条の37等 ・一般の事業会社等が、銀行代理業者として事業用資金の代理・媒介を行うことが認められるのは、「規格化された貸付商品」であって、その契約の締結に係る審査に關与しない場合に限定されており、その上限額は一千万円とされている。 ・また、銀行代理業を行う各営業拠点及び銀行代理業務を統括する部署に実務経験者(資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者)の配備も必要とされている。	
5032A	5032016			z07035	金融庁、	証券取引法第44条第3号、第66条の13第1号ホ	証券会社又は証券仲業者が金銭を貸し付けることを条件として勧誘することは不可。	c		証券法第44条第3号を引継ぎ金商法第44条の2第1項第1号、第2項第1号等において、「投資者の保護に欠けるおそれ少ないと認められるもの」として内閣府令で定めるもの」についての適用除外規定が設けられているが、総合口座貸越については、過剰投機を引き起こすおそれがあり、当該適用除外事由とすることは措置困難。				利用者利便の向上に資するとの指摘がある一方で、証券投資のために必要な資金が不足した際に、これを自動的に補填するような仕組みを認めることは、過剰取引を招くおそれがあるほか、いわゆる適合性の原則に照らしても必ずしも望ましくないとの指摘もあることから、利用者保護の徹底と利用者利便の向上の観点と比較衡量した上で、また、現在の総合口座貸越の利用実態も踏まえ、貸越金額に上限を設定することをはじめとする一定の条件のもとで、証券取引における総合口座貸越を認める可否かの検討を平成19年度に開始する。	都銀懇話会	16	A	バックファイナンス禁止規制における総合口座貸越の適用除外	・証券取引法第44条第3号に、一定の適用除外事例(くに、総合口座貸越)を規定。		・証券取引法第44条第3号、同法第65条の2第5項 ・金融機関の証券業務に關する内閣府令第27条の2第1号 ・証券会社向けの総合的な監督指針V-1(4) ・現行の証券取引法第44条第3号の規定は、証券会社又はその役員若しくはその使用人が信用取引以外の方法によって金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買等を受託することを禁止(=バックファイナンスの禁止)。 ・この規定は、同法第65条の2第5項の規定により、登録金融機関又はその役員若しくは使用人にも適用されている。		
5032A	5032017			z07036	金融庁、	前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、同第3条	前払式証券規制法では、購入者保護等の観点から発行者に対して、届出又は登録、発行保証金の供託等の義務を課している。	c		前払式証券の発行を行う銀行等を前払式証券規制法の適用除外とすれば、他の発行者との間で競争条件での不平等な取扱いを行うこととなり、基本的には、イコールフットリングを維持すべきであると考えられる。 また、銀行等が発行する前払式証券について、前払式証券規制法の適用除外や管理・報告義務を軽減・免除することは、発行の状況等が適切に把握されず前受金の保全措置が講じられないおそれがあり、このような状態では、購入者等の利益の保護の観点からも適用除外は困難である。				前払式証券法における登録(届出)、発行保証金の供託、報告等の義務は業態にかかわらず、購入者保護の観点から、発行者に対して課されているものである。 したがって、銀行等が発行する前払式証券について、前払式証券法の適用除外とすることは、前受金の保全措置や表示義務が行われないこととなり、購入者保護の観点から適用除外は困難である。 なお、預金保険の対象の有無によって購入者保護に關する規制を変えらることは、「預金保険制度に加入できない事業会社とのイコールフットリングの問題や、購入者にとっても、発行主体によって保護される内容が異なる可能性があること、などから困難である。	都銀懇話会	17	A	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	・銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律(プリカ法の適用除外)とする。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オンライン・デビット等)については、その判断基準を明確化するとともに、プリカ法の適用対象外とする。少なくとも、銀行等が発行体となる電子マネーにつき、前払式証券の規制等に関する法律(プリカ法)の管理・報告事項を軽減・免除する。		・現行のプリカ法は、前払い、証券その他のものが発行されている、利用の際に使用できる、3の要件を備えたものを規制対象としている。その立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けると等により、前払式証券の発行者の倒産への備えや、悪意を持って発行見合資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。 一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の業務として位置づけられており、発行体たる銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点からすれば、銀行等に対しプリカ法上の管理・規制を適用する必然性は乏しい。こうしたことから、銀行等が発行体となる電子マネーについては同法の適用除外とすべきと考える。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オンライン・デビット等)については、その判断基準を示すとともに、プリカ法の適用対象外とすべき、少なくとも、同法に基づき煩雑な管理・報告事項についても軽減・免除するよう要望する。	・前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、第3条、第7条、第11条、第13条、第16条、第17条 ・平成16年3月の事務ガイドライン改正により、電子マネーの発行業務について、銀行法上の置付けが明確となった。 ・銀行等が発行する電子マネーについては、発行保証金の供託等を定めた「前払式証券の規制等に関する法律(プリカ法)の対象となっている。	
5032A	5032018			z07037	金融庁、	貸金業規制法第17条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	a		10月31日に国会に提出した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」において、利息制限法の上限金利以下の金利での貸付けについて、相手方の同意を条件に、マンスリーステートメントを交付することにより、極度方式貸付けに係る17条書面及び18条書面の簡略化を可能とすること。 電子化を可能とすること、を盛り込んだところ。				貸金業規制法に基づき、適正に成立した極度貸付契約の極度枠内の個別の貸付取引について、17条、18条に係る記載内容の簡略化を許容。または、書面交付方法について、債権者と債務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付に加えて、「インターネットなどの情報通信機を用いた電磁的方法」による通知を認める。	都銀懇話会	18	A	貸金業規制法に基づく書面交付義務に係る規制緩和	・貸金業規制法第17条、第18条、第43条 ・貸金業は、貸付に係る契約を含む変更契約を締結した時は、速滞なく契約書面の交付が必要。 ・貸金業者は、貸付契約に基づく債権の全部または一部について弁済を受けた時は、受取証書の交付が必要。 ・利息制限法で定められた基準金利を超過する利息について、契約締結時の契約内容書面の交付等の要件を満たす場合には、利息制限の規定に關わらず、有効な利息の弁済とみなす(みなし弁済制度)。 ・利息制限法第1条 ・基準金利(元本が10万円未満の場合:年20%、元本が10万円以上100万円未満の場合:年18%、元本が100万円以上の場合:15%)を超える超過利息は無効。ただし、債務者による任意弁済の場合には、返済請求は不可。 ・返済法第5条 ・また、本件によって、グレーゾーン金利の貸付に係るみなし弁済制度の適用要件の明確化を通じ、貸付契約に係る法的安定性が高められれば、貸付債権流動化の拡大等を通じた消費者金融市場の健全な発展、債務者の適正な借入機会を拡大につなぐ、結果的に債務者の利益にも資する。	・貸金業規制法第17条、第18条、第43条 ・貸金業者は、貸付に係る契約を含む変更契約を締結した時は、速滞なく契約書面の交付が必要。 ・貸金業者は、貸付契約に基づく債権の全部または一部について弁済を受けた時は、受取証書の交付が必要。 ・利息制限法で定められた基準金利を超過する利息について、契約締結時の契約内容書面の交付等の要件を満たす場合には、利息制限の規定に關わらず、有効な利息の弁済とみなす(みなし弁済制度)。 ・利息制限法第1条 ・基準金利(元本が10万円未満の場合:年20%、元本が10万円以上100万円未満の場合:年18%、元本が100万円以上の場合:15%)を超える超過利息は無効。ただし、債務者による任意弁済の場合には、返済請求は不可。 ・返済法第5条 ・また、本件によって、グレーゾーン金利の貸付に係るみなし弁済制度の適用要件の明確化を通じ、貸付契約に係る法的安定性が高められれば、貸付債権流動化の拡大等を通じた消費者金融市場の健全な発展、債務者の適正な借入機会を拡大につなぐ、結果的に債務者の利益にも資する。			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5032A	5032019			z07038	金融庁、	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第17条、第18条、第20条から第22条まで、第42条及び第24条第1項の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。	c		24条2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制や取立行為規制等は、債務者を保護するための規定であり、銀行等について例外とすることについては困難である。		「業界を超えた再編、提携が進行する中で、今後、貸付債権譲受のニーズの高まりも見込まれるが、過剰な本規制によって、実務的な負担の増加、再編・提携の阻害要因となる可能性も見込まれることから、再検討をお願いしたい。」	c		24条2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制や取立行為規制等は、債務者を保護するための規定であり、銀行等について例外とすることについては困難である。	都銀懇話会	19	A	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業規制法の適用除外	・貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。		・銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業規制法の規制が重複して適用されることは過剰であり、実務的な負担も大きい。 ・また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難。 ・業態を超えた再編、提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。 ・また、貸出債権流動化市場の活性化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、譲渡人が預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。	・貸金業規制法第17条、第18条、第24条 ・銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業の規制等に関する法律(以下、「貸金業規制法」)第24条により、貸金業規制法に基づく(規制(注)(注)貸金業規制法に基づく(主な規制内)貸金業の貸付に係る契約に基づく債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。 ・契約書面の交付(貸付にかかる契約を含む変更契約・保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない)規制 ・受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書<課税文書>を交付しなければならない)規制 ・債権証書の返還(返済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない)規制		
5032A	5032025			z07039	金融庁、法務省、	民法	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	c		譲受人が信託事業者等の一定の免許事業者の場合に譲渡禁止特約の対効を制限する旨の特例を設けるかどうかについては、譲渡禁止特約によって保護されるべき原債務者の利益を不当に害することがないかどうか等について、特に慎重に判断していく必要があるものである。		「原債務者保護の観点のみならず、原債権者の資金調達効率化、ひいては債権流動化市場の拡大といった観点をも踏まえ、速やかにご検討いただきと共に、検討スケジュールの明示をお願いしたい。」	c		譲受人が信託事業者等の一定の免許事業者の場合に譲渡禁止特約の対効を制限する旨の特例を設けるかどうかについては、債権流動化市場の拡大といった観点、譲渡禁止特約によって保護されるべき原債務者の利益を不当に害することがないかどうか等について、特に慎重に判断していく必要があることから、スケジュールの明示は困難である。	都銀懇話会	25	A	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対効の制限	・売掛債権等の一定の種類を指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託事業者に対する信託が譲り受けられる場合、又は「特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受け、金融機関(を除く)が譲り受けられる場合に限り、譲渡禁止特約の対効を制限するよう「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。 ・民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対効を制限する規定を盛り込む(併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)	・そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債務者を適態に取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人を信託事業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分に達成できる。 ・現在の譲渡禁止特約の対効は、原債務者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となつているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約付債権も、最悪判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。 ・我が国の債権譲渡連動法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる。	・民法第466条第2項 ・債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 ・民法第466条第2項によれば、指名債権において、予めその債務者が債権譲渡を禁止していた(譲渡禁止特約)にも関わらず債権譲渡がなされた場合、かつ譲受人が当該譲渡禁止特約の存在を知っていた場合、譲渡人(原債権者)と譲受人との間の債権譲渡契約そのものが無効(譲渡禁止特約の対効)とされる。			
5032A	5032026			z07040	金融庁、	銀行法施行規則第13条の6の7、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条(平成16年12月6日金融庁告示第67号)	個人情報取扱事業者等は、政治的見解、信教等の機微情報を、一定の例外を除き、原則として取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。	c		機微情報の場合、社会通念上、プライバシー保護上厳正な管理が求められることに加え、ある情報が機微情報に該当するかどうかは、個々の情報の種類や内容等によって大きく左右されるので、ケースバイケースかつ慎重に判断すべきであると考え、ちなみ、今回の事例は、政治・宗教団体に勤務しているという事実は、機微情報に該当すると考えられる。 「A氏は通院(入院)している」「B氏は障害者である」という事実は、機微情報に該当すると考えられる。 本籍地が都道府県名のみであっても、機微情報に該当すると考える。保険医療情報を、生命保険時に取得する告知事項や健康保険証に記載されている通院歴に限定することは困難と考える。		「ある情報が機微情報に該当するかどうかは、個々の情報の種類や内容等により大きく左右されることがあることはご指摘の通りと考えますが、例えば「職業が寺の住職であることが客観的に公然の事実である場合」「身体上の障害が、外形から一見して明白な場合」といったケースについては、機微情報に当たらないこともあり得ると考えて宜しいでしょうか。」	c		ある情報が機微情報に該当するかどうかは、個々の情報の種類や内容のほか、取扱主体、利用目的、利用方法、利用される状況等によって大きく左右されることから、個別に判断すべきものと考えられる。 政治・宗教団体への勤務に関する情報は、必ずしも機微(センシティブ)情報には該当しない(政治・宗教団体に勤務しているという事実が、必ずしも特定の政治的見解や信教に基づき当該団体に所属していることを示すものではないため) 以下のような情報は、病気の等の保健医療に関する情報の内容が特定されないため、機微(センシティブ)情報には該当しない。「A氏は通院(入院)している」「B氏は障害者である(障害者手帳を保有している)(*)」 (*)傷害の種類・傷害等級は機微(センシティブ)情報と認識 本籍地に係る情報のうち、都道府県名のみであれば、プライバシーマークの認証基準であるJIS Q15001の考え方と同様、機微(セ	都銀懇話会	26	A	機微(センシティブ)情報の取扱についての明確化	・機微(センシティブ)情報の取扱に関する法令等の定義・解釈を明確化。 (例) 政治・宗教団体への勤務に関する情報は、必ずしも機微(センシティブ)情報には該当しない(政治・宗教団体に勤務しているという事実が、必ずしも特定の政治的見解や信教に基づき当該団体に所属していることを示すものではないため) 以下のような情報は、病気の等の保健医療に関する情報の内容が特定されないため、機微(センシティブ)情報には該当しない。「A氏は通院(入院)している」「B氏は障害者である(障害者手帳を保有している)(*)」 (*)傷害の種類・傷害等級は機微(センシティブ)情報と認識 本籍地に係る情報のうち、都道府県名のみであれば、プライバシーマークの認証基準であるJIS Q15001の考え方と同様、機微(セ	・銀行法施行規則第13条の6の7 ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条 ・金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(「機微(センシティブ)情報」)については、原則として取得、利用、又は第三者提供を行わないこととされている。				
5032A	5032027			z07041	金融庁、	「主要行等向けの総合的監督指針」-3-1-4	第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対して直接割当を行うことに鑑み、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築し、構内に徹底を図ることを求めている。	b		公募増資と同様に、「資本充実の原則の遵守」や「優越的地位の濫用の防止」等に関し、法令等遵守の観点から相応のチェック機能が働く増資形態については、増資の都度、法令等遵守に係る内部管理態勢を構築する義務が免除されるように監督指針を改正する。		「速やかな措置(措置の分類:a)をお願いしたい。」	a		公募増資と同様に法令等遵守の観点から相応のチェック態勢が働く増資形態について、増資の都度、法令等遵守に係る内部管理態勢を構築する義務が免除されるように平成19年度中に監督指針を改正する。	都銀懇話会	27	A	第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外	・米国証券法Rule 144Aに基づく適格機関投資家向け私募等、実質的に公募に近い発行形態で、機関投資家を対象として増資を行う場合、公募増資の場合と同様、第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除。 ・銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合も、第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除。	・銀行法第53条 ・「主要行等向けの総合的監督指針」-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス、 ・銀行又は銀行持株会社が第三者割当増資(普通株式、優先株式、優先出資証券)を行う場合は、増資の都度、取締役会の責任において、全行/全社的に内部管理態勢を構築しなければならない。				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5032A	5032028			z07042	金融庁、		「主要行等向けの総合的な監督指針」様式、参考資料編別紙様式4-26、27 永久劣後特約付借入金を受け入れる場合及び永久劣後特約付社債を発行する場合、増資の届出書に契約内容のパーゼル合意適合性及び我が国における民法上の有効性に関する弁護士意見書の添付を求めている。	b		永久劣後債等の発行届出書に弁護士意見書を添付する義務を免除するなど、事務の簡素化を図られるよう監督指針を改正する。		要望者から以下の再意見が寄せられており、監督指針の改正の検討時期/措置時期について明示をお願いします。 「速やかな措置(措置の分類:a)をお願いします。」	a		永久劣後債等の発行届出書に弁護士意見書を添付する義務を免除するなど、事務の簡素化を図られるよう平成19年度中に監督指針を改正する。	都銀懇話会	28	A	永久劣後調達に係る届出系統簡素化	永久劣後調達に係る届出を行う際、当該永久劣後調達の「パーゼル合意適合性」を担保するための契約文言が、過去に弁護士意見を取得した永久劣後調達の契約文言と同一の場合は、新たな弁護士意見に代えて、当該永久劣後調達の「パーゼル合意適合性」に関する銀行又は銀行持株会社による確認結果を添付することを許容。		永久劣後債等の「パーゼル合意適合性」を担保するための要件は、平成10年12月の事務ガイドライン改正により明確化されており、当該要件を定めた契約が本邦民法上有効であるとの弁護士意見は確立している。また、当該要件を定めた契約文言は定型化している。こうしたことから、実態上、弁護士意見は、当該定型文言が契約等に明記されていることを形式的に確認しているに過ぎない。以上により、永久劣後調達に係る届出の都度弁護士意見を取得する意義は乏しい。 しかしながら、現行制度では、永久劣後調達の都度、弁護士意見の取得が義務付けられており、銀行及び銀行持株会社にとって事務手続・弁護士費用といった負担が発生している。 また、期限付劣後債/劣後ローンに係る届出の際は、弁護士意見の添付は求められていない。	銀行法第53条、銀行法施行規則第35条 主要行等向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 別紙様式4-26・27注記 永久劣後特約付借入金の発行及び永久劣後特約付借入金の受入れ(以下「永久劣後調達」)に係る届出を行う場合には、「契約内容のパーゼル合意適合性及び我が国における民法上の有効性に関する弁護士意見」(以下「弁護士意見」)を、その都度届出書に添付。	
5032A	5032029			z07043	金融庁、		証券取引法第28条の4第2項、第32条第6項、証券取引法第15条の2、第15条の4第1項、第2項、証券会社に関する内閣府令第16条第19条 証券取引法における「親法人等」「子法人等」の範囲は、密接な関係を有する一定の者と合算したときに議決権を過半数保有しているかどうか、又は役員を過半数占めているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「親会社」「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配しているかどうかによりその範囲が決められる。 不適格な主要株主による不当な影響力を排除するとの目的に基づき、主要株主規制が設けられており、証券会社の主要株主は届出、銀行の主要株主は認可が必要となる。	b c		金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討を行う。証券会社の「主要株主」については、銀行とは異なる規制目的・内容に則して、その対象として必要な者を定めている。そのため、規制の適用範囲を完全に一致させることは困難。		要望者から以下の再意見が寄せられており、についての具体的な措置時期を含め、再度ご回答をお願いします。 「速やかに措置願いたい」「主要株主」の定義の統一については、事務負担の軽減に大きく資するものであり、再検討願いたい。」	b c		金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討を行う。証券会社の「主要株主」については、銀行とは異なる規制目的・内容に則して、その対象として必要な者を定めている。そのため、規制の適用範囲を完全に一致させることは困難。	都銀懇話会	29	A	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする。主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする。		証券取引法等における各種定義と他の法令等の定義とに違いがある。証券取引法上の「親法人等、および「子法人等」の概念は、「証券会社」のおよび「証券会社」が、総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者」とされているが、その対象となる範囲は財務諸表規則や銀行法における「親会社」「子会社」よりも広範なものとなっている。 銀行法における主要株主の定義は出資比率20%以上であるのに対し、証券取引法施行令における主要株主の定義は出資比率10%以上とされている。	証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の4第1項第1号、同条第2項第1号 証券取引法等における各種定義と他の法令等の定義とに違いがある。証券取引法上の「親法人等、および「子法人等」の概念は、「証券会社」のおよび「証券会社」が、総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者」とされているが、その対象となる範囲は財務諸表規則や銀行法における「親会社」「子会社」よりも広範なものとなっている。 銀行法における主要株主の定義は出資比率20%以上であるのに対し、証券取引法施行令における主要株主の定義は出資比率10%以上とされている。	
5032A	5032030			z07044	金融庁、		証券取引法第64条第6第3号 証券会社や登録金融機関は、取引の勧誘等を行う役員及び使用人について外務員登録を行うこととなっている。	c		外務員登録は当該外務員の行為の効果が隔属する法的主体(使用者)を明確化する観点から必要な制度であり、使用者変更の際の手續を不要とすること自体は措置困難。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 「事務負担の軽減と円滑な業務遂行に資する案件であり、再検討願いたい。併せて、検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂くようお願い申し上げます。」	c		外務員登録は当該外務員の行為の効果が隔属する法的主体(使用者)を明確化する観点から必要な制度であり、使用者変更の際の手續を不要とすること自体は措置困難。	都銀懇話会	30	A	証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手續を不要とする)。		金融グループ内で機動的な人材配置を行っていき、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込であり、日数に係らず証券業務に従事し支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである。 退職等の理由により証券外務員の職務を行わなくなった時は、「登録証券外務員の職務廃止届出書」を遅滞なく提出することとなっている。 銀行持株会社の子会社である銀行間異動も上記の職務廃止理由に該当し、異動(出向・転籍)いずれの場合も)の際には、廃止・再登録手續が必要。 規定どおり一旦廃止手續を行い、異動先であらためて新規登録申請を行っているため、新規登録完了までの期間は証券外務員としての業務を行うことができない。	証券取引法第64条の6第3項 証券外務員登録等事務マニュアル(特別会員用)(平成15年5月1日改訂) 退職等の理由により証券外務員の職務を行わなくなった時は、「登録証券外務員の職務廃止届出書」を遅滞なく提出することとなっている。 銀行持株会社の子会社である銀行間異動も上記の職務廃止理由に該当し、異動(出向・転籍)いずれの場合も)の際には、廃止・再登録手續が必要。 規定どおり一旦廃止手續を行い、異動先であらためて新規登録申請を行っているため、新規登録完了までの期間は証券外務員としての業務を行うことができない。	
5032A	5032031			z07045	金融庁、		証券会社の事故処理のための顧客口座は、証券会社の事故等が顧客の税額計算に影響を及ぼさないようにするため設けられたものであり、当該口座で処理された取引については、取引報告書の交付義務の適用除外などの規定がなされている。 一方で、証券取引法第65条の2第1項の登録を受けた銀行等(登録金融機関)については、措置されていない。	b		証券取引法第65条の2第1項の登録を受けた銀行等(登録金融機関)についても、証券会社と同様に事故処理ができるよう所要の措置を検討することとしたい。		要望者から以下の再意見が寄せられており、検討の具体的時期等を含め、再度回答をお願いします。 「速やかな措置(措置の分類:a)をお願いします。」	b		証券取引法第65条の2第1項の登録を受けた銀行等(登録金融機関)についても、証券会社と同様に事故処理ができるよう所要の措置を検討することとしたい。	都銀懇話会	31	A	証券事故処理のための「事故処理分別口座」保有の解禁	証券事故処理のために、「事故処理分別口座」を設けることを許容。		平成15年1月の証券税制改正による「特定口座」取り扱いに伴い、証券会社は事故を生じた場合の事故処理において顧客の税額計算に影響を与えないように「事故処理分別口座」における処理(「特定口座」のみならず一般口座における事故も処理可能)が許容されているが、銀行には認められていない。 具体的には、証券会社に関する内閣府令第30条第2項第4号および別表8により、証券会社は「事故処理分別口座」を設け、同口座における処理を認められているが、金融機関の証券業務に関する内閣府令等には該当する条文がない。	金融機関の証券業務に関する内閣府令等 証券事故の処理は顧客口座において行っている。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
5034A	5034001			z07046	金融庁、	保険業法第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  保険会社の業務である企業年金関連業務、遺族保障関連業務等は信託業務と関連性・親近性が強く、さらに生命保険会社においては保険金信託業務が認められていることから、保険会社は既に信託業務の代理代行が認められている銀行等よりも強い関連性・親近性を有していると考えられる。したがって、保険会社が少なくとも銀行等と同範囲で信託業務の代理代行を行うことについては問題がないと考えられる。 また、平成16年末の信託業法の改正により、銀行等の金融機関はもとより、一般事業会社を含めた幅広い主体が信託契約代理店となることができることとされた中で、信託業務と上記のように関連性・親近性を有する保険会社が信託契約代理店となることができないことは合理性を欠くとともに、競争上の公平性の観点からも問題があると考える。 以上の点を踏まえ、速やかに検討の上、早期の措置をお願いします。	a		保険会社が新たに信託代理業務を行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ、19年度中に措置することとする。	生命保険協会	1	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認める。			・保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のワークセキパシリティ活用の観点から極めて有効である。 ・生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ・なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点の公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法施行規則第51条	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。
5034A	5034002			z07047	金融庁、	保険業法第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  生命保険会社の付随業務として、既に投資顧問契約等につき事務代行の形で顧客の紹介を行うことは認められていることから、生命保険会社が投資顧問契約等の締結の勧誘を行うことは十分な関連性・親近性を有しており、本業務により生じ得る他業リスクも極めて限定的なものと考えられる。 以上の点を踏まえ、早期実現に向け、検討をお願いします。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行っているところ。	生命保険協会	2	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。			・顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のワークセキパシリティ活用の観点から極めて有効である ・現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行っている業務と異質のものが混入する訳ではない。 また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条  金融商品取引法第33条3項、第33条の2	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関する顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、媒介)を行うことはできない。  投資顧問契約等の締結の代理・媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要
5034A	5034003			z07048	金融庁、	保険業法第106条第1項第12号・第271条第22第12号 同法施行規則第56条第2項 保険会社向けの総合的な監督指針-2-3-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務として、不動産投資顧問業は認められていない。	c	-	これまで保険会社における不動産投資はインカムゲインを得ることを目的としたものが中心であり、不動産投資顧問業を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性・親近性につき慎重な検討が必要。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  保険会社は、従来の長期保有を前提とした収益性分析に加え、追加投資のリスクと物件の流動性、総合的な判断に基づく不動産投資を行っており、これらの判断において必要とされる不動産価値の分析能力は、不動産投資顧問業に求められる「投資判断」に必要な能力と同様であると考える。 また、保険会社の子会社に認められている不動産投資債に由来する資産運用業務(不動産投資信託業務)は、不動産投資顧問業と機能的に近接しているとともに、投資家のために不動産運用業務を行うという点において共通している。さらに、保険会社の子会社には有価証券に係る投資顧問業も認められており、保険会社にとって、有価証券投資と不動産投資はいずれも資産運用業務の一端であり、業務内容やノウハウのその活用の点では、有価証券に係る投資顧問業と不動産に係る投資顧問業の本業との親近性は同等と考えられる。従って、不動産投資信託委託業務及び有価証券に係る投資顧問業と同様、不動産投資顧問業についても、子会社の業務範囲として認めることには十分な合理性はあるものと考えられる。 なお、わが国においても、不動産投資顧問業に対する年金基金を中心とする投資家のニーズが高まりつつあるが、特に年金基金においては、不動産投資を長期安定的なコア投資としてポートフォリオ上位に付けたいというニーズが高い(欧米における年金基金の実態は、インカムゲインを中心とした長期保有型の投資が中心)。不動産投資に係るノウハウを有する保険会社が、子会社において不動産投資顧問業を提供することへの期待は高まっていると考えられる。従って、保険会社の子会社が信託業務を行うことについて改めて検討していただくことをお願いします。	c	-	保険会社が行っている不動産投資はインカムゲイン中心のものであり、不動産投資顧問業を行うに当たって必要な投資判断能力が必ずしも備わっていないというのではないと考えられる。また、不動産投資顧問業自体は金融に関連した業務ではないことから、保険会社の事業のあり方を踏まえれば、これを子会社に行わせることは慎重である必要がある。	生命保険協会	3	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。			・わが国においても、不動産投資顧問業務に対する年金基金を中心とする投資家のニーズが高まりつつあるが、特に年金基金においては、不動産投資を長期安定的なコア投資としてポートフォリオ上位に付けたいというニーズが高い(欧米における年金基金の実態は、インカムゲインを中心とした長期保有型の投資が中心)。不動産投資に係るノウハウを有する保険会社が、子会社において不動産投資顧問業を提供することへの期待は高まっていると考えられる。 ・保険会社が本来業務である資産運用の一端として行う不動産投資は、一般的にオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであり、安定利率をカギとするための収益性を追求する必要があることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を勘案の上、投資判断を行っている。 また、最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・リスクや物件の流動性等、総合的な判断に基づく不動産価値の分析能力は、まさに(不動産投資顧問業登録規程に定められる「投資判断」に必要な能力と同様であると考える。 ・なお、有価証券に係る投資顧問業務及び不動産投資信託委託業務は既に子会社で行うことが認められているが、子会社による不動産投資顧問業務は、これらの業務と、厳格された運用ノウハウの活用という点及び投資家のために資産運用業務を行うという点において共通しており、本業との親近性は同等と考えられる。	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7、 保険会社向け - 2 - 3 - 1(2)	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。
5034A	5034004			z07049	金融庁、	保険業法第106条第1項第13号、第107条第7項 同法施行規則第56条第3項-第5項	保険会社の特定子会社が10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は保険業法施行規則第56条第3項-第4項に規定されており、中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって、設立5年以内かつ試験研究費等比率が3%以上のもの同(中小企業者)であって、設立1年以内かつ常勤研究者2名以上で役員員の10%以上を占めるもの 中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「異分野連携新事業分野開拓計画」認定会社 最後の議決権取得時に「」に該当しているものとされている。 なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を10%を超えて保有することができるのは、その議決権の取得の日から10年以内とされている(保険業法施行規則第56条第5項)。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  引き続き可能な限り早期の実現に向けた検討をお願いします。	b		保険会社の事業のあり方等に留意しつつ、幅広い観点から慎重に検討を行う。必要があると考えられているところ。	生命保険協会	4	A	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。			・昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大できれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 ・また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 ・保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することと追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 ・なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現すれば、保険会社の特定子会社スリ管理にも同様の効果が期待できる。	保険業法施行規則第56条	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められており、範囲が限定的であり、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。 また、投資時点ではその対象であった、10%超の投資を行った企業についても、その後の企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
5034A	5034006			z07050	金融庁、	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1項 同施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。	b		保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の事業の在り方の趣旨等を踏まえて検討することが必要であり、また、信託業に係る業務の代理又は事務の代行からまずは検討されるべきである。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  信託業法改正によって信託業を行う者の範囲が幅広く認められている中、生命保険会社の業務は、企業年金関連業務、遺族保障関連業務等において、信託業務との関連性・親近性を強く有しており、既に信託業務の兼営や代理・代行が認められている銀行等の金融機関と比較しても、より強いものと考えられるため、保険会社が信託業務を行うことに特段の問題はないものと考えられる。 以上の点を踏まえ、信託業の代理代行の検討と併せ、本体による信託業務の実施についても早期実現に向けた検討を開始いただきたい。	b		保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の事業の在り方の趣旨等を踏まえて検討することが必要であることから、信託業に係る業務の代理又は事務の代行からまずは検討されるべきであると考えられるところ。	生命保険協会	6	A	保険会社本体による信託業務の実施	保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。			・保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。 なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条	本体での信託業務は保険金信託に限定されており、幅広く信託業務を行うことができない。
5034A	5034016			z07051	金融庁、	保険業法第97条第2項、第118条第1項、同法附則第1条の13 厚生年金保険法第130条の3	保険料受入れ、および移受管について、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  可能な限り早期の実現に向けた検討をお願いしたい。	b		規制改革・民間開放3ヵ年計画(再改定)に示されているとおり、本年度に検討を行うこととしているところ。	生命保険協会	16	A	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。			・新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 ・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 ・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下落要因になる。 ・信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いしないと利用者利便が著しく阻害される。	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。  厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。
5041A	5041052			z07052	金融庁、	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針-3-2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的にお示し頂きたい。	b		本規制については、生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み設けられている趣旨を踏まえ、幅広い観点から検討を行う必要があることから、結論時期を示すことは困難である。	愛宕商事(株) 保険事業部 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	52	A	生命保険第一分野の構成員募集規制の段階的緩和と撤廃	左記内容の規制を段階的に緩和し、最終段階として撤廃してほしい。規制緩和として、例えば、出資割合50%以下は募集可能とする 人的関係は全面的に規制から排除する。	出資関係・人的関係のある法人に第一分野商品の職域募集ができない。職域に多角的な商品情報を提供できない。保険会社から定期的に出資と人的関係のチェック依頼があり事務負担が掛かる。	自社、子会社、関連会社の生保の一元管理が可能となり、法人の構成員と一番身近な距離にいる募集人が保険サービスを提供できる。福利厚生の一環として事業を展開できる。並びに従業員の帰属意識の高揚が期待できる。職域がこの規制のため構成員の商品選択についての柔軟性が奪われている。	保険業法300-1-9		
5041A	5041055			z07053	金融庁、	信用金庫法第10条第53条第2項、信金法施行令第8条第1項第3号、昭和43年大蔵省告示第71号	会員資格の範囲を超えたことにより脱退した事業者に対し、会員であった期間が3年以上5年未満の場合は脱退の時から5年、会員であった脱退の時から10年、貸付け及び手形の割引を行うことができる。(貸付けは償還期限が当該期間内に到来するものに限る。)	c		卒業生金融制度は、会員が会員資格の範囲を超えて規模が大きくなった法人等に対して、協同組織性を踏まえ、一定期間に限り、例外的に取引の継続を認めている信用金庫独自の特例措置である。これを恒久化することなどは、信用金庫の協同組織性を否定することにつながりかねない問題であり、措置困難である。		取引を限定するのではなく、一定の枠内であれば自由に員外取引を行えるようにすれば、協同組織性を維持しつつ地域における多様な資金ニーズ等に対応できることから、検討に値するものと考えられる。 規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申における「協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し」を踏まえ、改めて見解を示されたい。	b		員外取引制限など協同組織金融機関の業務及び組織の在り方については、規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を踏まえ、総合的な視点から見直しを検討する必要がある。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	55	A	卒業生金融(金融機関の事業規模に応じた融資先規制)の緩和	信金等の取引先企業が成長し一定規模以上となると、当該企業に対する融資業務に制限が課せられることになり、一貫した金融サービスが行えない。	一定規模以上になった企業に対する融資に係わる制限の緩和	小規模企業が成長する過程において、一貫した金融サービスが可能となり、金融面からの産業振興がより円滑化する。	信用金庫法		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
5041A	5041060			z07054	金融庁、農林水産省、経済産業省、	商品投資に係る規制に関する法律	特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品として定められており(商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下、「法」といいます)第2条第1項第3項)、著しい価格変動を伴う金融商品であるため、特定ファンドの設立にあたっては、委託者(投資家)保護を図る観点から、業を公正かつ的確に遂行できる組織体であることを前提として財産的基礎の他、人的要件に金融に関する専門知識及び商品に関する専門知識を有する者を業務担当の役員等に加えることを設立許可の要件としており、特定商品ファンドを適確に運用・判断できる体制としている(法第6条第1項第6号及び商品投資販売業の許可及び監督に関する命令第6条の2)。	c									特許ライツバンク(株)日本ニュービズ入協 議会議連合会	60	A	特定商品ファンドの一括設立及び運営認可の許可	現在、日本酒や焼酎等の特定商品ファンドを設立する場合、商品ごとに認可を受けなければならない。小口の商品ファンドを多種類設立しようとする業者には申請負担が大きい。ついては、実績のある業者には一括で設立認可を出して欲しい。		商品ファンドの運用ノウハウを持つ業者が小口でも多くの特定商品ファンドを効率的に立ち上げることが出来れば、投資メニューが増え、経済の活性化、地域の活性化に貢献できる。	商品投資に係る事業の規制に関する法令	
5043A	5043001			z07055	金融庁、厚生労働省、	労働金庫法第16条、第21条	会員の脱退(自由脱退)に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合は、金庫は一時的にその出資金を譲り受けることができる。譲り受けた持分は速やかに処分(会員等への譲渡)しなければならない。	b				出資持分の消却制度の導入要望は、個人会員のみを対象としている。総出資に対する個人会員の出資割合は4.25%に留まることから、労働金庫の資本維持の観点から特段の影響はないと考えられる。また、個人会員はそもそも議決権を有していないなど、労組・生協等団体会員とは異なる位置付けを与えられており、「協同組織の特性」が薄まるなどの懸念はないと思われる。さらに、個人会員の出資額は平均額で29,144円と、少額であるがゆえに、任意脱退時に譲受人を都度探すのが困難な実態もある。		b		労働金庫における出資持分の消却制度の導入については、労働金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性等について慎重な検討が必要である。	(社)全国労働金庫協会	1	A	個人会員に係る普通出資の消却	(労働金庫法の規制の緩和)個人出資会員の持分に限り、脱退時に金庫がこれを消却できるようにする。	個人出資会員の脱退時に、当該出資持分の新たな譲受け先を探すことなく、金庫に対してその持分を譲受けることを請求することを可能とする。(団体会員のみ、従来どおり、その持分を譲受けるものがないときに限って、金庫に対して持分の譲受けを請求できることにする。)	個人会員については、労働金庫利用権としての一口に限った出資であることが通常であり、株式のような市場を持たない協同組織の出資において、個人会員の脱退時に新たな引受け手を探すことは容易ではない。また当該小口持分を都度、団体会員に引き受けてもらうことも、当該引受け手の意向があることなどから現実的ではない。個人会員の取扱いに限定した普通出資の消却であれば、従来指摘のある資本維持との関係において、限られる資本調達手段の中にあっても影響は軽微である。	労働金庫法第16条(参考条文) 同第21条	
5043A	5043002			z07056	金融庁、厚生労働省、	労働金庫法第17条(参考条文) 会社法第607条	労働金庫法上、法定脱退事由は、「会員たる資格の喪失」、「解散又は死亡」、「破産」、「除名」、「持分の全部の喪失」が列挙されている。	b				株式においては、5年間剰余金の配当を受領しなかった場合など、一定の事由に基づき、株式の買取等が認められている。協同組織金融機関においても、協同組織性を阻害しない範囲で「行方不明会員」を法定脱退させることは可能と考えられる。実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。		b		法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず(法律上当然に)脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、会員の権利保護等の観点も踏まえつつ慎重な検討を行う必要がある。	(社)全国労働金庫協会	2	A	会員の法定脱退事由の拡大	(労働金庫法の規制の緩和)協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	労働金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。	労働金庫法第17条	
5043A	5043003			z07057	金融庁、厚生労働省、	労働金庫法第29条第3号、第31条	労働金庫は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の事業免許を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	c				業務自体が法令に基づき行われているものであり、その範囲内で行われる業務について、「業務方法書の認可」という形で規制をかける必要はないと考えられる。協同組織金融機関から従来より要望されているもので、実務的なニーズは非常に高いことから、一概に困難とせず、検討すべきである。改めて見解を示されたい。		c		業務方法書は、労働金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、個々の労働金庫のリスク管理態勢等経営体力に見合った監督の在り方等の観点から必要不可欠なものであるため廃止は困難である。	(社)全国労働金庫協会	3	A	業務方法書の廃止	(労働金庫法の規制の緩和)業務方法書を廃止する。	労働金庫が、内閣総理大臣及び厚生労働大臣から事業免許を受けるための申請にあたって添付する「業務方法書」を廃止する。	事業内容は予め労働金庫法等法令に定められているうえ、金融機関に対する行政のあり方が、金融機関の自己責任原則の観点により、事前指導型から事後監視型に移行しているため、	労働金庫法第29条第3号	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5043A	5043004			z07058	金融庁、厚生労働省、	労働金庫法第23条第1項第4号、(参考条文)会社法第27条	定款において、主たる事務所だけでなく、従たる事務所も絶対的記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、会員が利用する施設である「従たる事務所」を定款の記載事項として総会の意思決定に委ねたものであり、これを定款記載事項から外すことは、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。	会員が利用する施設は、定款及び業務方法書以外にもディスクロージャー誌やインターネット等にも掲載されており、現状、実際に会員が利用する施設を確認する際は、定款及び業務方法書を確認するよりも、ディスクロージャー誌やインターネット等で確認することの方が多くと考えられる。協同組織金融機関から従来より要望されているもので、実務的ニーズは非常に高いことから、早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。		b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、「従たる事務所」を定款の記載事項として総会の意思決定に委ねたものであり、これを定款記載事項から外すことは、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。	(社)全国労働金庫協会	4	A	定款への従たる事務所の記載の廃止	(労働金庫法の規制の緩和)定款の記載事項である「事務所の名称及び所在地」について、「主たる事務所」については絶対的記載事項としない。	定款の記載事項である「事務所の名称及び所在地」について、「主たる事務所」については絶対的記載事項としない。	会社法第27条第3項に則る定款を定める銀行においては、本店の所在地(主たる事務所)のみ記載すべきものとされている。労働金庫においても、銀行と同様に、「主たる事務所」の名称及び所在地のみの記載としたい。	労働金庫法第23条の2第1項第4号	
5051A	5051001			z07059	金融庁、	保険業法第100条の2同施行規則第53条第2項	運用実績運動型保険契約等特別勘定の設置が義務付けられる保険契約の募集に関しては、交付すべき重要事項説明書に代えて、保険契約者の承諾を得た上で、電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供することが出来る。	b		複雑性、逆選択といった保険商品の特性を踏まえ、保険募集時に交付すべき書面の電磁的方法による提供を認める範囲が限定されている趣旨に鑑み、今後十分な検討が必要。なお、運用実績運動型保険契約等について、電磁的交付が認められるのは目録見書相当書面及び運用状況報告書相当書面(保険業法施行規則第53条第1項第5-7号)であり、同条第1号により募集時に交付すべき書面については電磁的交付は認められていない。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 本要望は契約者の了解を前提とするものであり、顧客の利便性向上に資するものであることから、前向きなご検討をお願いするとともに検討スケジュール(結論時期、措置時期)をお示しいただきたい。		b		複雑性、逆選択といった保険商品の特性を踏まえ、保険募集時に交付すべき書面の電磁的方法による提供を認める範囲が限定されている趣旨に鑑み、十分に検討の必要があり、現時点で具体的なスケジュールを示すことは困難である。	(社)日本損害保険協会	1	A	外貨建保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容	外貨建保険契約および無解約返戻金保険契約の募集時書面について、運用実績運動型保険契約に係る資産の運用に関する重要な事項を記載した書面等と同様に、契約者の承諾を得た場合には電磁的方法により交付することができるよう要件を緩和していただきたい。	外貨建保険契約および無解約返戻金保険契約についてインターネット上で保険募集を完結できるようにする。	事業活動のIT化の促進は政府全体の課題とされている中で、契約者の理解がある場合には説明書等を電磁的方法により提供することを広く認めるべきであり、すでに運用実績運動型保険契約に係る資産の運用に関する重要事項等の説明書面については電磁的方法による提供が認められていることもあり、外貨建保険契約や無解約返戻金保険契約に関する説明書面について電磁的方法により提供を認めない合理的な理由はないものと考えられる。	保険業法第100条の2同施行規則第53条第2項	
5051A	5051002			z07060	金融庁、	保険業法第277条第1項 保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 1	生命保険募集人の登録に係る登録申請書には、事務所の名称及び所在地を記載することとされており、法人募集代理店については、本店(母店)以外に事務所がある場合には、名称及び所在地を別々に記載することとされている。	c	-	生命保険の法人募集代理店に係る登録申請書における、本店(母店)以外の事務所の記載は、代理店に対する検査の実効性の確保等の観点から必要であり、登録申請書から同記載を削除することは困難である。						(社)日本損害保険協会	2	A	生保募集人事務の簡素化	生命保険の法人代理店につき、本店(母店)以外の事務所についても登録が必要とされているが、これを母店事務所の登録のみ必要としていただきたい。	本店(母店)以外の出先事務所および出先事務所ごとに所属する募集人について代理店が内部管理を行う。	出先事務所は登録とせず、出先事務所及びそこに所属する募集人の管理は代理店内で行い、保険会社は監督等にて代理店の管理状況に問題がないか確認を行うこととすることで、現行の保険会社・代理店の登録事務を削減でき、業務の効率化につながる。	保険業法第277条第1項 保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 1	
5051A	5051004			z07061	金融庁、	保険業法第98条第1項第1号、2項同法施行規則第51条第3号	保険会社は、その付随業務として、資金の貸付けの代理又は事務の代行などの、他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業者を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)をすることができるが、その際内閣総理大臣の認可を要する。	c	-	保険会社については、保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することを確認するため、(他の保険会社を含む)他の金融業者を行う者の業務代理等が事前認可制とされているものであり、対応することは困難である。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 保険会社が銀行代理業を受託する際には(保険業法上の認可を受ける必要があるが、所属銀行の追加等の際にははじめて銀行代理業を受託した際と同じ審査が必要とされるものとは考えられないことから、届出制への移行(または包括認可)について改めてご検討いただきたい。		b		銀行法上の許可を得て銀行代理業を行っている保険会社が所属銀行を追加する場合には、認可ではなく(届出制とすることが可能かどうか)について検討を行っていただく必要があると考えているところ。	(社)日本損害保険協会	4	A	金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行にかかわる認可の緩和	保険業法第98条第2項の認可および銀行法第52条の36の許可を得て銀行代理業及びそれに付随する事務代行を行っている保険会社が、例えば所属銀行の追加を行う等、その変更内容が銀行法上の届け出の範囲(銀行法第52条の39)であるならば、保険業法第98条第2項による認可申請は省略(または届出)としていただきたい。	認可申請手続を省略することにより、取引を機動的に行うことが可能となり、収益向上に資する。	銀行法上の許可を得て銀行代理業及びそれに付随する事務代行を行っている者が、所属銀行の追加などその申請事項に変更があったときは、その旨を銀行法第52条の39第1項に基づき内閣総理大臣に届け出(財務局経由)することになっている。しかるに、保険会社が保険業法施行規則第51条の2第2項第1号に定める審査基準により銀行代理業者として包括的に認可を得ていれば、その範囲内で業務を行う限りにおいては、認可(変更事項に関する審査)の必要性はないと考えられる。	・保険業法第98条第1項1号、同2項 ・保険業法施行規則第51条第1項3.4号 ・銀行法第52条の36.37 ・銀行法第52条の39	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5051A	5051005			z07062	金融庁、	保険業法第98条第1項第1号 同法施行規則第51条 保険業法第98条第1項第1号 第99条 同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務としての他の保険会社等その他金融業務を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。 保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。付随業務および法定他業として、要望に係る業務は認められていない。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。 「保険会社による銀行代理店事務支援業務の解禁」および「保険会社本体・子会社による証券仲介業者支援業務の解禁」について規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに合わせ、本年度に検討を行う。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 本年度中に結論を得た上で、早期に措置をお願いしたい。 早期の結論に向けたご検討をお願いしたい。	a		保険会社による銀行代理店事務支援業務の解禁、および「保険会社本体・子会社による証券仲介業者支援業務の解禁」について規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに合わせ、本年度に検討を行うこととしているところ。	(社)日本損害保険協会	5	A	保険会社による信託契約代理業務等	保険会社による信託契約代理業務を認めていただきたい。 信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業務の事務支援を行うことを認めていただきたい。	保険商品に関連する信託業務を提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスの均質的な提供が可能となる。 信託銀行等が保険代理店に対し、信託契約代理店を委託する場合、既に保険代理店とその所属損害保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して研修教材を送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となり効率的である。	保険会社に認められている業務には年金信託や遺言信託等、信託業務の範囲が広い。保険会社による信託契約代理業務の兼営が可能になれば、顧客に対する幅広いサービスの提供に資する。 - 監督上の問題については、第一に他の金融機関の代理店を行うに当たりご当局の認可が必要であること、第二に免許事業者である信託業者からの委託・監督を常時受けること他業リスクの発生についても、代理業として行い限り考慮する必要性は低い。 - 信託業務に対する幅広い参入を意図した今般の信託業法改正の趣旨に鑑みると、保険会社にもこれを認めない明確な理由は存在しないと言へべきである。 - 保険会社が、信託契約代理店の事務支援を行うことは、保険会社と保険代理店を結ぶ情報連絡ネットワークの有効活用によりその効率性が高まり顧客のニーズにあったサービス展開が可能となる。例えば資格試験の筆記教材配布等はリスクも低く、反面きめ細かい対応が求められる。これは多くの店舗網をもつ保険会社ならではの支援業務であり、幅広い信託契約代理業務の参入を促進するものである。	保険業法第99条または第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	
5051A	5051006			z07063	金融庁、	保険業法第106条第1項第12号・第2項第2号 同法施行規則第56条の2第2項第8号・第9号	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、いわゆるロスコントロール・ロスプリベーションに関する助言等を行う業務または健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務に関連して、機器等の企画設計および機器等の販売、リース等の取次ぎを行うことは認められていない。	c	-	ご要望が現物に係るものであり、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があることと鑑みると、ご要望に対応することは困難である。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 販売の取次ぎについては販売そのものに比べ必ずしもリスクが大きいとは言えないほか、メーカーとの間の契約において責任範囲を限定することや賠償責任保険の付保によるリスクヘッジも考えられる。このようなリスク管理を行うことを前提に、これらの業務拡大を認めることも可能と考えるが、この点についてご見解をお示しいただきたい。	c	-	ご要望が現物に係るものである限り、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性がある。	(社)日本損害保険協会	6	A	子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する業務の提供を行う業務、あるいは健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用者が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。	左記の通り	-近時、従来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスプリベーション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する業務の提供等を保険会社の子会社では行っているが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必要となることがある。こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観点から合理的であり、望ましいと考える。 - 上記の事業は保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があるのではないかとのご見解については、あくまでもリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する業務の提供を行う業務を行う上で利用者が必要となる範囲に限定されること、利用者等に対する賠償責任リスクについては保険手配などによるヘッジをおこなうことも可能などから、リスクをコントロールすることが可能であると考えられる。	保険業法第106条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第8号および第9号	
5051A	5051008			z07064	金融庁、	保険業法第97条の2第1項	保険会社の資産運用については、法律上、内閣府令で定める資産は内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないものとされており、具体的には、国内株式や外貨建資産の保有はそれぞれ総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等とされている。	c	-	本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものであり、その撤廃は困難である。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 今日では保険会社の健全性の実態把握に有効なソルベンシー・マージン規制やオリーブ・マージン比率の算出基準等に関する検討の結果等を踏まえ、本件規制の見直しについて検討を行う必要があると考えているところ。	b		現在行われているソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討の結果等を踏まえ、本件規制の見直しについて検討を行う必要があると考えているところ。	(社)日本損害保険協会	8	A	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)を撤廃していただきたい。	-資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 -当局への報告等の事務が軽減される。	保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	しかしながら一方で、当時は、確保では株主規制の特認を申請している会社が一部にあり、以下の状況で運用している株式相場下落への影響が懸念されることや、ソルベンシー規制の改定やオフサイトモニタリングの導入が行われたもの定着状況を見極めるには時期尚早であること等の環境にあったようにも認識している。 -以上の経過において、当時から約5年が経過しており、以下の状況を確認すれば、今日的に、保険会社の資産運用のリスク管理に対する懸念は払拭されており、本規制を撤廃する環境は整ったのではないかと考える。 - 保険会社による資産運用リスク管理態勢は、自社自身による感測強化に加えて、当期による検査やモニタリング等により格段と強化されていること。 - 各社とも健全計画に沿って株式の削減を進めた結果、昨年度末をもって、全社が株種をリバランスしていること。 - ソルベンシー・マージン規制及びオフサイトモニタリングについて、それぞれ改定及び導入から約5年が経過しており、十分に定着が図られている【実効性が確保されている】こと。	
5052A	5052002			z07065	金融庁、	金融機関の信託業務の兼営に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限り解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を要する。		海外では不動産関連業務が金融機関の付随業務として認められ、我が国においては専業信託銀行のみに不動産関連業務が認められている。不動産売買や不動産開発については確かにリスクが高いかもしれないが、不動産仲介や不動産管理については手数料ビジネスであるからリスクはほとんどないと考えられる。また、銀行等は、顧客から不動産物件の紹介を依頼されるなど、不動産取引の仲介を無償の顧客サービスとして日常的に行っているという事実があり、また、融資取引において担保不動産の調査や管理なども行っていることから、不動産の仲介・管理に関する知識・経験を持っているため、金融機関の本業との親和性は相当高い。不動産関連業務の本業との親和性は相当高い。不動産関連業務に限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を行う必要があると考えている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限り解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を行う必要があると考えている。	農林中央金庫	2	A	信託業務にかかる規制の緩和	農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店の信託業務にかかる以下の業務の規制の緩和 不動産関連の併営業務(媒介業務、鑑定業務、投資助言業務)「処分型」不動産信託	系統組合員においては、個人の資産は農地をはじめとする土地が主体であることから、既に土地有効活用の相談が数多く寄せられている。しかしながら、農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店においては、不動産の信託以外の不動産関連業務(媒介業務、鑑定業務、投資助言業務)を営むことができず、組合員のニーズに応えていくうえでの大きな制約となっている。  不動産の流動化については、市場ニーズが拡大し、顧客や取引手法が多様化しているにも拘わらず、「処分型」不動産信託にかかる制限が設けられており、不動産の流動化への取組みの制約となっている。  これらについて、専業信託および外銀信託とそれ以外の信託の間で業務範囲に差を設けることは法的根拠がなく(合理性に欠けており、利用者利便の観点から緩和を要望する)。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条第1項、第3項、第4項		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5052A	5052003			z07066	金融庁、	優先出資法第28条第1項、会社法第155条、156条	協同組織金融機関は優先出資の消却のためにする時、協同組織金融機関の権利の履行に当たりその目的を達するために必要なときその他法令で定めるやむを得ない事情があるときを除き、自己の優先出資を取得し、または買権の目的とし発行済優先出資の総口数の20分の1を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。	b		農林中央金庫を含む協同組織金融機関の優先出資の自己取得に係る規制緩和については、経営の健全性の確保の観点からニーズを十分に把握した上で慎重に検討する。		-				農林中央金庫	3	A	優先出資の自己取得の緩和	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第28条第1項 商法第210条(会社法施行後は第155条、156条第2項)		優先出資法第28条第1項は施行当時の商法第210条の規定にない。優先出資の自己取得の限度を発行済出資口数の20分の1と定めたが、平成13年に改正された商法第210条(会社法施行後は第155条、156条第2項、以下同じ)では、株式会社では定時株主総会の決議により、配当可能利益の範囲内で自由に取得できることとなった。 優先出資法の施行当時は、協同組織金融機関の優先出資自己取得による協同組織金融機関債権者の利益侵害、ならびに優先出資の債権操作の防止等が目的とされたが、現在では株式会社と同様に協同組織金融機関の資本にかかる流通市場の活性化ならびに協同組織金融機関の資本政策の機動的な経営の自由度向上が必要状況になっているものと考えられる。 また、商法210条では買受け以外の自己株式の取得について「別段の定」により規定しており、合併・営業譲渡・代物弁済取得・買受けなどは定時株主総会決議によらずに自己株式取得ができるものとされている。商法と同様、これらの買受け以外の自己取得が優先出資についても自由に行えることとなれば、経営の自由度が拡大するものと考えられる。	優先出資法第28条第1項 会社法第155条、156条第2項	
5052A	5052004			z07067	金融庁、	証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の4、証券会社に関する内閣府令第19条	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の範囲は、密接な関係を有する一定の者と合算したときに議決権を過半数保有しているかどうか、又は役員を過半数占めているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「親会社」「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配しているかどうかによりその範囲が決められる。	b		金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討を行う。		-				農林中央金庫	4	A	証券取引法における「子法人等」「親法人等」の定義の改正	証券取引法上の「子法人等」「親法人等」の定義を財務諸表等規則における定義と同一にする。		証券取引法第32条第5項、第6項		
5054A	5054032			z07068	金融庁、	証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特有証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドの売買等については、インサイダー取引規制の適用除外とはなっていない。	b		見直しの検討に当たっては、部分的な検討のみならず、証券市場の公正性と投資家保護の観点から、全体的に整合性をもった検討を行う必要があると考えている。なお、インサイダー取引規制の適用除外取引の中に、重要事実を知る前に策定された計画の実行として取引が行われる場合として、「一定の計画」に従い、「個別の投資判断」に基づかず、「継続的」に行われている場合であって投資額が「少額なもの」として従業員持株会による売買等が規定されているが、確定拠出年金制度について、個々の判断ではなく「類型」のみでこれらの特性、特に個別の投資判断に基づかないなどの要素に該当するかについて慎重に検討する必要がある。		-				(社)日本経済団体連合会	32	A	企業型確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条6項8号及び同第167条5項8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。		証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特有証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	企業型確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外となっていない。	
5054A	5054059			z07069	金融庁、	保険業法第98条第1項、同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 保険会社の業務である企業年金関連業務、遺族保障関連業務等は信託業務と関連性・親近性が強く、さらに生命保険会社においては保険信託業務が認められていることから、保険会社は既に信託業務の代理代行が認められている銀行等よりも強い関連性・親近性を有していると考えられる。したがって、保険会社が少なくとも銀行等と同範囲で信託業務の代理代行を行うことについては問題がないと考えられる。また、平成16年末の信託業法の改正により、銀行等の金融機関はもとより、一般事業会社を含めた幅広い主体が信託契約代理店となることができるとされた中で、信託業務と上記のように関連性・親近性を有する保険会社が信託契約代理店となることができないことは合理性を欠くとともに、競争上の公平性の観点からも問題があると考えられる。 以上の点を踏まえ、速やかに検討の上、早期の措置をお願いします。		a			保険会社が新たに信託代理業務を行うに当たり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ、19年度中に措置することとする。	(社)日本経済団体連合会	59	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、すでに銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。	生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会(信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28))では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法施行規則第51条	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054060			z07070	金融庁、	保険業法第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  生命保険会社の付随業務として、既に投資顧問契約等につき事務代行の形で顧客の紹介を行うことは認められていることから、生命保険会社が投資顧問契約等の締結の勧誘を行うことは十分な関連性・親近性を有しており、本業務により生じ得る他業リスクも極めて限定的なものと考えられる。以上の点を踏まえ、早期実現に向け、検討をお願いします。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行っているところ。	(社)日本経済団体連合会	60	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。	顧客ニーズ、保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行うこととなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用観点から極めて有効である 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行う事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と質異のものが混入する訳ではない。 また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条  金融商品取引法第33条3項、第33条の2	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結は可能であるが、顧客の勧誘(代理、媒介)を行うことはできない。 投資顧問契約等の締結の代理、媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要である。
5054A	5054061			z07071	金融庁、	保険業法第106条第1項第12号、第271条の22第1項第12号 同法施行規則第56条の2第2項 保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 3 - 1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務として、不動産投資顧問業は認められていない。	c	-	これまで保険会社における不動産投資はインカムゲインを得ることを目的としたものが中心であり、不動産投資顧問業を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性・親近性につき慎重な検討が必要。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  保険会社は、従来の長期保有を前提とした収益性分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づき(不動産投資)を行っており、これらの判断において必要とされる不動産価値の分析能力は、不動産投資顧問業務に求められる。投資判断に必要な能力と同様であると認められる。また、保険会社の子会社に既に認められている不動産投資債に係る資産運用業務(不動産投資信託委託業務)は、不動産投資顧問業務と機能的に近接しているとともに、投資家のために不動産運用業務を行うという点において共通している。さらに、保険会社の子会社には有価証券に係る投資顧問業務が認められているが、保険会社にとって、有価証券投資と不動産投資はいずれも資産運用業務の一環であり、蓄積された運用ノウハウなどの活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務の本質との親近性は同等と考えられる。従って、不動産投資信託委託業務及び有価証券に係る投資顧問業務と同様、不動産投資顧問業務についても、子会社の業務範囲として認めることに十分合理性はあるものと考えられる。なお、わが国においても、不動産投資顧問業に対する年金基金を中心とする投資家のニーズが高まっているが、特に年金基金においては、不動産投資を長期安定的なコア投資としてポートフォリオ上位置付けたいというニーズが高(欧米における年金基金の実態は、インカムゲインを中心とした長期保有型の投資が中心)。不動産投資に係るノウハウを有する保険会社が、子会社において不動産投資顧問業を提供することへの期待は高まっていると考えられる。従って、保険会社の子会社が当該業務を行うことについて改めて検討いただきたい(と要望している)。	c	-	保険会社が行っている不動産投資はインカムゲイン中心のものであり、不動産投資顧問業を行うに当たって必要な投資判断能力が必ずしも備わっているというのではないと考えられる。また、不動産投資顧問業自体は金融に関連した業務ではないことから、保険会社の事業のあり方を踏まえれば、これを子会社に行わせることには慎重である必要がある。	(社)日本経済団体連合会	61	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。  (*) また、最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づく(不動産投資)を行っている。これらの判断において必要とされる不動産価値の分析能力は、まさに(不動産投資)顧問業登録規程に定められる「投資判断」に必要な能力と同様であると考えられる。 なお、有価証券に係る投資顧問業務及び不動産投資信託委託業務は既に子会社で行うことが認められているが、子会社による不動産投資顧問業務は、これらの業務と、蓄積された運用ノウハウの活用という点及び投資家のために資産運用業務を行うという点において共通しており、本業との親近性は同等と考えられる。	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7、 指針 - 2 - 3 - 1(2)	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。	
5054A	5054062			z07072	金融庁、	保険業法第107条第1項第13号、第107条第7項 同法施行規則第56条第3項第5項	保険会社の特定子会社が10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は保険業法施行規則第56条第3項、第4項に規定されており、中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって、設立5年以内かつ試験研究費等比率が3%以上のものと同じ中小企業者であって、設立1年以内かつ常勤研究者2名以上で従業員の10%以上を占めるもの中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「異分野連携新事業分野開拓計画」認定会社最後の議決権取得時に、当該該当しているものとされている。 なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を10%を超	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。  引き続く可能な限り早期の実現に向けた検討をお願いします。	b		保険会社の事業のあり方等に留意しつつ、幅広い観点から慎重に検討を行う。必要があると考えられている。	(社)日本経済団体連合会	62	A	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合には、追加投資を可能とするべきである。  なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。	保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10%に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。	昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的、ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金、人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。(*)	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定的であり、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。 また、投資時点ではその対象であった、10%超の投資を行った企業についても、その後企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。
5054A	5054063			z07073	金融庁、	保険業法第106条第1項第12号、第271条の2第2項第8号、第9号	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、いわゆるロスコントロール・ロスプリベーションに関する助言等を行う業務または健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務に關連して、機器等の企画設計および機器等の販売、リース等の取次ぎを行うことは認められていない。	c	-	ご要望が現物に係るものであり、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があることに鑑みると、ご要望に対応することは困難である。		販売の取次ぎについては販売そのものに比べ必ずしもリスクが大きいとは言えないほか、メーカーとの間の契約において責任範囲を限定することや賠償責任保険の付保によるリスクヘッジも考えられる。このようなリスク管理を行うことを前提に、これらの業務拡大を認めることも可能と考えられるが、この点についてご見解をお示し頂きたい。	c	-	ご要望が現物に係るものである限り、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性がある。	(社)日本経済団体連合会	63	A	損害保険会社の子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用者が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めるべきである。	近時、従来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスプリベーション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社では行っているが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必要となることである。こうしたサービスの提供や業務のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観点から合理的であり、望ましいと考える。 上記の事業は保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があるのではないかとの見解については、あくまでもリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用者が必要となる範囲に限定され、利用者等に対する賠償責任リスクについては保険手配などによるヘッジを行うことも可能と考えられ、リスクをコントロールすることが可能であると考えられる。	保険業法第106条第2項第2号、 第2項第8号および第9号	いわゆるロスコントロール・ロスプリベーション業務(保険業法施行規則第56条の2第2項第8号)および健康、福祉または医療に助言を行う業務(同9号)に関しては、これらの業務実施に伴い必要となる機器等の企画設計や他の事業者への販売の取次ぎに係る業務が認められていない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054064		G07	z07074	金融庁、	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第8条及び第29条第1項第6号、投資顧問業法施行規則第4条	投資顧問業を営もうとする者又は申請した事項に変更があったときは、申請事項として当該者の役員または重要な使用人の氏名を住民票等の確認書類とともに届出ることが必要。	c		運転免許証の写しの記載内容の真実性は、住民票の抄本と同等とまではいえないことから、措置困難。		-				(社)日本経済団体連合会	64	A	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の登録・変更時の確認書類の柔軟化【新規】	投資顧問業法施行規則第4条に規定する「登録申請書の添付書類」、特に当該役員及び使用人の確認書類(住民票等)について、金融商品取引法の政省令の検討とあわせて見直しを行うべきである。		一般有信託銀行は、投資顧問業者に比して組織規模が大きいことに加え、投資顧問業法施行令等で規定される重要な使用人の範囲が広い。また、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員や使用人の数が100名を越すケースもある。このような場合に、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届を住民票等の確認書類とともに提出する必要があるが、期限内に住民票等の書類を整えて提出することは実務上極めて負担が重く、これら管理負担が業務運営に支障がない範囲で軽減されれば、利用者に対するサービス向上に一層注力することができると考えられる。 監督上の観点から役員又は重要な使用人の本人確認を行うという趣旨であれば、本人確認法施行規則第4条に規定する本人確認書類( )を参考に対象書類を柔軟化するなどの検討を行うべきである。 ( )運転免許証など官公庁から発行された書類等当該者の氏名や住所、生年月日等の記載があるもの等	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条	投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名を住民票等の確認書類とともに届出ることとされている。また、投資顧問業者登録簿記載事項である役員や重要な使用人に変更があった場合には、その変更届出を投資顧問業法施行規則第4条に規定される住民票等の確認書類とともに提出することとされている。
5055A	5055007	1	G07	z07074	金融庁、	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第8条及び第29条第1項第6号、投資顧問業法施行規則第4条	投資顧問業を営もうとする者又は申請した事項に変更があったときは、申請事項として当該者の役員または重要な使用人の氏名を住民票等の確認書類とともに届出ることが必要。 投資顧問業者の役員や重要な使用人に変更が生じた場合には、その変更届出を投資顧問業法施行規則第4条に規定される住民票等の確認書類とともに2週間以内に提出することが義務付け。	c		運転免許証の写しの記載内容の真実性は、住民票の抄本と同等とまではいえないことから、措置困難。 登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考え。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 ・信託銀行等においては、1社あたり100名を超える役員や使用人の登録を行っており、異動等により変更が生じた場合に、2週間以内に住民票等の確認書類を準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。 ・当該変更届出は、実務上相当な負担となっており、実態を踏まえ、確認書類及び届出期限の弾力化を図ることを改めて要望する。			登録事項である役員及び使用人の情報については、その真実性を確保するために必要な確認書類を求め、内容変更の際に迅速に対応できるように届出期限を設定する必要がある。当該変更届出の実務上の負担軽減のためどのような方策が考えられるかについて、金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備するなかで検討を行う。	社団法人信託協会	7	A	投資顧問業者の登録申請書の緩和について	・投資顧問業を営もうとするものは、登録申請事項として当該者の役員または重要な使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名を住民票等の確認書類とともに届出ることとされている。 ・また、投資顧問業者の役員や重要な使用人に変更が生じた場合には、その変更届出を投資顧問業法施行規則第4条に規定される住民票等の確認書類とともに2週間以内に提出することが義務付けられている。 ・以上の点につき、次のとおり要望する。 投資顧問業法施行規則第4条に規定する「登録申請書の添付書類」、特に当該役員及び使用人の確認書類について、金融商品取引法の政省令の検討とあわせて見直しを行うこと。 (*)他の法令(前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等		一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を越すケースもある。このような場合に、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届を住民票等の確認書類とともに提出する必要があるが、期限内に住民票等の書類を整えて提出することは実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうち1に準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。 ・監督上の観点から役員又は重要な使用人等の本人確認を行うという趣旨であれば、例えば、本人確認法施行規則第4条に規定する本人確認書類を参考にするなど対象書類の柔軟化を検討いただきたい。 ・また、投資顧問業者登録簿を公衆縦覧する趣旨が、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにあることを踏まえれば、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が、投資家保護上、真に必要なものといえるのか再考が必要であると考えられ、引き続き検討を要望するもの。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条	
5054A	5054065		G06	z07075	金融庁、	投資顧問業法第35条、同施行規則第33条、別紙様式第22号	投資顧問業者に対しては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条において、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。	b		営業報告書における「有価証券の引受け等の状況」の記載事項については、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討を行う。		-				(社)日本経済団体連合会	65	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化	内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく営業報告書において、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすべきである。		信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規程する書面交付が不要とされている。 また、信託銀行等は、信託業法等により受益者(投資家)保護の観点から、利益相反防止に関する行為規制が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行しており、利益相反の生ずる恐れは少ないと考えられる。 本件については、2006年8月14日付金融庁再回答にて「検討を行う」とされたが、金融庁は、以上の趣旨を踏まえて、営業報告書についても、16条1項の書面交付と同様の取扱いとすべきであり、引き続き2006年度中に行われる金融商品取引法等の政省令の検討とあわせて具体的な手当てを要望する。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条、同施行規則第33条及び別紙様式第22号	投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられているが、本報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載が義務付けられている。 投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づき投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。 また、信託銀行等は、信託業法等により受益者(投資家)保護の観点から、利益相反防止に関する行為規制が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行しており、利益相反の生ずる恐れは少ないと考えられる。 以上を踏まえ、営業報告書についても、16条1項の書面交付と同様の取扱いとすることを要望するものとして、引き続き平成18年度中に行われる金融商品取引法等の政省令の検討とあわせて具体的な手当てを要望する。
5055A	5055008		G06	z07075	金融庁、	投資顧問業法第35条、同施行規則第33条、別紙様式第22号	投資顧問業者に対しては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条において、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。	b		営業報告書における「有価証券の引受け等の状況」の記載事項については、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討を行う。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 ・信託銀行は、信託業法等により受益者(投資家)保護の観点から、利益相反防止に関する行為規制が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行しており、利益相反の生ずる恐れは少ないと考えられることから、平成18年度中に行われる金融商品取引法の政省令等の検討に併せて引き続きの検討・具体的な措置を要望する。				社団法人信託協会	8	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化	投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられているが、本報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。 投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づき投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。 また、信託銀行等は、信託業法等により受益者(投資家)保護の観点から、利益相反防止に関する行為規制が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行しており、利益相反の生ずる恐れは少ないと考えられる。 以上を踏まえ、営業報告書についても、16条1項の書面交付と同様の取扱いとすることを要望するものとして、引き続き平成18年度中に行われる金融商品取引法等の政省令の検討とあわせて具体的な手当てを要望する。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条、同施行規則第33条及び別紙様式第22号	投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられているが、本報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載が義務付けられている。 投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づき投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。 また、信託銀行等は、信託業法等により受益者(投資家)保護の観点から、利益相反防止に関する行為規制が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行しており、利益相反の生ずる恐れは少ないと考えられる。 以上を踏まえ、営業報告書についても、16条1項の書面交付と同様の取扱いとすることを要望するものとして、引き続き平成18年度中に行われる金融商品取引法等の政省令の検討とあわせて具体的な手当てを要望する。		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054066		G08	z07076	金融庁、		信託の受益者については、本人確認法第1条において「顧客に準ずる者」として信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	c		「いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言いつれず、受益者については本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討、見解を示されたい。 ・要望理由に掲げるとおり、マネーロンダリングに用いられる蓋然性はないと考えられるが、「マネーロンダリング等」に用いられる、とした場合、具体的にどのような事例が想定されるのか明確に示してほしい。 ・本スキーム以外も、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託は「被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約」の規定されており、必ずしも法的制度に基づいたものではない。つまり、マネロンに用いられる可能性がないと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされており、類型的にマネーロンダリングに用いられる恐れがないのであれば、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。 ・信託型ライツ・プランにおける本人確認義務についても、以上を踏まえ、適切な措置を要望する。	c		いわゆる「ライツ・プラン」においても、例えば株主(受益者)と敵対的買収者の関係如何によっては、受益者のコントロールが制度的に及ばないとは言い切れず、マネーロンダリング、テロ資金供与に利用される恐れがないとは言えないと考えられることから、受益者については本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。なお、金融当局から想定し得るマネーロンダリングの手法を具体的に示してほしい。	(社)日本経済団体連合会	66	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。	(*) さらに、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託、「被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約」など、必ずしも法的制度に基づいたものではなくても、マネロンに用いられる可能性がないと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされており、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。以上を踏まえ、適切かつ早急な措置を要望するものである。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、同施行規則第1条、外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	本人確認法により適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づき(本人確認義務が課されていない)、他方、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づき(本人確認義務が課されている)。	
5055A	5055009		G08	z07076	金融庁、		信託の受益者については、本人確認法第1条において「顧客に準ずる者」として信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	c		「いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言いつれず、受益者については本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討、見解を示されたい。 ・信託型ライツ・プランは、信託財産である新株予約権の発行会社に対する敵対的買収者が出現した際の一定時点において、当該発行会社の株主である者を受益者として特定し、当該発行会社の株主である者を受益者として特定し、当該発行会社の新株予約権をその持株比率に応じて機械的に無償で交付することを目的としている。 ・本スキームでは、予め株主総会の特別決議を経て株主の総会的意思を確認し導入が決定されるとともに、取締役会による恣意的乗取の防止の観点から措置が講じられている。したがって、類型的に、新株予約権を交付する側(委託者)や交付される側(受益者)における法的制度に基づいたものではない。つまり、マネロンに用いられる可能性がないと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされており、類型的にマネーロンダリングに用いられる恐れがないのであれば、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。 ・以上を踏まえ、信託型ライツ・プランにおける本人確認義務についても、本人確認義務の制度趣旨に照らして適切な措置を要望する。	c		いわゆる「ライツ・プラン」においても、例えば株主(受益者)と敵対的買収者の関係如何によっては、受益者のコントロールが制度的に及ばないとは言い切れず、マネーロンダリング、テロ資金供与に利用される恐れがないとは言えないと考えられることから、受益者については本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	社団法人信託協会	9	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づき(本人確認義務が免除されている)が、他方、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づき(本人確認義務が課されている)。 ・信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日に於ける当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づき本人確認手続きが必要とされている。 ・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とする	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、同施行規則第1条、外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等			
5055A	5055001			z07077	金融庁、	信託業法	信託契約代理店制度における復代理は認められていない。	b		信託の複雑かつ多様な商品特性から、適切な信託の引受けを行なわせるには、所属信託会社による指導等が不可欠であり、受益者保護の観点からは、慎重な検討が必要であると考えられる。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討、見解を示されたい。 ・代理店による「媒介」は、「代理店が顧客のニーズに対応して、商品・サービスを紹介し、顧客からの依頼に基づき、所属信託会社に対し案件の取次ぎを行う」ものであり、顧客へのセールス・コンサルティング及び契約締結は、所属信託会社が行うものであり、受益者保護の観点から特段の問題はないと考えられることから、早急に手当てを要望するものであり、検討スケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。	b		信託契約代理店における復代理のうごき、信託の複雑かつ多様な商品特性から、適切な信託の引受けを行なわせるには、所属信託会社による指導等が不可欠であり、受益者保護の観点から慎重な検討が必要であり、スケジュールの明示は困難である。	社団法人信託協会	1	A	信託契約代理店制度における復代理の許容	・「信託契約代理店」制度において、「復代理」までは認められていない。 ・銀行法における銀行代理店制度と同様、所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が「復代理」を委任することを可能とする。 ・少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急な手当てを要望する。	信託業法第2条第8項及び第5章関係			
5055A	5055002			z07078	金融庁、	銀行法施行規則第13条第3項	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨を損なうおそれがあるため、銀行の付随業務の在り方として慎重に検討する必要がある。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討、見解を示されたい。 ・本要望では、「信託兼営金融機関が本体で営み得る業務」を特に「当該信託兼営金融機関が代理・媒介すること」を要望させて頂いているものであり、具体的には信託銀行が現在営んでいる証券代行や相続関連業務を想定しているものであり、他業禁止の趣旨を損なう恐れはないと考えられることから、再検討を要望する。併せて検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。	b		規制改革・民間開放推進会議第三次答申を踏まえ、信託兼営金融機関等(信託専門関連子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営み得るもの)に限る)の代理業務を行うことを認めるか否かについて検討し、平成19年度中に結論を出すこととする。	社団法人信託協会	2	A	信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営み得るもの)に限る)の代理業務の解禁	・信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む金融機関/信託業務/兼営等(開示ル法律第1条第1項第4号～第7号に掲げる業務)以下「併営業務」という)の代理業務を行うことができない。 ・信託兼営金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営み得るもの)に限る)の代理業務を解禁すること。 ・特に、証券代行業務、相続関連業務については、実務上強いニーズがあることから、早急な検討・手当てを要望する。	銀行法施行規則第13条第3号			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5055A	5055005			z07079	金融庁、		信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	c		「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 ・信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、十分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該規制が撤廃されたとしても、受益者保護上の問題が生じる蓋然性は少ないと考えられる。 ・また、信託財産の運用対象が法令により規制をかけることは、信託銀行の多様な商品設計の阻害要因となっている。当該規制の撤廃されることにより、信託銀行が有する有価証券運用の知識・経験がより一層活用され、多様な運用サービスの提供、投資商品の組成が可能となると考えられる。 ・これらを踏まえ、改めて検討を要望する。	c		「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資をすることは困難。	社団法人信託協会	5	A	信託銀行による投資信託の撤廃(その1)	・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受ける場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。 ・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けた場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産について、「主として有価証券」に運用することを可能とすること。		・投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券投資に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は、運用機関間の競争を促進し、商品選択肢の拡大等投資者利益に資する。 ・また、信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、十分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該要望が手当てされたとしても、受益者保護上の問題が生じる蓋然性は少ないと考えられる。 ・信託財産の運用対象が法令により規制をかけることは、信託銀行の多様な商品設計の阻害要因となっている。当該規制の撤廃されることにより、信託銀行が有する有価証券運用の知識・経験がより一層活用され、多様な運用サービスの提供、投資商品の組成が可能となると考えられる。	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	
5055A	5055006			z07080	金融庁、		信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	c		「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資をすることは困難。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 ・信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、十分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該規制が撤廃されたとしても、受益者保護上の問題が生じる蓋然性は少ないと考えられる。 ・また、信託財産の運用対象が法令により規制をかけることは、信託銀行の多様な商品設計の阻害要因となっている。当該規制の撤廃されることにより、信託銀行が有する有価証券運用の知識・経験がより一層活用され、多様な運用サービスの提供、投資商品の組成が可能となると考えられる。 ・これらを踏まえ、改めて検討を要望する。	c		「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資をすることは困難。	社団法人信託協会	6	A	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制の撤廃(その2)	・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。 ・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することを可能とすること。		・信託銀行は、有価証券投資に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は、運用機関間の競争を促進し、商品選択肢の拡大等投資者利益に資する。 ・また、信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、十分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該要望が手当てされたとしても、受益者保護上の問題が生じる蓋然性は少ないと考えられる。 ・信託財産の運用対象が法令により規制をかけることは、信託銀行の多様な商品設計の阻害要因となっている。当該規制の撤廃されることにより、信託銀行が有する有価証券運用の知識・経験がより一層活用され、多様な運用サービスの提供、投資商品の組成が可能となるため、検討を要望するもの。	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	
5055A	5055007	2		z07081	金融庁、		投資顧問業を営もうとする者又は申請した事項に変更があったときは、申請事項として当該者の役員または重要な使用人の氏名を住民票等の確認書類とともに届出ることが必要。 投資顧問業者の役員や重要な使用人に変更が生じた場合には、その変更届出を投資顧問業法施行規則第4条に規定される住民票等の確認書類とともに2週間以内提出することが義務付け。	c		運転免許証の写しの記載内容の真実性は、住民票の抄本と同等とまではいえないことから、措置困難。 登録簿は公衆閲覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考えられる。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 ・信託銀行等においては、1社あたり100名を超える役員や使用人の登録が行っており、異動等により変更が生じた場合に、2週間以内に住民票等の確認書類を準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考えられる。 ・当該変更届出は、実務上相当な負担となっており、実態を踏まえ、確認書類及び届出期限の弾力化を図ることを改めて要望する。	b		登録事項である役員及び使用人の情報については、その真実性を確保するために必要な確認書類を求め、内容変更の際に迅速に対応できるよう届出期限を設定する必要があるが、当該変更届出の実務上の負担軽減のため他にどのような方策が考えられるかについて、金融商品取引法に基づき「政令・内閣府令を整備する中で検討を行う。	社団法人信託協会	7	A	投資顧問業の登録申請事項に関する手続きの緩和について	・投資顧問業を営もうとするものは、登録申請事項として当該者の役員または重要な使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名を住民票等の確認書類とともに届出ることとされている。 ・また、投資顧問業者の役員や重要な使用人に変更が生じた場合には、その変更届出を投資顧問業法施行規則第4条に規定される住民票等の確認書類とともに2週間以内提出することが義務付けられている。 ・以上の点につき、次のとおり要望する。 投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づき(変更届出書の提出期限を、例えば「1ヶ月」未満(その他法令(*)に例があるように「速滞なく」と弾力化すること。 (*)他の法令・前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等		・投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を越すケースもある。 ・このような場合に、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届を住民票等の確認書類とともに提出する必要があるが、期限内に住民票等の書類を整えて提出することは実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。 ・監督上の観点から役員又は重要な使用人等の本人確認を行うという趣旨であれば、例えば、本人確認法施行規則第4条に規定する本人確認書類を参考とするなど対応書類の柔軟化を検討いただきたい。 ・また、投資顧問業者登録簿を公衆閲覧する趣旨が、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにあることを踏まえれば、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が、投資家保護上、真に必要なものといえるのか再考が必要であると考えられ、引き続き検討を要望するもの。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項及び第29条第1項第6号	
5055A	5055010			z07082	金融庁、		保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 信託契約代理業及びいわゆる併営業務代理業務については、既に一般事業会社を含めて広く認められており、様々な担い手が参入しているところ、保険会社に当該業務が認められない合理的な理由は無いと考えられることから、本年度中の結論・措置を改めて要望する。	a		保険会社が新たに信託代理業務を行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえで、19年度中に措置することとする。	社団法人信託協会	10	A	保険会社による信託契約代理業及びいわゆる併営業務の契約代理業務の早期解禁	・保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行を行うことが認められている(保険業法施行規則第51条) ・しかし、信託契約代理業やいわゆる併営業務(兼営法第1条第1項第4号～7号に定める業務)の契約締結の代理や事務の代行は認められていないため、保険会社に信託契約代理業やいわゆる併営業務代理業務の契約代理業務及び事務の代行を解禁していただきたい。		・平成17年3月の規制改革推進3か年計画において、「保険会社の付随業務として」信託業務の代理又は事務代行を加えることについて、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえ、検討する」とされているものの未だ具体的な検討内容は提示されていない状況。 ・保険会社の業務である企業年金関連業務、遺族保障関連業務等は、信託業務やいわゆる併営業務との関連性が高く、保険会社が既存のノウハウを活用し、顧客に対し信託商品等の提示を行うこととなれば、顧客利便性向上の観点から有効である。 ・また、今般の信託業法改正において金融機関はもとより事業法人等にも信託契約代理店が認められ、いわゆる併営業務代理店についても、担い手の限定がな広く認められている中、保険会社に信託契約代理業やいわゆる併営業務代理業務が認められないことは合理性を欠くものである。 ・以上の点を踏まえ、平成18年度中に検討・結論を得たうえで早急な措置を要望するもの。	保険業法第98条第1項第1号 保険業法施行規則第51条	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5055A	5055011			z07083	金融庁、	証券取引法第2条第3項第1号、証券取引法2条に規定する内閣府令第4条第1項	適格機関投資家の範囲は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令において列挙されており、金融機関のほか、ベンチャーキャピタルや有価証券報告書提出会社のうち有価証券の保有額等が100億円以上の事業会社で金融庁長官に届出を行った者等としている。	b		適格機関投資家の範囲の決定に当たっては、当該者が有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として自ら投資に必要な情報を入手し判断することができるかなど投資者保護の観点から十分慎重に検討する必要がある。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。要望内容及び要望理由に掲げるとおり、引き続きの検討を要望するものであり、スケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。	b		適格機関投資家の範囲の決定に当たっては、当該者が有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として自ら投資に必要な情報を入手し判断することができるかなど投資者保護の観点から十分慎重に検討する必要がある。	社団法人信託協会	11	A	信託会社の適格機関投資家化について	証券取引法及び証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」といいます。))において、信託業法上の信託会社は、適格機関投資家として規定されていない。 ・信託業法第3条の免許を受けた信託会社のうち、信託財産に含まれる有価証券が一定額以上であるなど、一定の要件を満たす信託会社について適格機関投資家とすることを要望するもの。		証券取引法第2条第3項第1号、証券取引法第2条に規定する内閣府令第4条第1項		
5055A	5055012			z07084	金融庁、	信託業法	信託契約代理店の登録および登録事項の変更の際は、役員兼職状況、営業所等の所在地等の申請事項のほか、登記事項証明書等の書面を提出することになっている。また、登録事項の変更届出は、2週間以内に行うこととなっている。	c		信託契約代理店の変更手続の簡素化(営業所等の所在地の変更届出、役員兼職変更の届出)、変更届出期間の延長等について、顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保する観点から措置困難。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。営業所等の実質的な位置の変更が生じない住居表示変更等については、銀行代理業においては届出が不要とされている。信託契約代理店については、届出が必要とされる具体的な理由が不明確であり、銀行代理業との平仄をあわせた措置を講じていただきたい。 ・銀行等が銀行代理業や証券仲介業を営む場合には兼職届出が不要とされているのに対し、信託契約代理店を営む場合の兼職状況の届出が必要とされる具体的な理由が不明確であり、銀行代理業等と平仄を合わせた措置を講じていただきたい。 ・銀行等が銀行代理業等を営む場合に兼職届出が不要とされているのは、銀行等の兼職状況については銀行法等において認可制とされており、直接当該の監督下にあるためであり、銀行等が信託契約代理店を営む場合も同様であることから当該届出を求められることは不合理であり、早急な手当てを要望する。 ・「営業所等の所在地の変更」に「営業所の廃止」に係る変更届出においても、登記事項証明書の添付が義務付けられており、これらの変更について登記事項証明書の添付が義務付けられない(銀行代理業者や証券仲介業者に比して、届出期限以内に登記事項証明書を添付することが困難な事例が多く生じている。かかる実態を踏まえて登記簿抄本の添付書類からの除外若しくは届出期限緩和等の措置を講じていただきたい。	c		営業所等の実質的な位置の変更の有無にかかわらず所在地の変更登録については、その情報を信託契約代理店登録簿に記載し、公衆に閲覧させているもので、顧客等の保護の観点から、変更の届出不要とするには困難である。 ・役員兼職状況は信託契約代理業の登録申請における記載事項の一つであり、その変更については委託者等を保護し、信託業の健全な発達に資する観点から内閣府大臣が信託契約代理店に対する監督を効果的のものとするために変更の事実を把握しておく必要があり、不合理ではないものと考えている。 ・登記事項証明書等の添付書類は変更届出事項の確認に必要な書類であり、除外することは困難であると考えられる。また、顧客等の保護上、内容に変更があれば迅速に行われるべきである。	社団法人信託協会	12	A	信託契約代理店における財務局宛届出の緩和	・信託契約代理店は、信託業法68条に規定される事項を財務局宛に届出・変更届出を行う必要がある。 ・信託契約代理店における管理負債を業務書類に支障がない範囲で軽減し、信託利用者のサービス向上に一層力をつける体制を整えるために、以下の点につき改善を要望する。 ・営業所等の所在地の変更について、市町村併合による住居表示の変更等であって実質的な位置の変更がない場合には、変更届出を不要とすること。 ・銀行等が信託契約代理業を営む場合に、役員が常務に従事する他の会社状況(以下、兼職状況)について、届出不要とすること。 ・変更届出は発生日から2週間以内に行う必要があるが、変更内容によっては登記簿抄本の添付が必要である。登記手続きには2週間前後要する実態を踏まえ、登記簿抄本の添付書類からの除外若しくは届出期限緩和等の措置をとること。		信託業法第68条第1項第6号、71条、信託業法施行規則第70条第2号、信託業法第71条第1号		
5055A	5055013			z07085	金融庁、	証券取引法第34条、証券会社に関する内閣府令第25条	証券会社が、信託兼営金融機関が営む相続関連業務の媒介を行うには、内閣府大臣の承認が必要。	b		金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討を行う。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 ・いわゆる併営業務の媒介業務は、証券会社は顧客の了承を得たうえで信託銀行に顧客の取次ぎのみを行っているものであり、顧客への直接のセールス・コンサルティングや契約・事務等は信託銀行が行っている。 ・本媒介業務を行うことは、当該証券会社の財務状況等に影響を及ぼすものではなく、証券会社のリスク管理及び投資者保護の観点からも問題の生ずる蓋然性はないと考えられることから、金融商品取引法の内閣府令の整備における手当てを改めて要望する。	b		金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備する中で、前向きに検討を行う。	社団法人信託協会	13	A	証券会社が、信託兼営金融機関が営む相続関連業務の媒介を行う場合の手續規制の緩和	平成16年12月の信託業法及び金融機関/信託業務/兼営等二重入り法律業法改正により、信託契約代理業及び併営業務(兼営法第1条第4項4-7号に掲げる業務)の契約締結代理業務を行うことが、法人・個人を問わず幅広く認められた。 ・証券会社では、信託契約代理業を金融庁長官あての届出によって営むことが可能となったが(証券取引法第34条第2項、第3項)、併営業務の契約締結代理業務は金融庁長官の承認を受けなければならない(但し、信託兼営金融機関が営む証券代理業務については、証券会社がその代理店として顧客を取次(業務)媒介業務については、現行でも届出不要とされている。(証券取引法第34条第1項第5号))。 ・信託兼営金融機関が営む併営業務のうち、特に相続関連業務について、証券会社がその媒介業務を届出によって営むことを可能とすること。		証券取引法第34条、証券会社に関する内閣府令第25条		
5055A	5055014			z07086	金融庁、	証券取引法第27条	大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出した株券等の保有者は、当該株券等の発行者である会社に対して、当該報告書提出後、遅滞なく報告書の写しを送付しなければならないとされている。	c		発行人社に対する写しの送付は、株券等の大量保有状況に関する情報開示という大量保有報告制度の目的にとって重要な役割を果たしていると考えられることから、対応は困難である。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 ・措置の概要欄にいう「重要な役割」について具体的な説明していただきたい。そして、その現在果たしている役割の一方で、IT化の促進という国家戦略の重要性も考慮し、EDINETへの一本化(紙の写し送付廃止)への適切な移行期限を設けて周知EDINET閲覧環境の整備を促すことにより、利用者たる発行人社による情報入手に支障を生じることなく(対応が可能と考えられることから、改めて検討を要望する。	c		発行人社に対する写しの送付は、発行人社に対して確実に大量保有の状況に関する情報を提供し、主要株主の異動についての臨時報告書の提出や内部者取引規制に関する主要株主の異動の事実の公表等を行わせる観点から重要なものであり、対応は困難である。	社団法人信託協会	14	A	大量保有報告書提出時の発行人社への写し送付義務の撤廃	大量保有報告書またはその変更報告書、訂正報告書(以下、大量保有報告書等)を提出したときは、株券等の保有者は、当該株券等の発行者である会社に対して、報告書の写しを送付しなければならないとされている(証券取引法第27条の27)。 これは先般の通常国会で成立した証券取引法の一部を改正した法律(平成18年法律第65号)による改正後の証券取引法(金融商品取引法)第27条の27においても同様であり、この写し送付義務を早期に撤廃することを要望する。		証券取引法第27条の27		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5057A	5057001			z07087	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第2項第1号、第212条第2項第2号、第212条第4項第1号、第212条第5項第1号	銀行等が保険募集以外の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険募集業務に利用し、または保険募集の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を利用するには、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意が求められている。	c	-	本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、請じられているものである。利用目的の事前の通知・公表の如何にかかわらず、書面その他の適切な方法による事前の同意を得なければ保険募集業務以外の業務と保険募集業務との間でそれぞれの業務に係る非公開情報を流用してはならないとするなど、とくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。		c	-	本件規制は、利用目的の事前の通知・公表の如何にかかわらず、書面その他の適切な方法による事前の同意を得なければ保険募集業務以外の業務と保険募集業務との間でそれぞれの業務に係る非公開情報を流用してはならないとするなど、とくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。	外国損害保険協会 (FNLIA)	1	A	銀行等の保険募集に係る非公開金融情報に関する取扱いルールの撤廃	非公開金融情報ルールにより、銀行等が知り得た顧客に関する情報を有効活用した保険募集が妨げられているので、これを撤廃すべきである		銀行等による保険募集は、保険業法により適正な募集と契約者保護が図られている上、銀行等による保険の募集が当該銀行等その他の取引に影響を及ぼさない様、いわゆる圧力募集等の弊害防止措置が講じられている。非公開金融情報の利用に関する規制は、保険募集と他の金融商品販売で実務ルールが異なり、また、「保険募集に係る業務」という明確かつ幅広い業務範囲を行う「事前に」一定の行為を銀行が行うことを要請し、銀行による保険募集を困難にしている。	保険業法施行規則第212条第2項第1号、同条第2項第1号、同条4第2項第1号、同条5第2項第1号	
5057A	5057002			z07088	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第2項第1号、第212条第2項第2号、第212条第4項第1号、第212条第5項第1号	銀行等が保険募集以外の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険募集業務に利用し、または保険募集の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を利用するには、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意が求められている。	c	-	本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による保険契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、請じられているものであり、対応は困難である。		c	-	本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による保険契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、特に銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。	外国損害保険協会 (FNLIA)	2	A	非公開金融情報の定義の緩和	中小企業と個人に対する融資情報のみを非公開金融情報の対象とすべきである。		非公開金融情報の利用に関する規制は、投資信託など他の金融商品にはなく、銀行による保険募集のみを不当に規制している。銀行等による圧力募集は、例えば資金繰り不安のある中小企業融資先と個人以外では起こり得ないと考えられる。したがって中小企業と個人に対する融資情報のみを非公開金融情報の対象とすれば、弊害防止の目的は達せられる。	保険業法施行規則第212条第2項第1号、同条第2項第1号、同条4第2項第1号、同条5第2項第1号	
5057A	5057003			z07089	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第2項第1号、第212条第2項第2号、第212条第4項第1号、第212条第5項第1号	銀行等が保険募集以外の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険募集業務に利用し、または保険募集の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を利用するには、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意が求められている。	c	-	保険業法施行規則の当該規定については、既に保険会社向けの総合的監督指針 -3-3-9-2等において、多様な募集形態にも配慮した解釈を、当該規定の趣旨を踏まえて可能な範囲内で、明らかにしているところ。		c	-	本件規制は、個人情報保護法との二重規制となっている等の指摘も踏まえ、再検討をお願いします。	外国損害保険協会 (FNLIA)	3	A	非公開金融情報に関する顧客同意の取得方法の緩和	保険業法施行規則において、銀行が非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用する場合には「事前に書面その他の適切な方法により、顧客の同意を得ることが要請されているが、遅くとも保険の募集と同時に説明した書面を交付し、契約申し込みまでに合意を得る方法も、可とすべきである。		非公開金融情報の利用に関する規制は不当かつ過剰であるだけでなく、保険募集と他の金融商品販売で実務ルールが異なり、また、「保険募集に係る業務」という明確かつ幅広い業務範囲を行う「事前に」一定の行為を銀行が行うことを要請し、銀行による保険募集を困難にしている。当該ルールは、特に、銀行による非対面マーケティングを実質的に不可能なものとしている。	保険業法施行規則第212条第2項第1号、同条第2項第1号、同条5第2項第1号	保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-2
5057A	5057004			z07090	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第3項第1号、第212条第3項第2号、第212条第3項第3号、第212条第5項第1号	銀行等が一定規模以下の小規模事業者に対し、事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人の役員(代表者を除く)に対して手数料その他の報酬を得て保険募集を行うことが禁止されている。	c	-	本件規制は、小規模企業者の場合、従業員が事業主等といわば運命共同体のような密接な関係にあり、企業の資金繰りを巡り銀行等の影響が当該従業員に及ぶおそれが高いことから設けられているものである。モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することになる。		c	-	顧客利便、および、銀行等の事務負担等の観点から、本規制の廃止または緩和の可否について検討できないか、再度回答をお願いします。	外国損害保険協会 (FNLIA)	4	A	銀行の保険募集に係る融資先従業員規制の撤廃	従業員数50人以下の融資先の従業員が保険契約者あるいは被保険者となるのが保険募集制限先とされているが、銀行に実務上多大な負担をかけると同時に、顧客利便性を損なっており、撤廃すべきである。		勤務している中小企業が事業融資を受けているという理由で、従業員が圧力募集を受ける懸念はない。また、このルールに基づき、銀行はその顧客および被保険者に対し、銀行等募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明書面の交付と顧客の確認を「保険募集に際して、あらかじめ、行うことが銀行に要請され、また、データベースに照合しなければならず、手続きに時間がかかり、顧客利便性を損なっている。また、勤務先が事業融資を受けている事実は、守秘義務で銀行からは説明できない。	保険業法施行規則第212条第3項第1号、同条第3項第1号、同条4第3項第1号、同条5第3項第1号	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5057A	5057005			z07091	金融庁、	保険業法第309条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第9号	銀行等は、保険募集に際し、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わなければならない。	c	-	融資先販売規制の円滑な実施のため事前に顧客の十分な理解を得る必要があることを踏まえて設けられた規制であり、対応することは困難である。なお、モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。		-				外国損害保険協会(FNLIA)	5	A	保険募集の際に銀行が求める顧客確認方法の緩和	保険会社向けの総合的な監督指針において、銀行はその顧客に対し、銀行等募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明書面の交付と顧客の確認を「保険募集に際して、あらかじめ」行うことが銀行に要請されているが、保険募集の際に、遅くとも保険の募集と同時に説明した書面を交付し契約申し込みまでに確認を得る方法も、可とすべきである。		すべての契約者と被保険者が募集制限先に該当するかどうかの確認を、「保険募集に際して、あらかじめ」銀行が行うことを要請し、一般顧客に対する銀行による保険募集を困難にしている。当該ルールは、特に、銀行による非対面マーケティングを現実的に不可能なものとしている。	保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-9-4	
5059A	5059001			z07092	金融庁、	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。	検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的にお示し頂きたい。		b		本規制については、生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み設けられている趣旨を踏まえ、幅広い観点から検討を行う必要があることから、結論時期を示すことは困難である。	東京海上日動火災保険株式会社	1	A	生命保険の構成員契約規制の廃止	本項目は「規制改革・民間開放推進3か年計画」に盛り込まれているが、未だ結論が示されていない。早急に結論を出すように改めて要望する。	法人代理店による構成員契約の取扱を可能とする。これにより、企業従業員の保険申込みが容易になり、消費者利益の向上につながる。また、代理店・保険会社における構成員契約の混入を排除するための事務ロードを削減できる。	企業代理店は、生命保険を取り扱っている場合も、親企業や関連企業の従業員など「構成員」の生命保険については一律取扱禁止となっている。このため、「構成員」から照会や取扱を求められた場合であっても謝絶するしかなく、消費者利便を阻害することとなり、顧客対応として問題がある。	保険業法300条第1項第9号同法施行規則234条第1項第2号大蔵省告示第238号	
5065A	5065001			z07093	金融庁、	信金法第17条(参考条文)会社法第607条	信用金庫法上、法定脱退事由は、「会員たる資格の喪失」、「死亡又は解散」、「破産」、「除名」、「持分の全部の喪失」が列挙されている。	b		法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず(法律上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、会員の権利保護等の観点も踏まえつつ慎重に検討を行う必要がある。	株式会社においては、5年間剰余金の配当を受領しなかった場合など、一定の事由に基づき、株式の買取等が認められている。協同組織金融機関においても、協同組織性を阻害しない範囲で「行方不明会員」を法定脱退させることは可能と考えられる。規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)を踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。					社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	A	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和)協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会議によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においても「信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する」とされていることから、前向きに検討いただきたい。	信金法第17条、(参考条文)会社法第607条	継続
5065A	5065002			z07094	金融庁、	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		信用金庫への適用を除外すべきとされている理由が明らかでないが、いずれにせよ、構成員契約規制は生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。	信用金庫・銀行等による保険募集においては、通常の生命保険募集人と異なり、優越的地位を利用した募集禁止など、事前に様々な行為規制が保険業法等で規定されており、業務上の地位を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。そのうえ構成員契約規制により、顧客本人の意思にかかわらず(一律的に募集が禁止されており、突如にそくわない。したがって、同規制を早期に撤廃していただきたい。なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)では「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について結論を得るべく、引き続き検討を行う」とされている。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	A	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	本規制については、生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み設けられている趣旨を踏まえ、幅広い観点から検討を行う必要があることから、結論時期を示すことは困難である。	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫・銀行等による保険募集においては、通常の生命保険募集人と異なり、優越的地位を利用した募集禁止など、事前に様々な行為規制が保険業法等で規定されており、業務上の地位を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。そのうえ構成員契約規制により、顧客本人の意思にかかわらず(一律的に募集が禁止されており、突如にそくわない。したがって、同規制を早期に撤廃していただきたい。なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)では「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について結論を得るべく、引き続き検討を行う」とされている。	保険業法300条第1項第9号、保険業法施行規則234条第1項第2号関係	継続				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5065A	5065003			z07095	金融庁、	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第3項第3号、第212条の2第3項第3号、第212条の4第3項第3号、第212条の5第3項第3号	銀行等は、事業性資金の貸付けを担当する者が、保険募集を行わないことを確保するための措置を講じなければならない。 当該銀行等が特例地域金融機関である場合においては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める次のいずれかの措置を講じなければならない。 当該職員が直接の担当先との関係者を対象とする保険契約の締結の代理又は媒介を行わないことを確保する措置 当該職員が直接の担当先との関係者を対象とする保険契約の締結の代理又は媒介を行った場合に、それが法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者を本店等に配置する措置	c	-	保険の圧力募集が生じないために定められた規制であり、対応は困難である。なお、モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。		信用金庫・銀行等による保険窓販については、融資先等への販売制限をはじめとする広範な規制が課されており、事務的に煩雑な手続きが必要となることから、顧客の利便性を損なうととくに状況にある。 保険窓販における販売規制については、顧客の利便性向上の観点から適切な見直しを図られるべきである。特例として制限先に募集できる場合でも、商品によっては保険金額等に上限が設けられており、顧客ニーズに十分応えることができないため、とりわけ金額制限については撤廃もしくは緩和すべきである。 実務的ニーズを踏まえ、改めて見解を示されたい。	c	-	保険の圧力募集が生じないために定められた規制であり、対応は困難である。なお、モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	A	保険窓販における販売規制の撤廃	(保険窓販における販売規制の撤廃)右記同様	保険窓販の第三次解禁において課されている販売規制(融資先等に対する販売規制、特例を採用した場合の通算保険金額上限規制、担当者分離規制、タイミング規制等)の撤廃	信用金庫・銀行等による保険窓販は、顧客利便の向上という規制緩和の方向性に沿って拡充されてきたものであるが、他方、実態面においては融資先等への販売制限をはじめとする広範な規制が課されているがために、顧客の側からすれば商品選択の機会が広がらず、必ずしも利便性が向上したとは言えない状況にある。また、特例として制限先に募集できる場合でも、商品によっては保険金額等に上限が設けられているため、顧客ニーズに十分応えることができず、とりわけ金額制限については早急な見直しが必要である。 このほか、事業性融資の担当者が保険募集を行えないことや、融資申込み期間中における保険募集が禁止されていることなどから、顧客の利便性が損なわれるとともに煩雑な手続きを強いられる結果にもなっている。 顧客保護に関しては他の様々な規制により対応が図られていることなどを勘案すれば、上記のような販売規制は撤廃すべきである。	保険業法275条、保険業法施行規則第212条、第212条の2関係	継続
5065A	5065005			z07096	金融庁、財務省、	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		プロジェクト・ファイナンスに関するコミットメントライン契約の利用については、そのニーズを十分把握するとともに、その実態も含め慎重に検討する必要がある。		一般的にプロジェクトファイナンスにおいては、当該規定の適用除外対象先である大会社又は資本金3億円を超える株式会社が、自らのバランスシートから対象プロジェクトを区分するために便宜的に特別目的会社を設立し、借入人として多くの場合が多いことから、要望者のニーズの把握を急いで頂くとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		プロジェクト・ファイナンスに関するコミットメントライン契約の利用については、そのニーズを十分把握するとともに、その実態も含め慎重に検討する必要がある。利息制限法及び出資法の適用除外とすることについては慎重に検討する必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	A	プロジェクトファイナンスに関する規制緩和	右記同様	プロジェクト・ファイナンスによる資金の貸付けを特定融資特約に関する法律の対象に加える。	プロジェクト・ファイナンスにおいては、プロジェクトの建設完了等一定の条件が満たされた場合に借入れを受けられることを確保するため、借入人である特別目的会社に対してコミットメントラインの設定が求められる場合が多い。かかる特別目的会社は特定融資特約の対象である大会社が便宜的に設立した子会社である場合が多く、その場合当事者は保護を要しない高度な金融知識を有する親会社の社員である。よって、かかる大会社が議決権の過半数を有する特別目的会社については、その親会社同様に特定融資特約の対象としていただきたい。	特定融資特約に関する法律第2条	継続
5065A	5065006			z07097	金融庁、	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条	員外貸出先として認められている者は、次のとおりである。(信金法施行令第8条) ・預金担保貸付 ・卒業生金融 ・小口貸付 ・独立行政法人 ・PFI事業者 ・地方公共団体への貸付け ・雇用・能力開発機構等への貸付け ・地方住宅供給公社等への貸付け ・金融機関への貸付け	b		国立大学法人および大学共同利用機関法人を員外貸出先に加えることについては、ニーズや実態を踏まえ、慎重に検討を行う必要がある。		国の独立行政法人に対する融資が可能であるのに、国立大学法人への融資を不可とする理由何か。見解を示すとともに、早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		員外貸出先の拡大については、員外貸出を制限している趣旨や実態を踏まえ、検討を行う必要があることから、スケジュールを示すことは困難である。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	A	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和)国立大学法人法に基づく(国立大学法人および大学共同利用機関法人)に対する貸出を員外貸出として認める。	国立大学法人法に基づく(国立大学法人および大学共同利用機関法人)を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。	特殊法人改革に合わせて、89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が平成16年4月1日に法人化された。また、国立大学法人と大学共同利用機関法人の借入れについては、国立大学法人法施行令第8条が平成17年12月28日に改正され、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となった。これを受けて、これらの法人は平成17年3月に民間金融機関からシンジケートローンまたは競争入札による借入れを実施したが、これらに対する貸付けは信用金庫法上認められていない。 地方独立行政法人法に基づく(公立大学法人)については、信用金庫の独立行政法人等に対する貸付けが認められたことにより貸付けが可能となったところであり、国立大学法人と大学共同利用機関法人についても同様に、規制緩和していただきたい。	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条	継続
5065A	5065009			z07098	金融庁、厚生労働省、	確定拠出年金運営管理に関する命令第10条第1号	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c		営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		営業職員による運営管理業務の兼務が禁止されているのは、加入者に対する中立性を維持できないとの考え方を前提にした措置であると考えられる。その恐れがあるのは理解できるが、例えば、運営管理機関が扱っている確定拠出年金の運用方法が確定拠出年金専用の運用方法のみである場合には、営業職員でも、預金、投資信託等の通常の金融商品の販売、勧誘等とは切り分けて、確定拠出年金の運用方法の提示等ができることから、中立性の維持に支障がないと考えられる。中立性の維持のために禁止すべき実務上の具体的な行為を明確化したうえで、それ以外の場合については兼務を容認するよう検討していただきたい。	c		営業職員に禁止・容認される行為を網羅的に定めることは困難であり、対象となる運用商品が確定拠出年金専用のものであっても、営業職員による運営管理業務の兼務は、加入者にとって特定商品の推奨を受けているとの誤解を与えるものとなるため、営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務を認めることは困難である。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	A	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備において、本兼務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	継続

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5065A	5065012			z07099	金融庁、	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を要する。					海外では不動産関連業務が金融機関の付随業務として認められ、我が国においては専業信託銀行のみに不動産関連業務が認められている。不動産売買や不動産開発については確かにリスクが高いかもしれないが、不動産仲介や不動産管理については手数料ビジネスであるからリスクはほとんどないと考えられる。また、銀行等は、顧客から不動産物件の紹介を依頼されるなど、不動産取引の仲介を無償の顧客サービスとして日常的に行っているという事実があり、また、融資取引において担保不動産の調査や管理なども行っていることから、不動産の仲介・管理に関する知識・経験を持っているため、金融機関の本業との親和性は相当高い。不動産関連業務を認めると、顧客との間で不正な取引が行われる恐れがあるといけれども、実際、メガバンクがグループ内に信託銀行を擁しており、そこに不動産取引を希望する銀行顧客を紹介するなどによりグループ一体となって不動産ビジネスを展開している。既にそのような状況になっているにもかかわらず、今さら利益相反の可能性を気にしてみてもあまり意味がない。要望者の実務的なニーズを勘案し、改めて対応を検討されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	A	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃) 信託代理店(信金本体の場合も同様。以下同じ。)の取扱い業務として、不動産関連業務を解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、会員・顧客のライフプランに応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点のビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。信託代理店の取扱い業務として不動産関連業務の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が信用金庫だけでは完結せず、顧客利便の観点からも問題である。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2第1項	継続
5065A	5065013			z07100	金融庁、	信用金庫法第47条の4	公告方法は、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次の方法のいずれかを定款で定めなければならない。 ・日刊新聞紙 ・電子公告	b		全国を地区とする信用金庫連合会の公告方法のあり方については、実態を十分に把握したうえで検討を行う必要がある。			b		全国を地区とする信用金庫連合会の公告方法のあり方については、実態やニーズを十分に把握したうえで検討を行う必要があることから、スケジュールを示すことは困難である。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	信用金庫連合会の公告方法からの店頭掲示の除外	(信用金庫法の規制の緩和)右記同様	信用金庫連合会については、事務所の店頭における掲示を公告方法として定めることを強制しないこととする。	信用金庫連合会の取引先は、信用金庫のほか、機関投資家や大規模事業法人が大宗を占めており、その店舗にこれらの取引先が来店して取引を行う機会はほとんどない状況である。このため、店頭における掲示を持ってなす公告は、会員等に対する公示の機能としては効果が望めないと考えられる。	信用金庫法第87条の4	継続
5067A	5067001			z07101	金融庁、	公認会計士法第44条第2項、第46条の13 特別の法律により設立される民間法人の指導監督基準	公認会計士法により、日本公認会計士協会の総会決議が法令又は会則に違反している場合等には、内閣総理大臣はその取消を命じることができること、及び同協会の会則の変更は内閣総理大臣の認可を受けなければ効力が生じないこととされている。また、平成14年4月14日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の指導監督基準」では、該当する法人の役員任期は原則2年とすることが定められている。	c		日本公認会計士協会は、すべての公認会計士を対象とし、指導・監督や登録事務等を行う公的な機能を有する団体であり、総会の決議や会則は、公益や投資者保護に欠けことがないよう担保されている必要がある。このため、総会決議の取消や会則の認可に関する規定の廃止を行うことは適当ではないものと考えられる。 役員任期については、平成14年の閣議決定において、法人の健全かつ適正な管理運営を確保するとの観点から、当該制限が設けられたものである。役員任期については十分慎重に検討する必要がある。					日本公認会計士協会は、全ての公認会計士を対象とし、指導・監督や登録事務等を行う公的な機能を有する団体として公認会計士法に基づき設立されたものであり、総会の決議や会則は、公益や投資者保護に欠けことがないよう担保されている必要がある。このため、総会決議の取消しに関する規定は不要と考える。 総会決議の取り消しに関する規定は、自治機能を必要以上に制限し、不必要にプロフセッションを萎縮させるものである。 役員任期については、原則2年であればならない役員任期の範囲について、会務運営の必要上、当該役員が分掌する職務に応じて柔軟に判断できるよう、慎重な対応を求める。」	日本公認会計士協会	1	A	日本公認会計士協会の自治機能の強化について	日本公認会計士協会の総会における決議の取り消しに関する規定(公認会計士法第46条の13)、会則改正の認可に関する規定(公認会計士法第44条2項)について廃止されるべきである。 さらに、自主規制機関と行政による監視・監督の方向性について、自主規制機関による強化を基本として、行政との役割分担を検討すべきである。 また、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」により、「役員任期については、原則2年を基準として設定されている」とされているが、選挙や民主的なガバナンスにより選出される限りにおいて、任期の制限は不必要で、協会の会員に対する指導連絡監督等の事務運営の実体即した役員任期の設定が可能であるべきである。	巨首規制機関による巨首規制強化を通じて社会にとって効率的な制度を構築し、自主規制で足りない部分を行政が補完することを基本とすべきで、資格者団体については、個々の資格者が実施する独占業務と、独占業務の品質に影響を与えるその他の業務について、可能な限り自主規制の強化を図るべきである。 平成15年公認会計士法改正では、内閣総理大臣による役員解任の命令権が廃止された。しかしながら、総会決議の取消権や会則変更の認可は今も維持されている。また公益保護の観点からは、報告の聴取や立入検査権、事務の改善を命令する権限も確保されており、会員の総会における決議取消しや会則変更の認可を必要とすることは、自治機能を必要以上に制限するもので、こうした規定は廃止されるべきである。 さらに、役員任期を制限していることは、欧米諸外国に比して雇用の流動性が乏しい日本においては、優秀な人材を登用することを必要以上に制限する可能性がある。選挙や民主的なガバナンスにより選出される限りにおいて、任期の制限は不必要で、協会の会員に対する指導連絡監督等の事務運営の実体即した役員任期の設定が可能であるべきである。	公認会計士法		
5070A	5070001			z07102	金融庁、	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資	補完的項目のうち、一般貸倒引当金については、連結自己資本比率の場合は第1条(単体自己資本比率の場合は第8条)の算式の分母の0.625パーセントを限度として算入することができるものとする。	c		自己資本比率の最低水準は、国際統一基準行で8%以上、国内基準行で4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625パーセントとされているものである。自己資本の充実も重要な側面だけでなく、質的な側面も重要であるが、国内基準行に1.25%の繰入限度を認めることは、貸倒引当金の自己資本全体に占める割合が著しく低く(なり)、相対的な自己資本の質の低下を招くことにつながる。金融機関の健全性確保の重要性に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることが困難。					要望者より、「特定されていない損失の可能性に対し積み立てられる一般貸倒引当金は、自己資本(補完的項目、Tier2)に含めるべき適格性を有するものである」との指摘がある。 信用組合の融資先は、財務体質が脆弱な零細事業者である。これら零細事業者に対する資金供給をより一層門戸に行うためにも、改めて対応を検討されたい。	社団法人全国信用組合中央協会	1	A	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額を引上げること	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。	貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。 現行および新BIS規制における自己資本比率は、国際統一基準並びに国内基準行も算出する際の分母については同一の基準であり、一方、分子は一般貸倒引当金の繰入限度を含め双方が異なるダブルスタンダード基準である。新BIS規制の第2の柱は、金融機関が適切な自己資本を認識するために自己のリスクプロファイルを通じて自己資本報告を構築することが規定されており、一般貸倒引当金の繰入限度は、この対応に少なからず影響を及ぼすものと認識している。 一般貸倒引当金の自己資本への算入主旨を考えれば、算入限度を国際統一基準行の1/2に限定することなく、引上げることには弊害もない。貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。	大蔵省告示第192号(平9.7.31)		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5070A	5070002			z07103	金融庁、	中小企業等協同組合法第61条	信用組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。	b		信用組合については、任意脱退に伴う持分の払い戻しが認められている。一方、信用金庫には任意脱退による持分の払い戻しは認められておらず、持分の譲り渡しによって脱退することとされており、出資の一時取得制度は、譲受人が見つけれなければ脱退できない制約があることを踏まえ特別に措置された制度である。これは、信用金庫の員外預金の取扱いに制限を設けていないことなど、協同組織としての性格の相違によるものであり、信用金庫と同様の扱いとすることについては慎重な検討が必要である		現行の法制度では、組合員(脱退者)の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産が確定された後、総代会の承認をもって払戻しすることとなる(中小企業等協同組合法第20条)。したがって、この間、当該組合員から出資持分の払戻要求に応えることができず、長期にわたり不利益な状況を生じさせている。出資持分を組合が取得できるようになれば、組合員の利益を阻害しているこのような状態を回避することができる。要望者の実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		信用金庫法では、任意脱退による持分の払い戻しは認められず、持分の譲り渡しによって脱退することとされており、出資の一時取得制度は、譲受人が見つけれなければ脱退できない制約があることを踏まえ特別に措置された制度である。一方、信用組合については、中小企業等協同組合法上、任意脱退に伴う持分の払い戻しが認められていることから、出資の一時取得制度の導入については、慎重な検討が必要であることから、スケジュールを示すことは困難である。	社団法人全国信用組合中央協会	2	A	脱退組合員の出資持分を一時取得できるようにすること	信用組合においても、組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。信用金庫が員外預金の取扱いに制限を設けていないことなどもって信用組合に制限を設けることは、同じ協同組織である組合員の利益(利便性)を阻害するものであり、協同組織としての性格の相違によるものではない。信用組合では、日常的に出資加入・脱退が発生しており、その金額も組合財産と比べると極めて僅少であることから、随時脱退を実施しても法の目的とする組合事業の遂行への影響はなく、また、脱退組合員の希望する払戻しの早期化とともに、信用組合にとっても処理の迅速化・合理化に繋がるものである。	特に職域信用組合では、退職者への出資相当額の返却が退職時から1年を超える場合もあり、極めて強い要請があり、実務的な対応が迫られているものである。	中小企業等協同組合法第61条	
5070A	5070003			z07104	金融庁、	中小企業等協同組合法施行令第7条第2項第2号、昭和63年大蔵省告示第13号	信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引は、一人当たりの資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額が500万円の範囲内において行うことができる。	b		組合は、組合を構成する組合員たる中小企業者等の相互扶助を目的とするものであることから、組合員以外の者に対する小口資金の貸付けについて、制限を有するもの、の制限を削除することや貸付金額の範囲を拡大することは、ニーズや実態等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。		現行の法制度では、地区外の者が地区内に自宅を新築する場合の住宅ローンの借入申込に対し、その時点では地区外に住所があるため組合員資格がなくなり、本制度により、組合員になることが確認されている顧客に対して、不利益を生じさせることになっているとともに、組合員への相互扶助を目的とする信用組合の使命、役割が果たすことができない状態になっている。要望者のニーズの把握を急いで頂くとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		員外取引制限など協同組織金融機関の業務及び組織の在り方については、規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を踏まえ、総合的な視点から見直しを検討する必要があり、スケジュールを示すことは困難である。	社団法人全国信用組合中央協会	3	A	「組合員以外の者に対する小口の貸付」から「組合員たる資格を有するもの」の制限を削除すること、及び貸付金額を引上げること	顧客の利便性向上の観点から、「組合員以外の者に対する小口の貸付」から「組合員たる資格を有するもの」の制限を削除すること、及び貸付金額を引上げること。	地区外の者が地区内に自宅を新築する場合の住宅ローンの借入申込に対し、その時点では地区外に住所があるため組合員資格がなくなり、これに応じることができない。この理由は、「借入申込」と「組合員資格の取得」にタイムラグが生じているからである。顧客の利便性向上の観点から、「組合員以外の者に対する小口の貸付」から「組合員たる資格を有するもの」の制限を削除すること、及び貸付金額を引上げること。	中小企業等協同組合法施行令第7条第1項第2号 大蔵省告示第13号(昭63.1.30)	
5070A	5070004			z07105	金融庁、	中小企業等協同組合法施行令第1項第1号及び第5号、第2項	信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等の総額の100分の20の範囲内で、組合員以外の者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付けや地方公共団体に対する資金の貸付け等を行うことができる。	b		組合は、組合を構成する組合員たる中小企業者等の相互扶助を目的とするものであることから、組合員以外の者に対する資金の貸付けの限度額の拡大につながる措置については、ニーズや実態等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。		本要望の対象となっている地元の地公体(組合員)は、信用組合の営業地域に在している。地公体の使命も、協同組織金融機関、地域金融機関である信用組合の使命も、地域社会の生活の向上、地域経済の活性化等にあり、特に信用組合は、地元地域からの預金をその地域に還元し、地域社会の一員として地域の活性化に日々取り組んでいる。信用組合が地方公共団体と共に地域を支えていくためにも、地方公共団体に対する貸付を員外貸出規制の適用除外とすることについて検討すべきである。要望者のニーズの把握を急いで頂くとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		員外取引制限など協同組織金融機関の業務及び組織の在り方については、規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を踏まえ、総合的な視点から見直しを検討する必要があり、スケジュールを示すことは困難である。	社団法人全国信用組合中央協会	4	A	組合員以外の者に対する預金担保貸付、地方公共団体に対する貸付を員外貸出規制(総貸出に対し20%の範囲内)の適用除外とすること	組合員以外の者に対する預金担保貸付、地方公共団体に対する貸付を員外貸出規制(総貸出に対し20%の範囲内)の適用除外とすること。	地元地公体からの借入申込に対して20%という員外者への事業分量制限のため、対応できない状況に置かれている。また、預金者の権利とも言うべき「預金者への預金担保貸付」についても、同様の規制が課せられている。組合員以外の者に対する預金担保貸付、地方公共団体に対する貸付を員外貸出規制(総貸出に対し20%の範囲内)の適用除外とすること。	中小企業等協同組合法施行令第7条第1項第1号、第5号 中小企業等協同組合法施行令第7条第2項	
5070A	5070005			z07106	金融庁、	中小企業等協同組合法施行令第7条	組合員以外の者(個人)に対する貸付けについては、預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け及び組合員たる資格を有するものに対する貸付け以外に行うことはできない。	b		組合員の地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付けについては、一括弁済を求めているが、制度上の手当てが必要かどうか検討する必要がある。		地区外転居による法定脱退事由が生じた組合員に対する一括弁済は求められていないが、検査においては早期回収に努めるよう指摘を受けている。本法律の制度事由による指摘は、当該者の生活設計を脅かすものである。当該者の不利益にならないよう期限の定めのある貸付けについては、その期限満了まで、期限の定めのないものについては、当該者の生活設計に支障をきたさない程度において回収の取扱いが可能となるよう制度上の措置が必要である。要望者のニーズの把握を急いで頂くとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		組合員の地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付けの回収に係る制度上の措置は、実態やニーズを十分に把握したうえで検討を行う必要があることから、スケジュールを示すことは困難である。	社団法人全国信用組合中央協会	5	A	地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付(組合員以外の者に対する貸付に該当することとなる)について、期限の定めのあるものはその期限満了まで、期限の定めのないものについては1年以内の取扱いが可能となるよう制度上の措置を行うこと	地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付(組合員以外の者に対する貸付に該当することとなる)について、期限の定めのあるものはその期限満了まで、期限の定めのないものについては1年以内の取扱いが可能となるよう制度上の措置を行うこと。	地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付(組合員以外の者に対する貸付に該当することとなる)について、期限の定めのあるものはその期限満了まで、期限の定めのないものについては1年以内の取扱いが可能となるよう制度上の措置を行うこと。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5070A	5070007			z07107	金融庁、	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、中小企業等協同組合法施行令において規定されているが、他の協同組織金融機関の連合会である信金中央金庫及び全国労働金庫連合会は、それぞれの根拠法令である信用金庫法施行令及び労働金庫法施行令では規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定めている。	b	信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合法上、信用協同組合であるかを問わず、組合の連合会が事業として信用事業を行っているものをいう。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っている。各連合会の員外貸付限度額の変更については、こうした性格の相違を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。	信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合法上、信用協同組合であるかを問わず、組合の連合会が事業として信用事業を行っているものをいう。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っている。各連合会の員外貸付限度額の変更については、こうした性格の相違を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。	信金中央金庫による会員以外の者に対する貸付限度は、「業務方法書」の「業務の方法」において、経営実態等に照らし合わせて定められている。全国信用協同組合連合会は、信用組合を会員として組織する連合会であり、組合の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っており、実態は信金中央金庫と同様である。全国信用協同組合連合会の実態面を踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b	信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合法上、信用協同組合であるかを問わず、組合の連合会が事業として信用事業を行っているものをいう。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っている。各連合会の員外貸付限度額の変更については、こうした性格の相違を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。	信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合法上、信用協同組合であるかを問わず、組合の連合会が事業として信用事業を行っているものをいう。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っている。各連合会の員外貸付限度額の変更については、こうした性格の相違を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。	社団法人全国信用組合中央協会	7	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度に係る規定を変更すること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除すること。	全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定められている。全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除すること。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条		
5070A	5070008			z07108	金融庁、	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第1条の2	全国信用協同組合連合会の会員のために行う債務の保証は認められているが、会員以外の者に対する債務の保証は認められていない。	b	信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合法上、信用協同組合であるかを問わず、組合の連合会が事業として信用事業を行っているものをいう。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っている。各連合会の員外に対する債務保証等の取扱いについては、こうした性格の相違を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。	信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合法上、信用協同組合であるかを問わず、組合の連合会が事業として信用事業を行っているものをいう。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っている。各連合会の員外に対する債務保証等の取扱いについては、こうした性格の相違を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。	信金中央金庫では、会員以外の者に対する貸付として認可されている先に対しても債務保証等が可能となっている。全国信用協同組合連合会は、信用組合を会員として組織する連合会であり、組合の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っており、実態は信金中央金庫と同様である。全国信用協同組合連合会の実態面を踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b	信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合法上、信用協同組合であるかを問わず、組合の連合会が事業として信用事業を行っているものをいう。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っている。各連合会の員外に対する債務保証等の取扱いについては、こうした性格の相違を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。	信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合法上、信用協同組合であるかを問わず、組合の連合会が事業として信用事業を行っているものをいう。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余資金の運用や業務を補完する役割を担っている。各連合会の員外に対する債務保証等の取扱いについては、こうした性格の相違を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。	社団法人全国信用組合中央協会	8	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けをできるようにすること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」の規定に追加すること	中小企業等協同組合法において、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付、手形の割引については、会員に対する資金の貸付等を妨げない限度において行わなければならない。また、これを行う場合、当局の認可が必要であり、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付先は、国、公共法人、公益法人、証券取引所に上場されている株式会社などが認可されている。債務の保証、手形の引受けは、会員のためやその他内閣府令(国民生活金融公庫等の業務の代理として行う債務の保証、外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け、子会社に対する債務の保証又は手形の引受け、会員である信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け)で定められているものの、会員以外の者に対する貸付として認可されている先への債務の保証又は手形の引受けは認められていない。これに対して、他の系統中央機関である信金中央金庫においては、会員以外の者に対する貸付として認可されている先に対しても債務保証等が可能となっている。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第1条の2		
5070A	5070012			z07109	金融庁、	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第2号平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。	信用金庫・銀行等による保険募集においては、通常の生命保険募集と異なり、優越的地位を利用した募集禁止など、事前に様々な行為規制が保険業法等で規定されており、業務上の地位を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。	信用金庫・銀行等による保険募集においては、通常の生命保険募集と異なり、優越的地位を利用した募集禁止など、事前に様々な行為規制が保険業法等で規定されており、業務上の地位を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。	b	本規制については、生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み設けられている趣旨を踏まえ、幅広い観点から検討を行う必要があることから、結論時期を示すことは困難である。	本規制については、生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み設けられている趣旨を踏まえ、幅広い観点から検討を行う必要があることから、結論時期を示すことは困難である。	社団法人全国信用組合中央協会	12	A	生命保険の構成員契約規制を廃止すること	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。	法人募集代理店として生命保険の募集を行う際の障害となっているため、生命保険の募集においては、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。本規制が廃止されることにより、組合員の利便性向上や組合の収益機会の拡大を図ることができる。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号		
5070A	5070013			z07110	金融庁、厚生労働省、	確定拠出年金運管規則に関する命令第10条第1号	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業禁止は認められていない。	c	営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼業については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。	営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼業については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。「実務面において運用担当者・販売担当者を分離せずとも、運営管理業務に係る不正等の防止は組織の牽制機能、内部監査による確保されている。会員信用組合からの強い要望も引き続き検討して頂きたい。」	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。「実務面において運用担当者・販売担当者を分離せずとも、運営管理業務に係る不正等の防止は組織の牽制機能、内部監査による確保されている。会員信用組合からの強い要望も引き続き検討して頂きたい。」	c	営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼業については、運営管理業務の中立性確保の観点から必要であり、内部監査等の体制がとられていたとしても、実務面において分離が図られていなければ、その中立性を確保することは困難であることから認められない。	社団法人全国信用組合中央協会	13	A	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼業禁止を撤廃すること	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業禁止を撤廃すること。	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業禁止を撤廃すること。	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼業禁止を撤廃すること。	確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運管規則に関する命令第10条第1号	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
5070A	5070014			z07111	金融庁、	協同組合による金融事業に関する法律第6条で専用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2-第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条-第6条	リスク管理債権(貸出のみ)と、金融再生法に基づく資産査定の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。	c	-	リスク管理債権は米国SEC(基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となるものである。 他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づくものであり、また、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減(14年3月末の8.4%からの半減)目標の基準となっていたものである(当該比率は17年3月末に2.9%と低下し、半減目標は達成)。 両者の差異は縮小しており、不良債権について2種類の開示を求めることは事務上煩雑であるとの指摘があることは承知しているが、その一方で、リスク管理債権については米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点があり、また、金融再生法開示債権については、今後も不良債権に関する最も重要な指標であると考えられることから、開示を一本化することについては、現時点での措置は困難。						リスク管理債権及び金融再生法開示債権の両指標が重要な指標であることは十分承知している。消費者サイドから見ると、結局何を見ればよいのか分からず十分な理解が得られていない状況であることから、明確で分かりやすくするために両指標を一本化することについて、会員や利用者の声も踏まえ、改めて見解を示されたい。	社団法人全国信用組合中央協会	14	A	協同組合に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること。	協同組合による金融事業に関する法律第6条で専用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2-第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条-第6条	協同組合による金融事業に関する法律第6条で専用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2-第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条-第6条		
5071A	5071002			z07112	金融庁、	貸金業の規制に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	c		10月31日に国会に提出した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」は、近年深刻さを増している多重債務問題の解決のために、一般消費者向けと事業者向けに関係なく抜本的かつ総合的な対策を講じるものであり、一般消費者向けと事業者向けを峻別した規制とすることは困難。						貸金業規制法は、借入人を消費者・相応の規模を有する事業者向けを峻別することなく、一律、いわゆる17条書面の交付や交渉内容の記録(法第19条、施行規則第16条1項6号)その他の手続が規定されている。相応の規模の事業者(法人)に対する資金を一般消費者(および個人事業主)向けと峻別し、かかる事業者との取引における手続については、銀行法の規定に準じた規制とする。これにより、取引実態にも即した規制となり、適切な取引の推進にも資するものと料考する。	社団法人リース事業者協会	2	A	貸金業規制法について	貸金業規制法は、借入人を消費者・相応の規模を有する事業者向けを峻別することなく、一律、いわゆる17条書面の交付や交渉内容の記録(法第19条、施行規則第16条1項6号)その他の手続が規定されている。相応の規模の事業者(法人)に対する資金を一般消費者(および個人事業主)向けと峻別し、かかる事業者との取引における手続については、銀行法の規定に準じた規制とする。これにより、取引実態にも即した規制となり、適切な取引の推進にも資するものと料考する。	ノンバンクは、相応の規模の事業者に対しても貸金を行っており、シンジケートローンに参加するケースもある。特にシンジケートローンでは、エージェント以外の参加金融機関による借入人への直接の接触は制限されており、また、取引内容(適用金利変動型取引など)からも17条書面の交付が事実上難しいケースも生じている。情報・交渉能力格差のある個人やそれに準ずる者と、相応の規模の事業者相手の取引に準ずるの基準で規制する必要性は乏しく、相応の規模の事業者については銀行法と同様のレベルの規制とすることで取引実態に即した規制となり、適切な取引の推進にも資するものと思料する。	貸金業規制法		
5071A	5071005			z07113	金融庁、	金融庁告示第34号	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	c		従属業務子会社は、分社化を通じた経営の効率化の観点から、親銀行との一体性を確保することを前提として、特例で認められており、銀行からの収入を全くと受けないことについては、銀行の他業禁止に係る子会社の業務範囲の趣旨を逸脱するものであり、措置することは困難である。						従属業務子会社は、分社化を通じた経営の効率化の観点から、親銀行との一体性を確保することを前提として、特例で認められているものであり、銀行からの収入を全くと受けないことについては、銀行の他業禁止を踏まえた子会社の業務範囲の趣旨を逸脱するものであることから、従属業務の範囲の見直しを含め措置することは困難である。	社団法人リース事業者協会	5	A	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の撤廃	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められている。銀行からの収入率項を廃止して業務の自由度を高め、本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。<効果>銀行持株会社の子会社等の事務受託業務、福利厚生業務	銀行持株会社の子会社等にとっても、子会社を活用した業務効率化及び経営効率化が認められている。金融関連業務等、銀行法上認められた業務を分担するにもかかわらず、銀行持株会社の子銀行からの収入を義務付けられていることから、経営効率化が阻害されている。子会社として認められている業務に付、グループとして積極的に展開することを検討している。については、検討期間、結論時期等を明確にした上で、検討を行うことを強く希望する。	金融庁告示第34号		
5071A	5071006			z07114	金融庁、	銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第2項、主要行向けの総合的な監督指針-3-3-1	銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第2項、主要行向けの総合的な監督指針-3-3-1	c		銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第2項、主要行向けの総合的な監督指針-3-3-1	銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第2項、主要行向けの総合的な監督指針-3-3-1						銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第2項、主要行向けの総合的な監督指針-3-3-1	銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第2項、主要行向けの総合的な監督指針-3-3-1	銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第2項、主要行向けの総合的な監督指針-3-3-1	銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第2項、主要行向けの総合的な監督指針-3-3-1	銀行法、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5072A	5072001			z07115	金融庁、	保険業法第291条第2項、第31項、第292条、同施行令第41条、第42条第2号	保険仲立人は開業時は保証金4000万円、その後は過去3年間に受領した手数料、報酬等の合計額(最低4000万円、最高当該金額が8億円)を最寄の供託所に供託しなければならない。 また、保険仲立人は保険仲立人賠償責任保険契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けた場合は、保証金の一部を供託しないことができる(金融機関を相手方とした保証委託契約を締結した場合は全部又は一部を供託しないことができる)。なお、当該契約内容は、金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること等の要件に適合するものでなければならない。	c	-	供託金と賠償責任保険契約との賠償能力確保手段としての機能の差異を踏まえ、前者について、保険契約者等の保護の観点から相当と認められる水準が確保されている必要がある、ご要望に対応することは困難である。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 諸外国の例を見ても、そもそも、保険ブローカーにこのような保証金の供託義務を課している例はないように思われる。賠償能力確保策としては、諸外国も賠償責任保険で対応しており、かつそれで十分と考えられる。 仮に、日本独自の方策として保証金が必要であるとしても、他業種とのバランス上4000万円は明らかに高過ぎ、保証金の額は、300～500万円程度に抑え、保険仲立人を自指す者が、より容易に挑戦できる機会を与えるべきである。	c	-	わが国の保険仲立人制度は諸外国の制度と必ずしも同じではなく、保証金の額は、保険契約者等の保護の観点から相当と認められる水準を確保するために、統計上の保険事故1回につき支払われる保険金の額や海外の例等を参考に定められたものでもあり、ご要望に対応することは困難である。	日本保険仲立人協会	1	B	保険仲立人の賠償能力確保措置の要件緩和について	保険仲立人に、その財産的裏付けとして供託を義務付けられている保証金の額が高すぎ、新規参入に際しての大きな障壁の一つとなっている。新たに保険仲立人をはじめようとする者、特に個人にとつて、4000万円の最低保証金(有価証券で充当することは可)を用意し、しかも事業期間中、その額を稼かせ続けることの負担は大きく、参入に二の足を踏む原因ともなっている。 諸外国の保険ブローカーの例を見ても、そもそも、こうした保証金の供託を義務付けている国はないようであり、その廃止ないし緩和を要望したい。	保険仲立人になるためには、現状、最低4000万円から、過去3年間の収入に応じ最高8億円までの保証金の収入に義務づけられている。契約者保護の観点から、何らかの形で保険仲立人が賠償能力を有することを担保する措置が必要であることを否定するものではないが、そうした措置は、必ずしも保証金供託の形式に限定せず、仲立人賠償責任保険でも代替し得ることにすべきである。現状でも、仲立人賠償責任保険で代替し得ることになっている部分はありますが、それは4000万円を上回る分についてはのみである。 従来の措置との連続性に關連して、仮に、何らかの保証金供託制度を維持すべきという場合にも、保証金の額を300～500万円程度まで大幅に引き下げ、残りの額については、賠償責任保険等で代替できるようにすることを要望したい。 この供託すべき保証金のうち、4000万円までの分については、その全部または一部を金融機関等の保証で代えることができることになっていること(令42条で定める要件(金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること)に従えば、銀行はこの種の保証状を発行することはできず、事実上、裏に担保した額になってしまっ	添付資料1のとおり	保険業法 第283条	添付資料1:要望理由	
5072A	5072002			z07116	金融庁、	保険業法第295条同施行規則第229条、同施行規則第3-3-6(1)	損害保険代理店は、その主たる目的として、自己又は自己を雇用している者を保険契約者又は被保険者とする保険契約(自己契約)の保険募集を行うことが禁止されている。 また、その主たる目的として、自らと人的又は資本的に密接な関係有する者を被保険者又は被保険者とする保険契約(特定契約)の保険募集を行うことは、上記自己契約の禁止の趣旨に照らし問題があるため、損害保険会社に対し、所屬代理店について、状況把握や管理、指導を行うことを求めている。	c	-	自己契約・特定契約に係る現状の制度は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われることを防止する趣旨から必要かつ十分な内容で定められており、特定契約の範囲の拡大等、要望内容のような見直しを行うことは困難である。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 自己契約・特定契約規制は、不公平な保険募集等を防止する趣旨として必要条件として働いている。しかしながら、損害保険への運用において生命保険と異なった基準があること、またこの条文をクリアするために、保険種目の制限、保険契約者の除外等が隠された圧力募集の温床になっている現状が必ずしも十分な法律趣旨を満たしていない。	c	-	自己契約・特定契約に係る現状の制度は、保険業法295条の趣旨である実質的な保険料の割引や割引し等の不公平な保険募集等が行われることを防止するために、必要かつ十分な内容で定められており、特定契約の範囲の拡大等、要望内容のような規制の強化等を行うことは困難である。	日本保険仲立人協会	2	B	自由で公平な競争を拒んでいる保険募集市場の一段の開放	わが国保険募集市場の現状を見るに、保険仲立人と代理店とは、保険市場の活性化を促し契約者の利便の一面の向上を目指すうえで、等しく公平・公正な条件の下に競争を行う形になっていない。については、特に、専ら自らのグループのためだけに業務を行っている自立の度合の低い企業代理店は早期の撤退を促すべく、次の項目を要望することとした。 自己契約及び特定契約の規制の厳格な運用 所屬するグループ会社の契約及び従業員との契約は、企業代理店の特定契約の中に含めて考えることにすべきこと	添付資料2のとおり	保険業法 第295条	添付資料2:要望理由		
5073A	5073001			z07117	金融庁、農林水産省、	農業協同組合法第19条第1項、農業協同組合及び農業協同組合連合会に関する法律第6条第1項	国・政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証等は認められているが、原則として組合員・会員以外の者のために行う債務の保証は認められていない。	b	-	農協の行う事業は、組合員のために行うことが原則とされていることから、組合員以外の者のために行う債務保証の範囲を拡大することについては、そのニーズ・実態面や員外利用等の制度面からの検証が必要であり、慎重な検討を行う必要がある。	多角的農業経営者や農業生産法人の資金調達ニーズを踏まえ、要望者のニーズの把握を急いで頂くとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b	-	要望者に対してニーズの照会を行ったところ、中小企業特定社債保証制度の活用を農業生産法人等が農協に対して求めた事例は認められず、また、その他の法人に拡大しても相談を受けた事例は1社のみであるとのことであった。 本規制緩和と要望については、これまでのところ具体的なニーズが認められなかったほか、農協が行う事業は原則として組合員のために行われるものであること、中小企業特定社債保証制度による債務保証が農協の経営に与える影響を踏まえた慎重な検討が必要であることから、現時点において措置することは考えとらず、今後の具体的なスケジュールを示すことも困難である。	全国農協中央会・農林中央会	1	A	債務保証に係る利用者範囲の拡大	組合員(会員)以外の者のために行う債務の保証の範囲を拡大する。	農協法において、組合員以外の者に対する貸出が認められているにもかかわらず、債務保証については、業務代理業務に付随して行うもの、国・政府関係機関との取引上の担保として行うもの、外国為替取引に伴って行うもの、貯金等を担保とするの等に限定されている。  組合員(会員)となっていない貸出先である中小企業においても、資金調達手段において近時は資金借入の「間接金融」から社債発行等による「直接金融」へシフトが進んでいる。特に、中小企業社債保証制度における中小企業の私募債総額引受けにおいては、私募債の引受金融機関としてJA・信連が指定されているものの、JA・信連が共同保証人となることができないため社債権者になれないこととなっている。こうした先に対する社債権者への債務保証ができるような制度改正が望まれるところであり、これにより農業生産法人等への資金ニーズに応えることができる。	農協法第10条第19項、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第6条第1項			
5073A	5073002			z07118	金融庁、農林水産省、	農業協同組合法施行規程第28条、平成10年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第14号、系統金融機関向けの総合的監督指針-4-8-1	組合の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a	-	組合の子会社である信用保証会社に係る事業制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。 その際、組合の経営の健全性や、子会社を含めた組合全体のリスク管理の適切性を踏まえ、また、債務保証については、他の制度との関連について検証しながら慎重に検討することとする。	-	-	-	全国農協中央会・農林中央会	2	A	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む組合の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことができるようにする。	組合の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。  現在、金融機関は個人事業者や農業生産法人等の中小企業事業者の資金ニーズに応えるべく「貸出商品の多様化に努めている。事業性ローンに係る信用保証が追加できれば、担保・個人保証に依存しない事業性ローンが可能となり、地域の中小零細企業に対し柔軟性のある保証サービスが可能となる。	金融監督庁・大蔵省・農水省告示第14号第1条、系統金融機関向けの総合的監督指針 - 4 - 8 - 1				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5073A	5073003			z07119	金融庁、	金融機関の信託業務の兼営に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限り解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を要する。	海外では不動産関連業務が金融機関の付随業務として認められ、我が国においては専業信託銀行のみに不動産関連業務が認められている。不動産売買や不動産開発については確かにリスクが高いかもしれないが、不動産仲介や不動産管理については手数料ビジネスであるからリスクはほとんどないと考えられる。また、銀行等は、顧客から不動産物件の紹介を依頼されるなど、不動産取引の仲介を無償の顧客サービスとして日常的に行っているという事実があり、また、融資取引において担保不動産の調査や管理なども行っていることから、不動産の仲介・管理に関する知識・経験を持っているため、金融機関の本業との親和性は相当高い。不動産関連業務を認めると、顧客との間で不正な取引が行われる恐れがあるといえども、実際、メガバンクはグループ内に信託銀行を擁しており、そこに不動産取引を希望する銀行顧客を紹介するなどによりグループ一体となって不動産ビジネスを展開している。既にそのような状況になっているにもかかわらず、今さら利益相反の可能性を気にしてみてもあまり意味がない。要望者の実務的なニーズを勘案し、改めて対応を検討されたい。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、信託業務に密接に関連するものに限り解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、参入の可否については慎重な検討を行う必要があると考えている。	全国農協中央会・農林中央会	3	A	信託代理店における不動産関連業務の取扱い解禁	信託代理店の取扱業務に不動産関連業務(信託併営業)の取扱いを認める。		兼営法改正(平成14年2月1日施行)により、普通銀行等本体での信託業務の取扱いが認められた際に、信託代理店の取扱業務についても拡大され、その後、遺言関連業務が解禁されたが不動産関連業務が認められていない。  組合においては、金融商品の多様化を受け、組合員の資産相談に総合的に対応する必要がある。また、「処分型」不動産関連業務(信託併営業)については制限を設けることは適当ではない。信託代理店において不動産の売買・賃貸の媒介・代理等の不動産関連業務(遺言関連に關係する不動産業務も含む)を取扱うことができれば、組合員の不動産を含めた資産に関する総合的な資産管理サービスを発揮できることにつながる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 同施行令第3条		
5073A	5073004			z07120	金融庁、厚生労働省、	確定拠出年金法第89条第1項 確定拠出年金運用管理機関に関する命令第2条	運用管理機関の登録を受けようとするときは、役員の名・住所を記載した登録申請書を厚生労働大臣および内閣総理大臣(金融庁長官)に提出しなければならない。	c		役員に係る事項は、事業主が運用管理業務を委託する運用管理機関を選任するにあたり、適切に業務を実施できると考えられる法人を慎重かつ十分な注意を払って総合的に検討する際に必要なものであるため、簡素化は困難である。					確定拠出年金運用管理機関の登録を受ける必要はない。	確定拠出年金運用管理機関の登録を受ける必要はない。	確定拠出年金運用管理機関に関する命令第2条、第3条		確定拠出年金運用管理機関においては、常勤・非常勤に関わらず、全ての役員に登録を受ける必要がある。また、当該役員は兼業状況についても登録を受ける必要がある。  証券業においては担当役員のみ登録を受けようこととされているが、運用管理機関は全ての役員に登録を受けることとされている。当該役員変更の発生により変更の届出手続きが煩雑化している。	確定拠出年金法第89条、第92条第1項 確定拠出年金運用管理機関に関する命令第2条、第3条				
5076A	5076003			z07121	金融庁、	保険業法第8条第1項	保険会社の取締役、執行役員、監査役等は、保険業法第8条第1項の特任関係者に該当する金融機関等の役員等を兼ねてはならないこととされている。	c		保険業法第8条第1項は、子会社方式・持株会社方式による保険と銀行等の他業態との間の相互参入に伴う弊害を防止するために設けられている規定とされているが、取締役は忠実義務(会社法355条)・競業および利益相反取引の制限(会社法356条)があり、また、銀行法(13条の2)・保険業法(100条の3)にはアームズレングスルールがある。これらの法令だけでは、相互参入の弊害が防止できない理由をお示し頂くとともに、当該規制を緩和することができないか改めてご検討頂きたい。	当該規定は、子会社方式・持株会社方式による保険と銀行等の他業態との間の相互参入に伴う弊害を防止するために設けられている規定とされているが、取締役は忠実義務(会社法355条)・競業および利益相反取引の制限(会社法356条)があり、また、銀行法(13条の2)・保険業法(100条の3)にはアームズレングスルールがある。これらの法令だけでは、相互参入の弊害が防止できない理由をお示し頂くとともに、当該規制を緩和することができないか改めてご検討頂きたい。	c		子会社方式・持株会社方式による保険と銀行等の他業態との間の相互参入に伴う弊害を防止するためには、アームズ・レングス・ルール等では十分といえず、本件規制も必要と考えられるところであり、ご要望に対応することは困難である。	ソニー株式会社	3	A	保険会社における取締役等の兼職制限の緩和	保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グループにおいては、保険会社と銀行の役員兼職を可能とすることが、グループの内部統制の強化及び傘下子会社の経営管理の効率化に資すると考えられる。  また、銀行・保険会社間の取締役の兼職を可能とし、コンゴロマリットの経営を効率化することと結果として、預金者、契約者の利益に資すると考える。  なお、取締役は忠実義務(会社法355条)、競業および利益相反取引の制限(会社法356条)があり、また、銀行法(13条の2)・保険業法(100条の3)にはいわゆるアームズレングスルールがあり、これらの法令により、相互参入の弊害は防止できると考える。	保険業法第8条第1項	現行の保険業法では、保険会社の取締役、執行役員及び監査役は、特任関係者(当該保険会社の子会社、当該保険会社の子会社とする保険持株会社の子会社[当該保険会社を除く])等に該当する銀行の取締役、執行役員(は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。))又は使用人を兼ねてはならない、とされている。			
5080A	5080001			z07122	金融庁、	証券取引法第44条第3号、第66条の13第1号ホ	証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として勧誘することは不可。また、親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で証券行為に関する契約を締結するためには、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして承認を受けることが必要とされている。	b		金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備する中で、「投資者の保護に欠けるおそれの少ないと認められるもの」としてどのようなものが考えられるかにつき、検討を行う。	具体的な検討時期の明示をお願いします。	b		平成19年夏頃施行予定の金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備する中で、前向きに検討を行う。	株式会社ジェーシービー	1	A	有価証券購入時のクレジットカードによる決済	前回6月期の同内容の要望に關しまして以下の回答をいたしております。 「金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備する中で、「投資者の保護に欠けるおそれの少ないと認められるもの」としてどのようなものが考えられるかにつき、検討する。」 このご回答を踏まえまして、引き続き以下要望いたします。 「投資者の保護に欠けるおそれの少ない」という点を十分に踏まえてある程度条件付きでも、カード決済の導入を認めていただきたい	顧客が証券を購入する際の窓口(対面販売、ネット販売、仲介業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードを導入する。	クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択幅が広がりが利用性が向上すること。 クレジットカード会社が持つ販売チャネルの活用やクレジットカード特有のポイントサービス等を付随することにより、証券販販の一助になること。	金融商品取引法、他		